九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

景観にさぐる中世 : 変貌する村の姿と荘園史研究

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授 : 日本史

https://hdl.handle.net/2324/21647

出版情報：1995-12-20. 新人物往来社
バージョン：
権利関係：

第四章　伯耆国国延保の復原的研究

はじめに

研究史　山陰の名峰・大山（だいせん）がゆるやかにその裾野を日本海に落とそうとする、まさにその海岸線に沿って鳥取県汗入（あせり）郡国信村（現大山町国信）が位置するが、この地一帯が中世の醍醐寺領伯耆国国延保の故地である。国延保は山陰における均等名荘園として『鳥取県史』中世編にとりあげられた荘園（保）であり、その後も執筆者である小坂博之氏によって、さらなる検討も加えられている（「探訪山陰の中世」34～36（『山陰中央日報』一九九〇年六月四日～六日））。ここではこうした先学の研究に導かれつつ、同じく現地調査に基づく景観の復原を行なう。

但し、研究の蓄積が比較的少ないことを考慮して、最初に国延保の沿革をみる。この作業を通じて、領主であった醍醐寺蓮蔵院が当初大江広元とその後裔六波羅評定衆長井氏の氏寺として機能していたのに、鎌倉末期には六波羅探題の子弟の僧にその所領が移行していくことをみる。いわば寺院における得宗（北条氏）専制の波及である。

そしてこのことが国延保の伝領に混乱をもたらし、貞和二年（一三四六）には下地中分が行なわれる。この時作成された史料・取帳が現地調査の大きな手がかりになるのだが、しかしこの史料については実は錯簡修正がまず必要なのである。その作業を経たのちに現地調査に入ることができるだろう。

一　醍醐寺蓮蔵院領国延保の沿革

蓮蔵院と六波羅評定衆長井氏　国延保は醍醐寺の子院蓮蔵院の所領であるが、この国延保と蓮蔵院の両者の歴史には興味深いものがある。

そこで最初に両者の関係をみておきたい。関係史料はもちろん醍醐

寺文書であるが、国延保が蓮蔵院に寄進されたおりの文書そのものは残されてはいない。国延保の沿革を探る上で基本史料となるものは、

史料(1)元亨二年（一三二二）四月　日権少僧都隆舜申状案（『大日本古文書・醍醐寺文書』二―三七二、『鎌倉遺文』三六―二八〇一〇）。

但しこの史料は蓮蔵院領国延保の成立から百年ものちの史料である。なぜのちの史料しか残らないのかという点は、この史料の作成者である（水本坊）隆舜が師資相承によって蓮蔵院所領を得たわけではないという点にも密接に関連しよう。

これを補足する史料に、

史料(2)端裏書に「至徳年中」（一三八四～八七）と記されている六条八幡宮別当次第ほか隆源の書上（東京大学史料編纂所影写本三宝院文書・第二回採訪二）。

系図T―1　大江氏系図

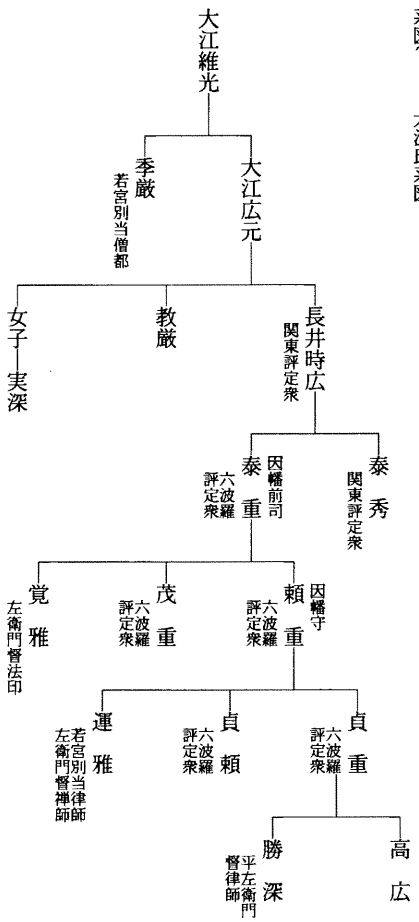

史料(2)′その土代かと思われる案文（「三宝院文書」二四函、(2)と較べると文言や構成に異なる部分があり、端裏書もない）。

がある。これは水本坊隆舜が主張した論理の延長上にあって、隆舜の継承者である隆源がより詳細に述べた史料である。但し史料(1)よりもさらに六〇年ものちの史料となる。以下この点を注意しつつ、これらの史料によって、国延保の沿革をみていきたい（系図T―1参照）。

さて史料(1)によれば国延保は他の摂津国西桑津庄、美濃国国分寺とともに、蓮蔵院実深僧正（のちに東寺長者）の時、**大江広元**が孫子の「収養」のため家領を蓮蔵院に「分譲」したものという。この孫子とは実深をさすもののようで、後の記録によれば、実深は広元女子の子であるという。(1)

この記述については広元後裔運雅（後述）の所領であった肥後国山本庄が、実際に大江広元の所領であったことが『吾妻鏡』（文治二年二月七日条）によって確認できるので、大筋においては信頼してよいと思われる。これ以後蓮蔵院は大江広元流、特にその中でも六波羅評定衆を世襲する長井泰重流（因幡守系）に縁の深い寺となっていく。(2)

覚雅　実深の後継者となるのは覚雅であるが、この覚雅は長井氏の出身と推定される。『醍醐寺新要録』蓮蔵院編・有識事が引用する「補任抄」には、

覚雅左衛門督
因幡前司　建長七

『野沢血脈集』（「真言宗全書」）には、

第二十六　覚雅

号蓮蔵院法印、俗姓大納言雅忠ノ猶子。因幡前司大江頼重子

……寛元元年誕……正応五年八月二十一日入滅五十歳

とあって、覚雅が長井一族であることを記している。但し覚雅が長井頼重子と記される点は史料批判が必要である。というのは第一に『尊卑分脈』では頼重の子は運雅のみが記され、覚雅は記されていない。第二に覚雅は寛元元年（一二四三）の生まれだが、頼重の嫡男貞重は文永七年（一二七〇）、その弟運雅は建治三年（一二七七）の生まれであって世代的にあわない（両者の生年は『常楽記』に記された没年と年齢より逆算した）。頼重の伯父長井泰秀の生年建暦二年（一二一二）（『関東評定伝』により逆算）から数えてもやはりあわない。

「因幡前司」とあることから、覚雅は正しくは頼重父、長井因幡守泰重の子[3]であったと考えたい。

運雅　運雅が長井頼重の子であることは既に述べたが、『血脈類集記』（「真言宗全書」）にも、

（裏書）「覚雅法印　運雅僧都因幡守子」

とある。この運雅も蓮蔵院僧正と呼ばれていた（『常楽記』「三宝院血脈」など）。

正応五年（一二九二）八月、覚雅は六条若宮別当職に関する訴訟のため鎌倉の地にあって病を得た。そこで死去の直前に数通の置文を認めている（『鎌倉遺文』二三一一七九八三、九八七～九九〇）。その中で国延保を含む蓮蔵院とその所領は静運僧都に一期譲与したのちに、運雅（当時は十六歳）に譲ることとし、次に報恩院とその所領は憲淳に譲与し、一期後は蓮蔵院、即ち運雅に付すこととした。さらに六条八幡宮（左女牛八幡宮）若宮の社務職は直接運雅に譲られた。この若宮は大江広元弟季厳が別当職をつとめ、広元子教厳、以後は実深、覚雅、と長井一門に相伝されたものである[4]。

覚雅にとっては運雅は実の甥である。いずれの所領も、最終的には血のつながった運雅に相続されるように、覚雅は決定しておいたのである。

親雅・隆舜・文観　しかしこの運雅は、親快の門弟である他門・地蔵院流の親玄僧正の門下となった。そして運雅はその所領を親雅に譲っているが、実はこの親雅という人物は**六波羅探題北条時敦の弟**だったのである（〈建武四年〉水本僧正坊〈隆舜〉雑掌申状〈報恩院文書〉、醍醐寺〈三宝院〉文書・血脈〈東京大学史料編纂所影写本、第二回採訪二十五〉）。『昭和五十八年度古典籍大入札会目録』に元応二年（一三二〇）九月廿二日前権僧正譲状の写真が掲載されている[5]。ここで伯耆国国延保、摂津国西桑津庄ほかが親雅禅師に譲られているが、この前権僧正こそ運雅であって、その花押は彼が残した唯一の花押であろう。『常楽記』は彼がこの翌日廿三日に死去したと記している[6]。六波羅評定衆の縁者で

あった運雅は、六波羅探題の縁者である親雅に所領を譲ったのだが、北条氏一門による寺領の集積はあたかも得宗専制の寺院版を思わせる。

こうした事態に対し、元亨二年（一三二二）（水本坊）隆舜は、覚雅置文の中に他門に移る場合は譲与を認めないとあったこと、院家坊領は法流と一体であって各別ではないことを主張し、国延保以下の坊領の返付を鎌倉幕府に訴えている（史料(1)）。「各別」とは元応二年の譲与の際、運雅が蓮蔵院そのものを譲ったのではなく、その所領のみを切り離して譲渡したことを指しており、そのことを否定したのである。但し以後の流れをみると、隆舜は師の隆勝らに同じく元弘三年（一三三三）頃まで鎌倉にいることが多く、ために影響力も少なく、事実上、後醍醐天皇に近い道順の力が強まる。元弘二年（一三三二）の内乱時には蓮蔵院は報恩院とともに、六波羅方より「笠置之御方」であるとして攻撃されている。乱後は親雅が道順ら後醍醐天皇方の勢力を追放して支配する事態となっていた。

当時醍醐寺では憲淳以降の法流の嫡庶争いがあり、道順―道祐―文観とつづく流れが大覚寺統（後宇多―後醍醐）に付き、隆勝―隆舜とつづく流れが持明院統に付くという大きな対立があったとされているが（辻善之助『日本仏教史研究』三〈「両統対立の反映として三宝院流嫡庶の争」〉）、それ以外にも六波羅系列の法脈があって、実はこの流れが隆舜流よりははるかに強い勢力であったように思われる。というのは、みたように隆舜流は訴訟を理由に関東に下向しており、隆勝は延慶四年（一三一一）以降鎌倉犬懸坊を所持していたし（『醍醐寺文書』一―二五六）、「続伝灯広録」によれば伊豆般若寺、走湯山別当に任じられたともいう。[7] 即ち隆舜は主たる活動拠点を関東に置いており、事実上京都においては力を失っていたように思われる。鎌倉末期、隆舜らの訴訟面における活躍はあったにせよ、彼らがそれなりの力を得るのは足利政権の樹立以後のことであり、鎌倉期の隆勝・隆舜に対する辻善之助氏の古典的評価はやや過剰に高いとも思われる。

かくして元弘内乱直前までは醍醐寺は大覚寺統・道順流に掌握されていた。元亨二年（一三二二）に蓮蔵院所領が道順から若宮（聖尊法親王）に譲られ、後宇多院宣（同二―三七三）が出されているのはそのことのあらわれである。この二年前、運雅が親雅に国延保以下を譲ったのは、こうした反幕府勢力の動きへの対抗措置であったのかもしれない。

先にみた元弘二年の親雅による報恩院・蓮蔵院の掌握は、醍醐寺を支配していた大覚寺統・道順系が正慶・元弘の乱の過程で劣勢になったことを利して、六波羅探題の側が両院をその系列下にくみ入れることに成功したという事件である。しかしながら翌元弘三年（一三三三）に到れば後醍醐天皇が隠岐より還幸するという逆転をみるのであり、今度は小野僧正坊、即ち文観が「親雅僧都之跡」として両院を支配した。そしてさらに建武三年（一三三六）足利尊氏の京都支配という再逆転があり、同年九月六日光厳上皇院宣（『南北朝遺文』中国四国編一―四六九～四七〇）が宰相僧正御房（隆舜）[8]に出され、また前後して七月廿一日と九月廿一日、水本僧正坊（隆舜）に対し、坊領における武士の違乱を停止する足利尊氏御教書（『大日本古文書』醍醐寺文書二―四四八ノ一、二）が出されている。

このようにして隆舜は復活し、やっと念願の報恩院・蓮蔵院の掌握に成功したのである。

以上の過程を要約するならば、蓮蔵院の所領となる国延保等は、根本は大江広元の所領であったが、広元ならびにその子孫であった六波羅評定衆長井氏が蓮蔵院に帰依し、その一族が入寺する体制になったことにともない、蓮蔵院所領となっていった。おそらく長井氏は国延保からの年貢収取にもかかわっていたものであろう。しかし鎌倉末期には六波羅探題、北条氏一門が入寺する。そして醍醐寺法流内の争いと、加えて六波羅探題対大覚寺統流の醍醐寺僧との争いを経て、室町幕府の樹立以後は、反大覚寺統の立場をとり、かつ六波羅とも距離のあった隆舜流が掌握するところとなったものである。

二　貞和五年下地中分

このようにして報恩院隆舜（水本坊）は醍醐寺内部における争いの中で、国延保の知行者となることに成功したはずである。ところが南北朝内乱の動揺の中で、現地は事実上守護（山名時氏）領となっており、守護代小林左京亮は彼なりに「代々守護領」と主張していた。

この間の経緯は定かではないが、六波羅探題に近いものの所領を伯耆国司名和長年が闕所として奪取し、さらに名和氏の没落後、それを守護石橋和義・山名時氏が自領として継承していったことは十分にあり得ることである。

このため隆舜は室町幕府に訴え、建武四年（一三三七）三月、同年七月、暦応二年（一三三九）四月と三度に亙り、幕府から守護への押領停止命令が出されている。[9] しかしかつての六波羅評定衆長井氏のような後楯を持たぬ隆舜にとっては、すみやかな知行回復は困難だった。十年余りが経過した貞和五年（一三四九）閏六月十七日、守護代小林左京亮と蓮蔵院公文所との間で和与状が作成され、結局国延保は下地が中分されることになっていく（『南北朝遺文』中国四国編二―一七二五）。

本章で主要な分析の対象とし、名耕地復原の素材とするのは、この和与に先立つ三年前の貞和二年（一三四六）に名寄形式で作成された国延保取帳写（醍醐寺文書〈三宝院文書四三〉、『南北朝遺文』同右二―一五一二）である。名耕地を詳細に記すこの取帳は、既に田数が名毎に折半されている。おそらく貞和五年下地中分の折衝過程において、所当公事を折半するための基礎資料として用いられたのが貞和二年検注の数値であり、この取帳写自体は貞和五年の中分以降の数値をも示していよう。

但しこの後も蓮蔵院（水本坊）の思うような荘園支配は実現しなかったようで、南北朝期の年欠醍醐寺領目録（『富山県史史料』中世―三五六）には「御敵陣処々」の中に「伯耆国延保三百石」が書き上げられている。またこれ以降応永三年、四年、十五年、十九年、廿九年、卅四年（一三九六、九七、一四〇八、一二、二二、二七）と応永年間に六回も水本僧正（報恩院僧正・隆源）の訴えに応えての室町幕府遵行命令が出されている。[10] くり返しての遵行状交付は逆に蓮蔵院の国延保支配が困難であったことを示唆するものである。[11]

また史料(2)、(2)′には蓮蔵院（水本坊）領土貢の上分を、六条八幡若宮

に寄進した旨記述があるが、その内訳は「伯耆国々延保年貢内（毎年千疋）」（史料(2)′では毎年十結（ママ））となっている。

銭千疋は十貫であり、米にすれば十石に相当する。先の三百石に較べればわずかな上分であるが、源氏（足利氏）ゆかりの六条八幡とかかわりをもつことで、収取の円滑化を期待したものか。なお貞和二年取帳では分米・交分・佃・加徴の合計は約二百五十一石である。先の三百石という数値は、さらに夫役・雑公事分を石に換算して加算したものであろう。

三　貞和二年中分取帳錯簡の修正

取帳記載の問題点　さて貞和二年取帳はこのように醍醐寺と守護代の間で貞和五年に行なわれた下地中分の前段階で作成されたものということになったが、残念ながら正文ではなく写である。それも必ずしも良質の写とはいえない。よくみると筆写されるべき文字が脱落となっていたり、検算してみると数値が違っていたりする。また写であるから紙継目もなくわかりにくいが、錯簡に由来すると思われる矛盾もある。つまり本取帳は名の内訳をまず場所別に坪付を、つづいて斗代別に斗代寄（よせ）を記して一旦分米、交分（きょうぶん）の集計を記す。そして次に加徴・佃の分米・交分の集計を記し、そののち筵・花代以下の雑公事を書き上げている。ところが永元名として記された部分では順序に従って名以下雑公事までが一揃い記されたのちに、再び分米・交分・加徴・佃の合計と雑公事が登場している。これは明らかに矛盾する記述であり、その間に何らかの脱落があったことになる。[12]

記載原則の発見　したがって写としては良質なものとはいえず、安易に全面的に信頼はできないということになってしまうのだが、幸いなことに本取帳は一定のルールに従って記述されており、そのルールを発見し、そのルールに従って再度計算し直すことによって、脱落部分・錯簡部分の復原・修正が可能になることが判明した。そこでまずその取帳記載のルールを明らかにしておこう。

① 名（みょう）の名前を記したのちに各筆の坪付が記されるが、それには所在地名（字名）が書かれたのち、五、七のように小さく数字で斗代が示されている。坪付ののちに記される斗代別の集計値は、この坪付記載の筆順に従って記されている。数筆を一括して集計することが多く、特に同じ斗代の場合にいくつかまとめられている。

※　例えば友末名の場合、最初の一筆「大三十歩（堺五）」が斗代別の最初の五斗代として記され、つづいて次の三筆（二反小（堺五）ほか二筆）の合計が□（五斗）代（欠字だが坪付によって五斗代とわかる）として、面積も三筆分の合計五反六十歩が記される。つづく各筆は一筆ずつ七斗代、六斗代、三斗代として記され、それぞれの面積がその下に記されている。

② 斗代は石代・七斗代・六斗代・五斗代・三斗代の五種がある。これには石代を除いて交分（きょうぶん）（加算年貢）がかかるが、分米に対する交分の比率は斗代毎に定まっている。即ち七斗代・六斗代の場合は七割、五斗代の場合は五割、三斗代の場合は三割五分の交分と定められている。

史料(1)貞和二年国延保取帳

「蓮蔵院領（表紙カ）
伯耆国々延保取帳（イ入郡）　貞和弐年分」

注進　伯耆国々延保相分事　貞和弐年名寄定

合

一惣田数　陸拾玖町漆段三百弐拾歩
　本号伍拾漆町玖段
　出田十一町八段三百廿歩
分米伍百漆十陸石参斗壱升五合一勺内
一国弘名二丁半内
　一所　三反垣内五　三十歩ヲハラ五　三反大五（ヲ）ヨト井
　一所　半七ヨト井　一所　二反泉三　一所　一反ヲハラ三
　已上壱町玖拾歩
五斗代　六段大三十ト（歩）　分米参石参斗漆升五合　交分壱石陸斗八升七合五勺
七斗代　半　分米参斗五升
六斗代　六反半三十歩（四）　分米二石七斗五升　(Ⅱ)
　〔交分一石九斗二升五合〕
　以上捌石参斗陸升五合五勺
加徴米弐斗伍升　交分伍升
佃小四十五歩　分米六斗八升七合五勺
莚　三枚　花代　五十文　色代　五十文
夫賃　百十文　藍代　二十五文
一友末名　二丁一反三百歩内

(Ⅰ)

一所　大三十歩堺五　一々　二反小堺五
一々　二反堺五　一々　三百歩堺五
一々　二反堂垣七　一々　二反堂垣六
一々　一反スナクチ三
　以上壱町三百三拾歩
五斗代　大三十歩不作　分米三斗七升五合　交分一斗八升七合五勺
〔五斗〕代　五反六拾歩　分米二石五斗八升三合五勺
　交分一石二斗九升一合七勺五才
七斗代　二反　分米一石四斗
　交分九斗八升
六斗代　二反　分米一石二斗
　交分八斗四升
□（三）斗代〔一反〕　分米三斗
　交分一斗五合（刊本合を升に誤る）
　以上玖石弐斗陸升二合七勺五才
加徴米　二斗五升　交分五升
佃　小三十歩　分米六斗二升五合
莚　三枚　花代　五十文　色代　五十文
夫賃　九十四文　藍代二十五文
一永元名　四丁一反小内
一所　二反屋敷南五不　一々　半同所五不

一々　五反（四）屋敷南五
一々　一反大宮前七
一々　四反宮後六
一々　二反山崎三
　以上弐町大
五斗代　二反半
五斗代　六反小
七斗代　一反小（大）
六斗代　八反
三斗代　二反六十歩
　以上拾漆石五斗弐升七合五勺
加徴米　二斗五升　交分　五升
佃小四十五（四）歩　分米六斗八升七合五勺
莚三枚　花代　五十文　色代　五十文
夫賃八十三文　藍代二十五文　白苧代七十四文
　交分弐斗四升五合　(Ⅲ)
〔三斗代　三反〕　分米玖斗　※(Ⅰ)末尾に続く

一々　二反小五石田
一々　三反小宮前六
一々　大柳造六
一々　六十歩若宮東三

交分参斗壱升五合
以上陸石八斗七升二分(合)五勺
加徴米　弐斗五升　交分　五升
佃小四十歩(四十五)　分米　六斗八升七合五勺
并漆石捌斗陸升
莚四枚　花代五十文　色代五十文
夫賃百文　藍代二十五文　白苧代五十文
一近綱名　一丁七反三百卜内
一所　三反小(垣内五)　一々　一反(同所七)
一々　二反(式田七)　一々　二反半三十卜(垣内七)(八)
以上捌段三百三十歩
五斗代　三反小　分米壱石六斗六升七合
交分八斗三升五分(マヽ)(三合)五勺
〖七斗代〗一反　分米七斗

交分四斗九升
一末安名　一丁一反半内
一々一反九十歩(堺七)　一々三反(末吉ノサカイ七)
一々九十歩(サカイ七)　一々一反(末吉ノサカイ三)
一々九十歩道祖ノ前
以上伍段大参拾歩
七斗代　一反九十卜　分米一石九斗五升(八斗七升五合)(次々行誤写)
交分六斗一升二合五勺
六斗代　三反九十卜　分米一石九斗五升
交分一石三斗六升五合
三斗(代)一反九十卜　分米三斗七升五合
交分一斗三升一合二勺五才
以上伍石参斗八升八合七勺五才(三斗八合)
莚　一枚半　夫賃八十三文　人夫一人

(Ⅳ)

一友久名　一丁三反内
一々　一反(山崎五)　一々　三反(同所五)　一々　小(同所五)
(一々)一反六十卜(岡本五)　一々　一反(山崎三)
以上六反半
五斗代　五反半　分米二石七斗五升
交分二石参斗七升五合
〖三斗代　一反〗　分米三斗
交分一斗五合
以上四石五斗参升
加徴米二斗五升　交分五升　(人)夫一人
佃小四十五歩　分米六斗八升七合五勺
莚　五枚　花代五十文　色代五十文
夫賃七十七文　藍代二十五文　白苧代五十文

以上、右の原則を確認しつつ、田積の集計（「已上」(以)）を検算し、つづいて田積に斗代を乗じて分米を算出し、その分米に対し斗代別に交分比率を乗じて交分の値を得、さらにそれを合計して「已上」(以)の数値を得るという計算を今一度検算し、あるいはまた逆算することによって、誤写文字の修正と脱落文字の補塡、そして錯簡の訂正が可能となったのである。

この作業の結果を別掲のように取帳の冒頭の部分について示しておく。原本を筆写する際に脱落したと思われる個所については〖　〗で示して補塡し、同じく原本筆写の際写し誤ったと思われる個所は（　）で示して修正した。

錯簡の発見　また錯簡箇所も発見された。まず国弘名の斗代別集計のうち三行目の「六斗代　六反半三十歩」が前段の坪付に対応していない（「一所二反(泉三)　一所一反(ヲハラ三)」に対応するから「三斗代　三反　分米玖斗」とならなければならない）。そこで二行目七斗代と三行目六斗代の間は原本では紙継目箇所に相当し、筆写当時継目がはがれていたため接合を誤ったものと考えて前半を(Ⅰ)、後半を(Ⅱ)とする。

また永元名は本来雑公事の記述で終了するはずで、次行が「交分弐斗四升五合」とくり返し交分が登場するのはおかしいから、この交分の前の行を境に、前段から雑公事（白苧代七十四文）までを(Ⅱ)、交分の行以下を(Ⅲ)とする。

さらに近綱名が斗代別集計の途中で直ちに末安名に入るのはおかしいから、前段から集計分（交分）までを(Ⅲ)、末安名以下を(Ⅵ)とする。

(Ⅰ)は(Ⅲ)に接続する　さて(Ⅰ)の末尾、

七斗代　半　分米参斗五升

に対する交分は先の原則に従い七割を乗じて「二斗四升五合」となるが、まさにこれが(Ⅲ)の第一行の数値に一致する。(Ⅲ)の次行は国弘名の坪付けに対応するから、先述したように、

『三斗代三反』分米玖斗

になるはずだが、これも「分米玖斗」とある数値に一致し、さらに欠字となっている『　』内を補塡することができる。したがって(Ⅰ)は実は(Ⅲ)に接続するものだということが判明するが、復原された国弘名の分米・交分を計算して合計すれば「六石八斗七升二合五勺」となって(Ⅲ)に記された数値と完全に一致する。

(Ⅲ)は(Ⅱ)に接続する　つづいて(Ⅲ)の後半、近綱名のあとには、どの断簡が接続するのかという点であるが、七斗代以下の部分は坪付との対応からすれば、式田と垣内の二筆（二反・式田七△、二反半三十歩・垣内七△）に対応して、

七斗代　四反半三十歩

になるはずである。一方(Ⅱ)の冒頭は、

六△斗代　六。反半三十歩　分米二石七斗五升

とよく似てはいるが、異なった数値である。そこで検算をして分米を六斗代で除してみれば。部分は「四反半三十歩」が正しい数値となるが、これで面積は(Ⅲ)の集計と(Ⅱ)の冒頭が一致することとなった。なお△の斗代は計算上は「六」のはずであるが、坪付には「七」とあって一致しない。近綱名の式田、垣内に「七」と注記される数値は正しくは「六」であり、写し誤ったものと考えたい。また(Ⅲ)の五斗代の交分、八斗三升五・分(合)五勺のうち・は計算上は三合が正しいのでこれも是正する。いささか強引な修正ばかりにも思われようが、これら五斗代分、七斗代分に(Ⅱ)の冒頭の六斗代分米、及び記載漏れとなっている六斗代の交分（計算上一石九斗二升五合）を補塡し、近綱名分として分米・交分を合計してみると、(Ⅱ)の二行目に「以上捌石参斗陸升五合五勺」と記された数字にこれまた完全に一致するのである。

なお(Ⅱ)は雑公事夫役の書き上げで終わり、(Ⅳ)は新たに「末安名」からはじまる。(Ⅱ)→(Ⅳ)と接続することには特に説明は要しまい。

以上の作業の結果、(Ⅰ)は(Ⅲ)に接合し、(Ⅲ)の末尾は(Ⅱ)の冒頭に、(Ⅱ)の末尾が(Ⅳ)の冒頭につづくのが本来の形態であることが明らかになった。したがって従来誤って理解されていた国弘名、近綱名、永元名についても正しい数値が復原されることとなった（『鳥取県史』三六二頁の表は是正される必要がある）。当初はいささかたよりなげに思われた取帳写であったが、逐一復原して行くと、「以上」(巳)と書かれた数値に完全に一致することは驚きでもあった。写こそは良質とはいえないが、原本の数値は相当に厳密で正確なものであり[13]、算術に精通したプロ（雑掌）が

作成したものといえる。

さて名(みょう)の部分はこのようにして復原された。「都合二十二名」のうち、最後の名の名前は破損のため不明だが、巻末に記された「名々人夫事」に記される「国重」名がそれに該当しよう。

取帳はこののち仏神田を「本石代」のもの、つづいて石代から三斗まで四種類のものを書き上げて、最後に「名々人夫事」を書き上げて終わっている。

国延保の名は均等名か　以上の結果、ほぼ完全に取帳は復原され、名についてもその構成が判明した。それを一覧表としたものが、表T―1である。先学が指摘されたように、雑公事、夫役には一律的な配分、均等な賦課という性格を読みとることができる。例えば花代・色代は五十文の、藍代は二十五文の賦課を基本としていることは、こうした均一賦課を示唆するものである。

勿論貞和取帳では中分された場合の寺家方の取分しか記されていないので、雑公事・夫役の全体を知ることは容易ではない。しかし取帳文末、「名々人夫事」に、

以上弐拾人内
十人充

とあることからすれば、人夫に関しては各名一人宛賦課され（但し二十二名のうち二名は除かれた）、それが寺家方と守護方に中分されたことがわかる。

各名に対する雑公事の賦課の仕方をみてみると（表T―1参照）、佃が課される名は必ず莚・花代・色代・夫賃・藍代の五つの雑公事と加徴を負担していること、加徴が課される名は莚・花代・色代・夫賃の四つの雑公事を負担していることがわかる。逆に佃が課されない名は花代・色代・藍代・白苧代は負担していない。また莚と夫賃は唯一宗利名を除いて全ての名が負担しているが、その数量はまちまちだったこともわかる。

このことから課役賦課の中心は佃・加徴にあったように思われるから、佃・加徴を寺家に納入しなかった十名の分の雑公事は、大半が守護方に納入されていたとみることができるだろう。したがって中分以前の雑公事・夫役は、数量の多寡には差はあるものの、各名に対して均一に課せられていたと考えたい。特に加徴は二斗五升が基本であり（二名のみ半分となっている）、佃は小四十五歩か小三十歩、花代・色代・藍代は五十文、五十文、二十五文の賦課が原則で、巨大名である末次名と、例外的に半分の扱いとなる二名を除いては均一平等に賦課されるものであった。

したがって雑公事・夫役の均一性・平等性に着目して「均等名」の概念を先学が提唱されたことは、それなりに首肯できる点もある。しかしながらこうした賦課が各名に完全に平等にかけられている訳ではないし、特に各名の田積については最大末次名八丁七反、最小近重名八反、分米・交分の各名毎の計も最多は末次名三十三石九斗、最少は近重名二石六斗であって、分米に関しては特に均質性はなく、中分以前にもおそらく同様であったはずである。その点では先学の「均等

佃※1	佃分米	莚	花代	色代	夫賃	藍代	白苧代	人夫※2	名の規模 一丁未満	一丁～二丁	二丁～三丁	三丁～五丁	五丁以上
歩	斗 升 合 勺	枚	文	文	文	文	文						
小40 (45ヵ)	6. 8. 7. 5	4	50	50	100	25	50				○		
小45	6. 8. 7. 5	3	50	50	110	25				○			
小30	6. 2. 5	3	50	50	94	25					○		
小40 (45ヵ)	6. 8. 7. 5	3	50	50	83	25	74					○	
		1.5			83			1		○			
小45	6. 8. 7. 5	5	50	50	77	25	50	1		○			
		2.5			104			1		○			
											○		
		1.5			47			1	○				
		3			162							○	
										(○)			
		1.5			60			1		○			
小30	6. 2. 5	3.5	50	50	130	25		1			○		
小30	6. 2. 5	4	50	50	176	25		1				○	
小45	6. 8. 7. 5	2.5	50	50	119	25		1		○			
小30	6. 2. 5	3	50	50	82	25	73	1		○			
小30	6. 2. 5	3	50	50	119	25		1			○		
		5	100	100	180		100						○
		2	25	24	114		50				○		
		2	25	24	125		48	1			○		
小30	6. 2. 5	4	49	48	122	24	100	1			○		
		(1.5			(132					(○)			
		3)			178)			1			(○)		
												○	
		1			56			1		○			
11		21	14	14	21	11	8	14	小計 1	9 (公文跡を含む)	8	4	1

4反285歩　7石1斗8升7合5勺
(½)　(½)

(16貞久名、21光安名)書かれるものがある。

表 T-1　国延保の 22 名と荘官給

名	田積(分米) 中分前	中分後	分米(含交分)	加徴米(分米)	交分
	丁 反 歩	丁 反 歩	石 斗 升 合 勺 才	斗 升	升
1. 国　弘　名	2. 0. 180	1. 0. 90	6. 8. 7. 2. 5	2. 5	5
2. 近　綱　名	1. 7. 300	8. 330	8. 3. 6. 5. 5	2. 5	5
3. 友　末　名	2. 1. 300	1. 0. 330	9. 2. 6. 2. 7. 5	2. 5	5
4. 永　元　名	4. 1. 120	2. 0. 240	17. 5. 2. 7. 5	2. 5	5
5. 末　安　名	1. 1. 180	5. 270	5. 3. 8. 8. 7. 5		
6. 友　久　名	1. 3. 0	6. 180	4. 5. 3	2. 5	5
7. 永　重　名	1. 7. 180	8. 270	8. 8. 0. 1. 2. 5		
8. 宗　利　名	2. 4. 0	1. 2. 0	10. 9. 9. 5. 3		
9. 近　重　名	8. 120	4. 60	2. 6. 1		
10. 末綱・守清名公文跡	3. 9. 300	1. 9. 300	16. 1. 0. 3. 3. 5		
11. 惣追捕使跡	1. 5	7. 180	7. 5. 2		
12. 光永・末真名	1. 4. 240	7. 120	5. 2. 5. 7. 5		
13. 末　秀　名	2. 4. 120	1. 2. 60	9. 0. 7. 8. 7. 9 (5カ)	2. 5	5
14. 末　永　名	3. 7. 120	1. 8. 240	14. 1. 3. 8. 5	2. 5	5
15. 守　永　名	1. 8. 60	9. 30	8. 1. 1. 6. 3. 5	2. 5	5
16. 貞　久　名	1. 7. 300	8. 330	6. 3. 6. 7. 1	2. 5	5
17. 光　房　名	2. 9. 350	1. 4. 350 (ママ)	8. 7. 4. 8. 1. 5	2. 5	5
18. 末　次　名	8. 7. 150	4. 3. 255	33. 9. 0. 6	2. 5	5
19. 吉　延　名	2. 3. 300	1. 1. 330	8. 4. 8. 2. 2	1. 25	2.5
20. 貞　清　名	2. 7. 60	1. 3. 180	10. 2. 4. 1. 2. 5	1. 25	2.5
21. 光　安　名	2. 5. 300	(欠) (1. 7. 330)	10. 5. 3. 5. 7	2. 5	5
22. 景　永　名	1. 2. 0				
岩　次　名	2. 8. 240	2. 0. 120	24. 1. 9. 1. 2. 5		
	計 4. 0. 240				
23. (国重名カ)	(1. 0. 180)	5. 90	3. 1. 2. 5		
雑公事夫役がかかる名の数				14	

総計〈計算上〉　58丁8反150歩　29丁9反5歩　240石1斗6升4合6勺5才(½)　3石9斗(½)

〈史料上〉　69丁7反320歩〔上記の数値に仏神田8丁8反60歩と佃を加えた数値〕

576石3斗1升5合1勺〔上記の数値に仏神田32石5斗8升2合と佃を加えた数値〕

※1 佃の斗代は1石5斗と考えられる。したがって6斗8升7合5勺に対する佃面積は小45が正しい。

※2 雑公事の記載順はこの表のとおりだが、人夫については加徴・交分のあとに(6、友久名)、あるいは佃、分米のあとに

名」という規定には疑問が残る。均一に課された佃・加徴は名主であるための、最低限度の義務・負担として理解したい。

四　国延保の耕地景観と名の復原

取帳地名と現存地名　そこでいよいよ本来の課題である耕地景観ならびに名の復原作業に移ることとしよう。最初に取帳に記載のある地名のうち、現存するものをみてみよう。まず名の名前のうち小字として残るものには近綱があり、集落の名前（近世の村名）として残るものには、末長（取帳では末永）がある。[14] 耕地地名のうち小字名として残るものには、国信のヲハラ（小字尾原、上小原、下小原）、垣内、櫛造（小字串作）、山崎、白河（小字白川）、イケタ（小字池田）、ヒロタ（小字広田）、堂庭、樋ノ口、佃（小字上佃、下佃）、ウリウ（小字上宇立、下宇立）、倉垣、六反田、新開（小字新貝）、宮前（小字宮ノ前）がある。末長にはスケタ（小字管田）、カタフキ（小字片吹）、スナクチ（小字砂口）が現存する[15]（以下巻末地図T―1）。

小字以外の通称地名として残るものも多い。ハラテは国信の耕地、式田（シキデン）、岡本は用水路の名として、神田（ジンデ）は耕地及び水路の名として中世地名が残っている。末吉堺、福尾堺、所子はそれぞれ集落の名（旧の村名）に由来するからおよその位置がわかり、宮前、宮後は国信八幡宮周辺（小字宮の本近辺）と考えられ、[16] 大道、大道端は旧山陰道（通称殿さん道）近くであろう。中世社寺のうち八幡宮、神宮寺が現存し、若宮は大正七、八年（一九一八、九）に八幡宮に合祀されたが、旧地は通称地名としても確認できる。このように国信には中世地名が多く現存するのである。

灌漑水系　次に国信一帯の灌漑用水を見ておこう。国信より高い位置にある所子、上野、福尾等の各村々は大山から流れる阿弥陀寺川に堰を設けて取水していたが、国信はそうした独自の水源をもたず、「おだれ」、即ち上流からの余水、「さがり水」（「うだり」という地方もある）を利用した灌漑を行なっていた。田植時期になって上方の各村の水田に水が入れば、国信はその余水で十分灌漑が出来たというのである。この独自の用水体系をもたないということは、近世的な用水体系が完成する以前から、国信がある程度まで用水を自給できたことを示している。即ち山陰本線が通過する標高三〇メートル周辺には小規模ながら、いくつかの湧水があった。先ず笠原池である。これは別称新池の呼称が示すように、さほど古い池ではないが、強湿地を溜池にしたものといわれ、内に湧水があるという。次にその南方、末長集落の北には、さざ池と呼ばれる湧水があり、さらに末長の南方には大清水、小清水という大湧水と、土瀬（どじぇ）と呼ばれる小湧水群があった。またさざ池より下って今日の国信集落と末吉集落との間に本池と呼ばれる溜池があるが、この溜池の周辺にも清水が多かった。本池はさざ池等からの余水を貯め、さらに周辺の湧水（清水）も貯水して、それより下方の浜にも近い水田一帯、泉川までを灌漑していた（以下表T―2参照）。

国信はこのように上方の各村の余水を利用するのであり、自前の用水源としては湧水とそれを貯めた溜池があるにすぎなかったが、元来

表 T-2　国信・末長・末吉の灌漑水系

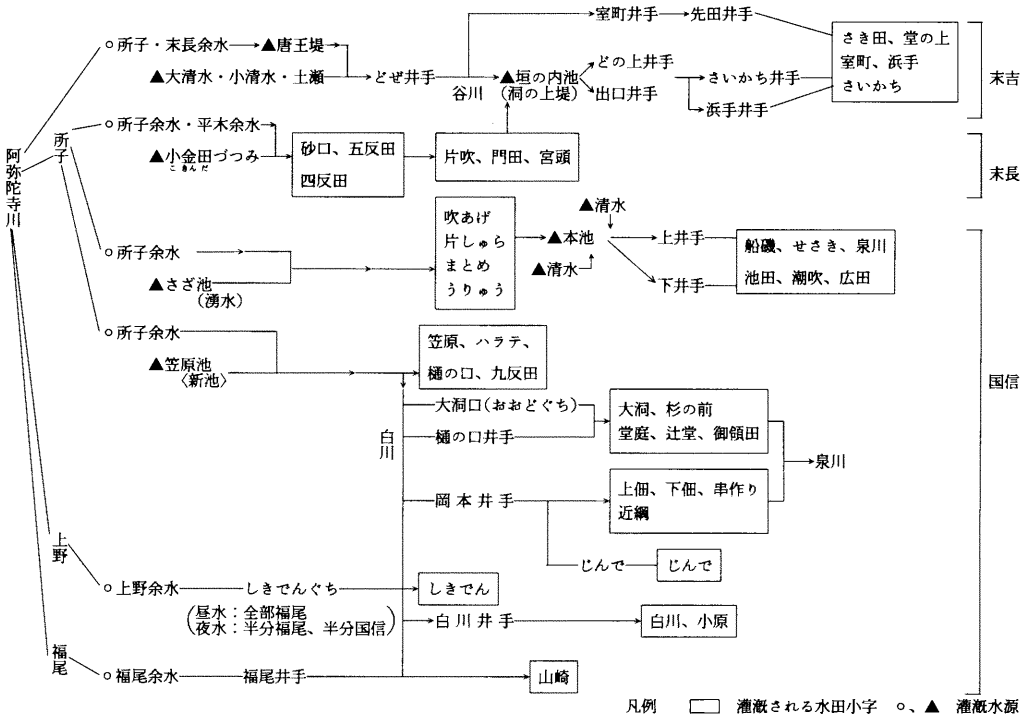

国信の水田は、福尾（ふくお）や上野（うえの）のような台地上の水田とは異なって、台地間の広闊な谷地形に展がるものだった。おそらく中世においてもこうした湧水群に依拠して十分に養うことができたと考えられる。

近代には網の目状に用水網がめぐらされ、小字大洞（ドオは取水口の意）、樋の口、堂庭には、大洞、樋ノ口井手、岡本井手、シキデンなどの用水の取入口が設けられていた。

荘園地名　中世文書にも「佃」の地名がみえるが、小字名にも上佃、下佃が現存する。明治二十二年（一八八九）の切図（地籍図・区長持ち廻りだんす中にある）には一筆毎の等級が記されているが、一等田がもっとも集中するのは小字御領田、それに次ぐのが小字上佃、つづいて小字下佃となっている。[17] いずれも樋ノ口井手、岡本井手のかかりである。

近綱という地名は名の遺称地名であるが、やはりこの一帯にある。他の水田と連続しているから、この地に名屋敷があったとも俄かには考えにくいが、水田の等級は低く、四等、五等ばかりである。あるいは畑地等の高燥地を水田化したものであろうか。

また鬮免（くじめ）という字名もあるが、公事免の意であろう。

条里地割　『鳥取県史』（原始古代・中世）等で先学が指摘されたように、国信から末吉にかけては条里地割と考えられる方格地割が存在する。即ち国信では御領田、辻堂、串作、佃、尾原の一帯に、ほぼ一一〇メートルの間隔で直交する水路、里道（畦畔）がみられ、樋の口井手、岡本井手は勿論、泉川もこの方格地割に規定されている。この地割は真北よりわずかに西に傾くが、ほぼ南北を基準とする。末吉では

室町、池田、前南、中南、先南の一帯に、同じく一辺一〇〇メートル強、ほぼ南北を基準とする方格地割が確認でき、これはさらに南方唐王（のお）にも連続しているようにみえる。国信と末吉の方格地割は、国信集落のある台地と畑地によって寸断されているが、国信八幡神社の参道である馬場小路も同じ方位にのるし、末吉集落を通過する山陰道も基準線の一部となっており、国信・末吉の方格地割は基本的に同一のプランによっていると判断でき、古くからの開発が想定される。

名田の分布　そこで次に名田の分布を検討する。手がかりとする地名は、取帳に記されたもののうち、その位置が判明するものであるが、全体約六〇のうち半分の三〇程がわかるにすぎない。このことを前提として検討を行なわなければならないが、中には全ての坪付地名の位置が判明する名もある（近綱名、友久名など）。

さて名田の分布の特色は、それがかなりのまとまりをもっているということである。特にそれは一町程の平均的な名に顕著な傾向である。例えば一丁一反の**末安名**は五筆からなるが、四筆は「堺」（サカイ）、「末吉ノサカイ」と記されており、殆ど同じ場所にあった。残る一筆は「道祖ノ前」とある。国信一帯にはさいの神が多く、末吉の荒神の位置にも祭られている。もともと道祖神は境の神であるから、これも「堺」の近くにあったと思われる。つまり五筆は全て同じ位置にかたまっていたことになる。一丁三反の**友久名**の場合、全五筆のうち四筆が山崎、一筆が岡本である。岡本は井手の名称としてのみ残っているが、岡本がかりの一段下が山崎であるから、いずれも近接していたとみてさしつかえない。地名の位置が確認できない場合でも一丁七反の**永重名**の場合、六筆のうち三筆がウ（ヲ）マヨ、二筆が宮後とかたまっている。名地名が残る**近綱名**（一丁七反）の場合、四筆のうち三筆が垣内、一筆が式田である。この垣内を国信と末吉の両方にまたがって残る小字垣ノ内の位置と考えた場合には式田とは少々離れた位置になるのだが、垣内という地名（小字）は大字所子にもあって、元来は家屋周辺をいう一般名詞・普通名詞であると考えられる。また小字垣ノ内は今日でも殆ど畑で水田は少ない。そこでこの垣内を、近綱名屋敷の有力な推定地である小字近綱そのものに比定してみると、通称地名式田とは、かなり近接した位置になる。

このように、一丁規模の、国延保にあってはどちらかといえば小規模な名の場合は、その耕地は近接した位置にあるものが多かった。そして三丁程度の中規模な名の場合でも部分的にはこうした傾向がみられる。

例えば今日の末長集落に名屋敷があったと考えられる**末永名**（三丁七反）の場合には全十五筆のうち八筆（一丁一反半）がスナクチ、三筆がカタフチ（キ）、二筆が堂垣（垣堂ともあるが誤写であろう）、一筆がスケタ、一筆がヤシキとなっている。砂口、片吹、菅田はいずれも末長の小字名であり、片吹・菅田は隣接している。末永名の場合は、今日の末長集落の周辺にその耕地が集中していたのである。

末秀名（二丁四反）の場合は全八筆のうち、その位置が比定可能な四筆、即ち、堂庭、樋ノ口、シチ（キ）田、大道□（ハ）タ（山陰街道近くに比定される）はいずれも隣接する地名である。

集名（しゅうみょう）であるが**末綱名・守清名**（三丁九反）の場合、全十五筆のうち、

位置の比定が可能なものはヲハラ（三筆）白河（二筆）、イケタ（二筆）、ヒロタ（一筆）の八筆であるが、いずれも浜に近接する地名である。

このように現存する地名をもとに考えると、国延保の各名はいずれもまとまりをもつ一群の耕地から成っていたことになるが、一方には距離のある耕地片から成っていたと考えられる名も存在する。

国延保で最大の名、**末次名**（八丁七反）の場合、全三〇筆のうちウリウ（四筆）、スケ田（一筆）、大道[18]（三筆）、福尾堺（一筆）など九筆の位置がわかるにすぎないが、ウリウ（上宇立、下宇立）、菅田は国信の南東はずれに、福尾堺は国信の北のはずれに位置するので、これらの耕地が近接するとか、まとまりをもつとはいえない。

国延保で二番目に大きな**永元名**（四丁一反）の場合、全十筆のうち屋敷南が三筆で、その他の筆もほぼその位置が判明するが、そのうち宮前（二筆）、宮後、櫛造（くしづくり）、山崎の五筆はいずれも近接するまとまった水田である。しかし屋敷南を今日の国信集落の南方、本池周辺と考えれば、集落をはさんで上記の五筆とは逆方向となる。若宮東はさらに東方となる。石田は未詳だが、末長の小字砂口に隣接して唐王（とうのお）村の小字石田がある。もしこれらに比定することが可能であれば、永元名は国延保の北のはずれから南東のはずれまで広域に拡がっていたことになる。

このように各名の一筆毎の現地比定を行なってみた結果、以下のようにいうことができると思われた。小規模な名（一丁～二丁程度）では耕地のまとまり、集中が顕著である。大規模な名（四丁～八丁程度）では、内にまとまりのある部分もあるが、全体としてみれば分散的であり、まとまりを欠く[19]。

国延保の全体二十二名を規模で分類すると、二丁未満が九名と最も多く、次いで三丁未満が八名である。それより大規模なものは五丁未満のものが四名で、例外的に八丁代のものが一名となっている。このように国延保の名の平均的な姿は一～二丁のものであるが、平均的名にあっては、多くその耕地は近接してまとまりを持つものだった。このことはおそらくはこの名田耕作が単一の経営体によって担われていたことを反映したものであろう。三丁以上の大規模名の場合では、その内部にまとまった耕地群が存在することを確認できるケースと、離れた位置にある耕地群の存在を確認できるケースがあった。大規模な経営体を想定することも不可能ではないが、おそらくは平均的な一丁クラスの経営体が複数包摂されていたのが、大規模名の実態だったのではあるまいか。大規模名主は逃散した百姓の分なども包摂して、次第に大規模化していったものであり、耕地のまとまりを欠くことも多かったのであろう。

以上名耕地を中心に国延保の中世景観を考えてきたが、国延保の耕地は現在の国信と末長を中心に、一部所子（ところこ）・唐王（とうのお）の周辺にも及ぶものとなった。次に社寺や屋敷のあり方を簡単にみておきたい。

社寺　史料に名が見え、現在もそれが残る社寺は八幡宮、神宮寺、若宮（旧地より八幡宮に合祀）である。国延保が大江広元から蓮蔵院に寄進されたこと、大江・長井一門と蓮蔵院にゆかりの深いものに六条左女牛（さめがい）八幡宮若宮があったことは先に詳述したが、国延保の現地にも

八幡宮と若宮が祭られていることは、京都のそれが勧請されたものと考えてさしつかえないだろう。

なお若宮田は「倉垣」に一反大、「シ水シリ」に一反あったというが、後者の清水はさざ池を指すのであろう。いずれも若宮社の旧地周辺にあったことになる。

※　他に小字宇立には宇立寺（ウリュウジ）があったといい、とむらい寺と伝えている。地名五輪畑はそのことに由来しようか。

名屋敷　次に屋敷の分布を考えたい。取帳の記載から屋敷の所在地が推定できるのは、次の二か所である。まず永元であるが、

一々一反（所）不斗（半）神宮寺敷地二反内
作半石（石代）永元家前

とある。一反の面積がある一所は、半が神宮寺敷地、半が永元家前となっていた。八幡宮の鳥居脇にある神宮寺の位置は、おそらく中世以来不変であろうから、永元家（永元名々主屋敷）はその隣接地に比定できる。今日の国信集落の一部である。

また守重（永重）については、

一々一反三守重垣内　若宮田二反内

とある。先に見たように若宮田は若宮旧地周辺に比較的多く存在していた。この名屋敷もその一帯に比定されようか（但し守重という名は二十二名の中にはない。二十二名のうち上に守の字がくる名には「守永」、下に重がつくものは「近重」「永重」「国重」がある。守と永は比較的字体が似る。永重は複数箇所に出てくるから、その実在は疑いない。守重とは永を守と写し誤ったものであろう）。

ほかに名地名である近綱、末永（末長）、また集落地名である垣内にも屋敷が存在したと考えられる。今日、このうち近綱、垣内、若宮には人家はないが、若宮（小字宮の前）は土器散布地として周知遺跡の扱いを受けている。いずれも名屋敷や人家があったものであろう。おそらく中世の国延保は人家が各所に散在する散村であったと思われる。しかしある時期に国信と末長への移転集中が行なわれ、集村化が進んだものと考えられよう。

※　なお末永名のほかにも今日の末長集落の近辺に名屋敷があったと考えられる名には友末名、貞清名があり、それらの名にはスナクチ、カタフキ、堂垣など末永名に頻出する耕地地名と共通する地名がそれぞれ複数みられる。

中世の水田開発　貞和二年（一三四六）の段階で、国延保の惣田数は六十九町七反三百二十歩で、そのうち**本号**が五十七町九反、**出田**が十一町八反三百二十歩となっている。全体の一七パーセントが出田であったから、中世前期にはそれなりの耕地開発の進展をみたことになる。事実、末永名では「新開行平」が二筆（六斗代が三反、三斗代が小）みえ、仏神田にも「新開　阿弥陀堂免一反　三（三斗代）」「新田三反内　三（三斗代）

勝仏」がみえている。

但しこの惣田数約七十町という数値は、今日の国信の水田面積約四十町と比べるとかなり広く、末長分を併せたものと殆ど変わらないから、貞和の段階で水田自体はほぼ開発がなされつくされていたような感さえする。

確かにこの一帯の開発が古いことは先述した条里地割の存在からもいえるが、このような耕地に対する中世の具体的な開発の様相はわからない。国信には「新貝」という地名も残るが、集落背後の畑地であって水田はないから、にわかに手がかりにはなり得ない。敢えて推測するならば本池の原形態である小規模な池の築成が、そうした中世前期の「出田」開発を可能としたように思われる。本池はやがて嵩揚され、池の規模が拡大されたことだろう。のちには「新池」と呼ばれる池も築かれた。しかしそれはおそらく近世のことであろう。これらのつみかさねによって、水田耕作の安定性が一層高まっていったのである。

聞取調査

国信…青木隆介（明治四十四年生）、森田潔、末吉…勝部敏子の各氏より

(1)　広元との関連を示す部分は「大膳大夫入道覚阿令収養孫子実深僧正」（史料1）とある。実深については『醍醐報恩院血脈』など多くの史料が「入道大相国公経（西園寺）猶子、河原大納言公国子」と記している。

一方史料(2)′には、

第三（別当）、、実深僧正　母広元ノ□女

第四、、覚雅法印　母長井因幡守女

已上四代別当蓮蔵院の主也、広元余胤也

とある。抹消されてはいる点が気になるが、これによれば実深は広元孫子となり整合的な記述となる（覚雅も外孫だったことにもなるが、彼は内孫のはずでこの点疑問が残る）。最近紹介された六条八幡宮文書（田中穣氏旧蔵）中の「六条八幡宮別当次第」でも「宗（実）深母広元息女」とある（『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、海老名尚、福田豊彦両氏による資料紹介）。こうした認識が史料(1)の記述の背景にはあった。

(2)　長井氏については佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』（備後の項、一九五六年、一九七一年）、小泉宜右「御家人長井氏について」（『古記録の研究』〈一九七〇年〉所収）。

(3)　泰重は因幡前司と呼ばれているが、頼重については因幡守、因幡入道とした史料のみ残る（前掲小泉論文）。

また覚雅は左衛門督法印と呼ばれていたが、長井氏出身であることが明確である運雅、勝深（貞重子）はいずれも左衛門督禅師、左衛門督律師を名乗っていた。

建長七年（一二五五）わずか十三歳の覚雅が有識一口を得ているのは彼の優遇された地位を示している。

(4)　六条左女牛八幡は源氏（六条判官為義ら）にゆかりの神社で、源頼朝が再興し（造営奉行は大江広元〈史料(2)〉）、源家や足利将軍家の尊崇が厚く、鎌倉期には改替の都度、関東御教書が出される関東進止の社であった（『醍醐寺文書』二―二九四、『大日本史料』四―一〈文治元年十二月三十日条〉、『京都市の地名』等参照のこと）。

この六条八幡若宮社務職について史料(2)は「蓮蔵院の門流において譜第の本職」としている。また年欠隆源申状（第二回採訪一）でも「（左女牛若宮別当職は）…季けん…教けむ、実しむ、覚雅四代さう（相）（続）そく、そののち運か僧正ににんす、ミなこれ蓮蔵院の院主なり……」と記している。

このうち季厳、教厳らと蓮蔵院の関係を裏づける同時代の史料は少なく、南北朝初期の史料には「右院家（蓮蔵院）者、祖師実深僧正以下代々相承手継明鏡也」（『大日本古文書・醍醐寺文書』二―四四二）と、実深を祖師とし、異なる見識を示すものさえあるが、季厳らとの関係を示す史料には史料(1)のほか承元三年（一二〇九）八月廿五日法印成賢書状（『大日本古文書・醍醐寺文書』七―一三七六）と、『醍醐寺新要録』が引く教厳置文等がある。成賢書状の内容は蓮蔵院に関するもので土佐僧都御房（季厳）に宛てられたものである。この史料はその土代と考えられる案文（同右一三七七）の日付が「正治年　月日」とあり、同一文書でありながら年次を異にする不審点もあるが、（安貞二年）四月廿五日権僧正成賢書状（同右八―一七九八）の筆跡に同じと考えられるから、真正なものと見做したい。

なお隆源は六条若宮別当職と蓮蔵院々主が兼帯の職であると主張しているが、実際にはそうでもないことは、蓮蔵院を称しながら社務にはならなかった公惟や、蓮蔵院以外の住侶で社務となった頼助・政助の例からもいえよう。公惟は早世したともいわれるが、（同二―三二一）、文応元年（一二六〇）に廿七歳、文永五年（一三六八）での生存も確認できる（諸刊本が公雅、公帷、公維としている人物はいずれも公惟であろう。同右三二九、『蓮蔵院僧正灌頂資』『報恩院入壇資』へいずれも『続群書類従』所収）、『血脈類集記』等）。また頼助は執権北条経時の子で鶴岡八幡宮別当でもあるが（『尊卑分脈』『醍醐寺文書』一―二七九）、この補任により覚雅との間に相論が生じている。

(5)　工藤敬一「肥後国山本荘における大江広元の権限」（『日本歴史』五〇〇）にも紹介がある。なおこの史料だけに山本庄の名が登場する。したがって山本庄が終始一貫蓮蔵院領であったとはいえないのではなかろうか。

(6)　この運雅譲状は隆舜によれば親雅禅師代が「今案作状」「構出」したもので偽文書であるという。いわれてみれば死去の前日のものとしては花押がしっかりしすぎているようにも思う。しかし覚雅の場合でも、死去の十一日前の置文は文言がたどたどしく、花押もかすれているが、かえって死去の前日のものの方が花押はしっかりしている（『花押かがみ』）。

(7)　走湯山別当のことは『野沢血脈集』にもみえている。別当寺密厳院に関する支証は建武以降のもので確認できる（史料(2)′）。

(8)　『醍醐寺文書』七―一三七一等参照のこと。『醍醐雑抄』は宰相僧正に行秀と注記するが、行秀は水本坊（隆舜）雑掌である（『南北朝遺文』は憲淳に比定するが既に死去後である）。

(9)　建武四年三月十九日高師直施行状案（『南北朝遺文』中国四国編一―五九一）、同四月廿三日伯耆守護石橋和義施行状案（同上未収、なお佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下・四五頁参照）、同年七月廿三日高師直施行状案（同上一―六三七）、建武五年七月　日報恩院雑掌申状案（同上一―七七四）、暦応二年四月十九日引付頭人奉書案（同上一―八五四）。

(10)　醍醐寺文書十八函（第二回採訪十）、応永三年十二月三日足利将軍家御教書、応永四年十月廿九日同御教書、同年十二月十四日守護山名氏久施行状、応永十五年十二月廿三日同御教書案（『大日本史料』七―一一所収）、応永十九年七月十八日同御教書（同七―一五）、応永廿九年

二月廿二日同御教書、応永卅四年五月廿日同御教書。ほかに同函（十八函）中の年欠水本坊雑掌申状、十函・年欠（応永卅二年カ）足利義持御教書土代（『大日本古文書』七―一四五〇）参照のこと。

(11) 蓮蔵院は正平六、七年頃（一三五一、二）には「（報恩院・蓮蔵院）両院」といわれることが多くなるが（『醍醐寺文書』六―一二四三、一二四五、一二五五）、事実上報恩院に吸収されていったのであろう。嘉慶二年（一三八八）の史料（同九―二一〇一）には蓮蔵院本田とみえ、その存続が確認できるが、元亀・天正（一五七〇～）の史料（同九―二一五五～六三、七―一六九二）には「蓮蔵カイト」と地名化しており、廃絶していたと推測される。

(12) 『鳥取県史』は雑公事が二度登場することから、永元名が集名であると説明するが、このような説が採用できないことは本文に後述するとおりである。

(13) 連続小数・0.3 あるいは・0.6 はいずれも勺の単位において五として扱い、切り上げ、切り捨てを行なっている。

(14) 『鳥取県史』は末吉も名地名とするが、『南北朝遺文』は末真名と読んでおり、これに従う。

(15) 他に催垣については末吉（すよし）に小字細工柿があり、現地ではさいかち、さいがきと言っており一致する。但し取帳にみえる地名で他に末吉の小字名と一致するものはないし（小字池田は一致するが国信にもある）、「末吉堺」という地名もあるから、末吉は保域外であったように思われる。

(16) 但し「宮の前」という小字名は若宮旧地にある。

(17) 『県史』には天保十二年地続全図（村限絵図）が紹介され、それに基づく記述もあり、上佃、下佃、御領田の田品は上田で、斗代は一石九斗であるとある。但し大山町役場保管の天保地続全図は末長、上野、末吉のものが現存するが、国信分については保管されてはいなかった。

(18) 取帳には「大道垣」と「大道堺」があり、あるいはいずれかが誤写かとも思われるが、「大トカキ」と書かれたものがある。

(19) 分散といっても一村内、あるいは隣接村までの範囲のことで、離れていても二キロ程である。

第五章　豊前国金田庄故地における中世景観の復原

――南北朝期の名の存在形態――

はじめに

うっすらと緑にかつてのボタ山が点在し、その間をめったに列車の通らぬ国鉄ローカル線のレールが伸びる。遠景にはいただきをもぎとられた香春岳……。

あたかも五木寛之の小説『青春の門』の舞台そのものといった光景だが、この筑豊炭鉱の町、福岡県田川郡金田町一帯が、以下に検討する壬生家領荘園、中世豊前国金田庄金田村の故地であった。

研究史　金田庄に関する中世文書には二階堂文書、久我文書、嬉野文書があり、早く恵良宏「田川地方庄園史料集成」（『郷土田川』二五、一九六六年）、また飯田久雄『豊前国荘園史料』㈠（九州荘園史料叢書一八、一九七〇年）によって関係史料が網羅されている。近年は瀬野精一郎編『南北朝遺文』九州編三（一九八三年）、同四（一九八五年）の刊行により主要史料が簡単にみられるようになった。また一九八六年には福岡市立歴史資料館『青柳種信関係資料目録』が刊行され、近世福岡藩士であった青柳種信が筆写・収集した古文書中に金田庄関係史料が数点含まれていることも判明した。

この関係文書群の中でも、とりわけ本書の関心からいって注目されるのは、地頭方の文書である二階堂文書中の正平十一年（一三五六）の条里坪付で、中世耕地の状況を示す史料として貴重である。この条里坪付を利用して日野尚志「豊前国田河・企救・下毛・宇佐四郡における条里について」（『佐賀大学教育学部研究論文集』二五、一九七六年）が金田村周辺の条里坪並の一部復原に成功している。

問題の所在　このように基礎的研究が蓄積されつつある荘園ではあるが、具体的な荘園村落像をめぐって中世史の側から発表された専論はなかった。おそらくその理由は残存する条里坪付に破損が著しく、特に復原の大きな手がかりになるはずの条里の名前の部分（何条何里）

に多く欠損がみられること、また数枚の料紙からなる坪付帳に紙継目の誤りと一部脱簡がある等、史料そのものが完全な形で残存してはいないこと、ために条里耕地復原以前の作業である史料そのものの完全な復原が困難に思われること等々にあったように思われる。『大日本史料』六編がこの坪付帳の一部を観応二年（一三五一）四月三日条に収めながらも、正平十一年帳を含む部分を正平十一年雑載の項に収めず未載のままとしたのは、おそらくはその錯簡故のことと思われる。私自身の場合をかえりみても、このすぐれた史料群と十数年以上も前に出会い、気にはとめていながらも久しく現地調査を怠ってきてしまったのは、このような史料の特質からくる印象が影響していたことを否定できない。

しかし飯田氏の解題や日野論文が指摘するように、坪付記載にみられる地名は明治十五年小字名調（『福岡県史資料』十、『豊前国荘園史料』㈠等所収）にみられる小字名とよく一致をみる。条里耕地の完全な復原は無理としても、その一部については字名を手がかりとして中世荘園景観の復原が可能となることが予測される。もしそれが可能となるのであれば、金田庄は中世景観を考える上で貴重な手がかりをもつ、数少ない重要なフィールドとなるはずなのである。

金田町は筑豊炭田の中心として栄えた町であるが、石炭採掘は水田面の地盤沈下、農業用水の滞留等をひきおこした。鉱害である。金田地区では昭和五年（一九三〇）に耕地整理が行なわれているが、鉱害による陥落水田嵩上工事として実施されたのである。この早期からの耕地整理は後述するように中世景観復原のいくつかの手がかりを消してしまったが、さらに金田町役場は昭和五十五年（一九八〇）、管内小字名の廃棄を決定した。今後中世景観復原作業はますます困難になっていくばかりである。早急な調査・復原作業が不可欠と思われた。

そこで以下復原作業を行なうが、それに先立ち金田庄の沿革を簡単にみておこう。

一　金田庄の沿革

1　金田庄の初見史料

宇佐公通と金田庄　金田庄の初見史料は厳島野坂文書中の年欠正月廿七日掃部頭正□書状（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、一八五〇号）で、

前対馬守（宇佐公通）金田御庄請文令進上候ひき、当宮御供米、如先例□沙汰進給之由候也

とある。源平内乱期に宇佐八幡宮の大宮司であった宇佐公通が、金田庄から送進する厳島社御供米に関して登場している。公通は豊前一円に強い力を有しており、彼が親平氏的行動をとったことは『平家物語』の記述によって知られている。[1] ここに金田庄をめぐる宇佐社、厳島社、さらに平氏や豊前国衙との関係が想定される。断片的な史料から多くは語れないが、他の九州荘園に同じく、平氏政権とのつながりの中で金田庄が立庄されたものであろう。

2　金田庄の伝領

壬生家領金田庄　金田庄に関する領家方史料は、従来久我家文書中の一点が知られていたにすぎず、そのためこの一点の史料から金田庄領家は久我家であるとされてきた。しかし近年紹介された青柳種信筆写文書（目録は福岡市立歴史資料館『青柳種信資料目録』所収）によれば、実は領家は久我家ではなく、壬生家だったようである。壬生家は久我家と同じ村上源氏で、『尊卑分脈』にみる壬生家系図には、

雅憲┬雅康──雅顕──雅宗──雅秀（茂）
　└頼言

とある。一方、

1、元亨元年（一三二一）四月八日源雅康譲状（『鎌倉遺文』三六―二七七六二、「正二位源」とのみあるが、『公卿補任』によれば雅康）

2、元徳二年（一三三〇）一月二十四日源雅康譲状（『鎌倉遺文』未収カ）

3、貞和二年（一三四六）八月十五日源雅顕譲状（『南北朝遺文』九州編二―二二三三）

によれば、元亨元年、金田庄のうち弁城并志生田村が雅康から弟頼言に、元徳二年には金田庄領家職が雅康から子息雅顕に、貞和二年には雅顕から子雅茂に譲られていることがわかる。すなわち本宗系（雅顕系）には「領家職」が、庶流である頼言系には弁城村、志生田村が分譲された。のちの史料によると、この弁城村分など庶流分の領家職は、本宗分領家職とは異なる伝領過程を辿っている。

さて、「久我家文書」によれば応安二年（一三六九）には「近年更無知行之実」ということから、金田庄ほかの家領が、雅宗によって文書を添えて、一院庁（光明上皇）に寄進されている（『南北朝遺文』九州編四―四七九五）。この雅宗は系図によると雅顕の子であるが、なぜか青柳種信文書にみる伝領プロセスの中には登場しない。貞和譲与の際、雅顕は子の雅宗にではなく、系図では孫にあたる雅茂（雅秀の改名とある）に対し、「依レ有二父子号一」として領家職を譲ったのである。不自然な表現に思われるが、真の親子ではなかったが故の表現と思われる。雅顕から譲与を受けなかったはずの雅宗は、その言葉のとおり、知行し得ないままに寄進行為をしたことになるが、複雑な相伝過程が混乱をひきおこしていた可能性もある。

なお先述したように、この寄進状案文が久我家に伝来した。院への寄進後、久我家が何らかの権限を得たのであろうか。

3　金田庄の正平十一～二年

正平十一～二年―領家の文書と地頭の文書　右の寄進に先立つ正平十二年（一三五七）九月の金田庄領家分押領地頭等交名注文（青柳種信筆写文書、『南北朝遺文』九州編四―四〇〇二）によると、金田村、宮得、神崎（ざき）村は地頭隠岐三郎左衛門入道（二階堂行存）并庶子等跡が、南木（みなき）は地頭嶋津右衛門（ママ）兵衛尉跡が、上野（あがの）村は地頭孫松丸并庶子跡（2）が、それぞれ「金田庄領家分」を押領していると記されている。但し押領とは表現されなかった村もあった。

志生田村十五丁　　自是当知行分也
弁城村六十丁　　同
（略）
地頭分十九町反十　　弁城二郎領家分年貢弁済之

等がそれであるが、当知行分とある志生田、弁城は、先に元亨に庶流の頼言に譲与された分であった。

応安五年（一三七二）の史料（『南北朝遺文』五―四九六六）には「豊前国弁城村領家○土御門靏寿丸代隈元弥平次政幸」とあるから、先に頼言に譲られた弁城村等が、土御門家に譲与されていたこと、切り離された弁城村等の領家職は応安二年（一三六九）、不知行のままになされた雅宗による院への領家職寄進とは無関係であり、影響は受けなかったこと、院に寄進された不知行分の「領家職」とは、隠岐三郎左衛門入道、即ち二階堂行雄（法名行存）らが押領していた金田村、宮得村、神崎村、南木村以下であったこと、一方の側の領家土御門家と結びつく在地領主（菊池氏の一族、隈元氏）[3]がいたこと等がわかる。金田庄地頭分からの領家年貢を弁済した弁城二郎はこの一統であろう。

なお青柳種信が筆写した文書の原文書（オリジナル文書）は、弁城村の領家職を請負った隈元氏に伝来したものと考えられる。自身の領家代の職の徴証として、領家職譲状等の案文を有していたものであろう。また押領分の回復を意図していたものかもしれない。

さて、我々がこれから検討する正平十一年取帳はまさしく押領注文が作成された前年のものである。壬生家側からは「押領」といわれてはいるが、壬生家内の混乱をも利しつつ、領家職の掌握に成功した権門がいたはずである。取帳作成者の地頭二階堂氏はその代官であったが故に、ないしは領家職そのものを把握していたが故に、検注取帳の作成が可能であった。正平十一～二年に領家方と地頭方がそれぞれ別個に作成した、押領注文と検注取帳という性格を異にする二通の文書は、そのことを示唆してくれよう。

（1）公通については服部「平家物語の時代と農業用水」（石井進編『中世の村落と現代』一九九一年、所収）。

（2）このうち上野村については、貞和三年（一三四七）山城善法寺文書（『南北朝遺文』九州編二―二三二九、二三五六）に、
上野地頭　弥次郎輔世
とみえている。

（3）青柳種信筆写文書中の文保元年（一三一七）十二月二十一日関東下知状（『鎌倉遺文』三四―二六四七七）では「豊前市津平次郎跡」が「菊池三郎次郎入道浄宗跡」に宛行われている。隈元政幸はこの菊池浄宗の系譜をひく肥後の御家人であったか。

二　金田村田畠坪付類の整理と復原

原文書の形態　二階堂文書は原本が東京大学史料編纂所に島津家文書中の一本として架蔵されている。また影写本も明治三十七年（一九〇四）に東京・二階堂蔀氏所蔵本より影写されたものが同じく史料編

△私見による修正の
○飯田氏分類

史料U-1　二階堂氏領地　豊前国金田荘田畠注進坪付

(A)

注進　豊前国金田庄内金田村惣領御分名々田畠注文事
合
一黒王丸　二町八段卅内
見作田　二丁四段十　不作　四段廿内河成一反廿 残三反畠
畠　六段十内本畠三反卅 新畠二反廿
一久永　六町七段廿五丶内
(中略)
一末里名……十町卅五丶内
(中略)
一末成　六段卅内　乍六反廿　不十
(残画一)

(A‴)

末里ノ
ソトハ町一反卅田代　同名
五藤助一反廿　田代
本畠一反□名 ハタケ
已上三反
都合給分十八町七段五代
一仏神田　丁四反卅
一名々当時御公事分　十六町三反内　川成丁二反十　名々在之
(中略)
一除田分　三丁七反十内　(略)
(一行略)
都合五十七丁三反卅五丶

41.5cm　40.1cm　35.3cm

(A′)

一畠地二十一町五反卅内
(中略)
惣都合田畠七十八町九段廿五代
畠　三段廿内　本畠二反 新畠一反廿
一成末　六段内　乍五反卅五丶　不五丶
畠　五段卅内　本畠一反卅 新畠四反　野畠十
一五郎丸
(中略)
都合　田地　伍十七町三段卅五代内
見作　三十九町九段卅
不作十七丁四反五丶内常不川成四丁五反廿五丶 残十二丁八反卅田代畠也
一此内人々給分坪々
一猪俣殿分
(中略)
已上三町一反十　畠一丁内七反三川田新畠内 三反成松名ノマメウト
一四郎左衛門入道殿分
末里名八反坪内　同名ノ
一反廿五丶　五藤助一反廿五丶　南木久永内
同名内　嶋ノ町三反
丁坪四反
已上壱丁　畠五段　サムタノ新畠内
注進　(墨痕)

41.7cm

(B)

金田御庄内金田村正平拾壱年作田取帳等事
合
一金田村　城田郷
黒王丸
十一条十七里
空廿八丶　反廿上下　四斗代　野ソイ廿三丶　九反卅　今一斗五升二斗代
（中略）
一久永
十一条七リ
（中略）
下六反三丶　五反廿五丶　四斗　ツカ四□丶　九反卅　三斗

(C)

注進
金田村内安芸殿御方正平拾壱年　名々分帳等事
合
御分
一石松
（中略）
一土内
小堤卅三丶三反卅　四斗　ハスノ池卅二丶　二反廿四斗三斗代
（中略）
八反ノ坪
廿四丶　三反卅　四斗

給分坪付事

35cm　35.0cm

(D)

合
一大給分
一反　なハてそい　かとた　一反むたゝみなき
（中略）
以上　三丁三反十
たかむら入道給分
（中略）
以上　三丁六反

(B′)

二丶五反十　四斗三斗上不　廿一丶　二反廿　四斗二斗
（中略）
（破損）斗二斗上不
田フチミソ十三丶　八反　四斗今三斗
下イタヤ
（破損）
ヤシキ八丶八反三斗今二斗
（破損）反　三斗二斗井ラキミソ十十丶六反卅　二斗今一斗
（中略）
一五郎丸　十二条十八リ
ツカモト十九丶　二反卅二斗
末久四反四ノ下十四丶　一反卅二斗一斗五升
ツカモトノ上十六丶　二反卅二斗一斗

$x=B'_1$△　B'_2△

（中略）
一南木久永
クホタ廿八丶　七反卅　四斗
クホタ廿四丶　五反卅　四斗
（中略）
モチ町廿八丶　不反廿五丶　二反卅　四斗三斗八丶門田不反　三反卅四斗反用

35.5cm　40.5cm　41.5cm　22.2cm

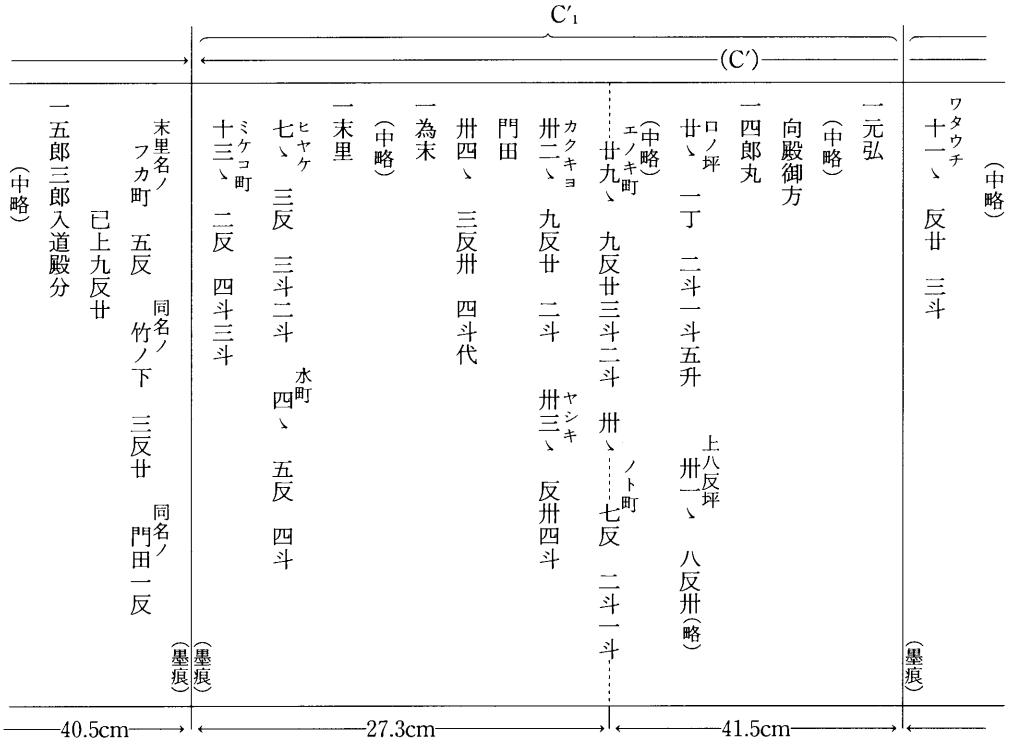

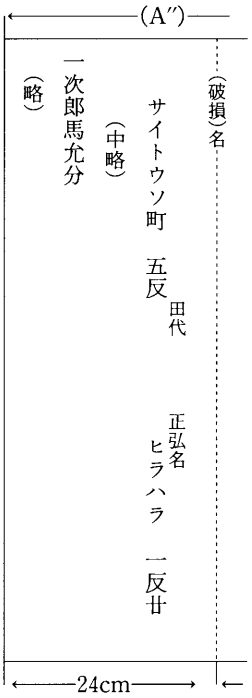

纂所に架蔵されている。私は史料編纂所の御好意により「二階堂氏領地　豊前国金田荘田畠注進坪付」と題された坪付等の原本一巻を閲覧することができたので、以下原本に即した検討を行ないたい。(1)

この坪付等は一四枚の料紙からなる一巻によって構成されている。現在の巻子状態における各料紙の接合の仕方は十分に原形を考慮してなされたものとはいえず、紙継の誤りを含んだままとなっている。即ち一四枚の料紙の現在の配列は別掲のようになっている。このうち紙継目は――で示した。但し文字が両料紙にまたがって記されているもの、即ち原形の紙継目の形態をとどめているものは紙継目を……で示した（以下史料U―1）。

さてこのうち冒頭部分が残存するものは、

A　年未詳金田村惣領分名々田畠注文

B　正平十一年金田村作田取帳

C　正平十一年金田村安芸殿分等名々分帳

D　年未詳給分坪付

の四点で、料紙一四枚中に少なくとも四通の文書が混在していることが明らかである。

そこでこれらバラバラになってしまった一四枚の料紙を復原していく作業、即ち四つの文書に分類し、本来書かれた順序に戻していく作業が必要になる。この作業は勿論いくつかの考証を必要とする。実は旧稿（『史学雑誌』九四―七、一九八五年七月）ではいささか繁雑にすぎるまで、その考証過程を詳述した。その理由は、それ以前の研究における復原・接続の仕方に一部疑義をもっていたからである。しかし幸いなことに、その後に刊行された『南北朝遺文』九州編（一九八五年十二月）では、旧稿の復原案と同じ考えにたって復原・接続がなされている（四―三九三七、三九三八）。おそらく大半の読者は正平十一年帳のテキストとしてこの『南北朝遺文』を使われることであろう。したがって既に正しい復原・接続がなされているという共通理解の上に立つわけであるから、もはや繁雑な記述を行なう必要はなくなった。(2)

復原の根拠　そこで以下では復原の方法・根拠について簡単に述べておくとともに、四点の史料の基本的性格について記述しておくこととする。

復原の根拠は、

(1)筆跡……B、C、Dは同筆、Aは異筆。したがってAに属するものは簡単に分類できる。

(2)田数の計算……例えばAとA′に記された名（みょう）の田積それぞれを集計すると、計算上「五十七丁六反十五代」となるが、A′に集計値として記された「都合田地伍十七町三段卌五代」にほぼ合致するから、AとA′の連続が確認できる、など。

次に、

(3)記載様式

(4)記載された名の名前、地名

が重要であるが、これらを手がかりとするための前提として、A、B、Cの性格と相互関係を把握しておく必要がある。

A注文の構成　まずA惣領分名々田畠注文は、

①各名毎の田積（一筆一筆の坪付ではなく集計値、名寄）及び集計の「都合田地」

②人々給分坪々（一筆毎の坪付）と集計の「都合給分」

③仏神田ほか除田記載と「惣都合」

から構成される。

A注文とB取帳の関係　B正平十一年作田取帳は、実はAの内訳ともいうべきもので、一筆取帳である。Aの名田の記載順序と、Bの名田の記載順序を比較してみると、

A　黒王丸→久永→久永用分→成松→末里→直方畠→生得→正弘→市丸→助宗→宮得→末成→成末→五良丸→行元

B　黒王丸→久永→南木久永→（不明）→直方村→成末→行元→末成→五郎丸

となる。配列に若干の異同、久永用分が南木久永となるなどの差もあるが、AとBが対応すると思われる。Bの各筆を名毎に集計すれば、成末、行元、五郎丸の三名の田積値は完全にAの記載に一致し、末成もわずかな差異のみでほぼ一致する。Aは惣領分の注文で①名に関しては目録で、②給分に関しては一筆帳である。Bは惣領分の作田取帳で名寄坪付・一筆帳といえよう。

C取帳は庶子分　C「安芸殿御方正平十一年名々分帳」は、Bの惣領分取帳に対し、安芸殿分、及び向殿分、即ち庶子分の取帳・名寄一筆帳ということになろう。(3)

Aでは①＝②＋③　以上がA、B、Cの基本的性格である。なおBは名々の坪付であるから、一見Aのうち①の名田分のみに対応するようにも思われるが、実はAの②人給分、③除田分（仏神田ほか）は、①名の集計（「都合五十七町三反四十五代」）からの配分（一種の算用）であって、②の給分の「都合十八町七段五代」に③の内に記された「仏神田、名々当時公事分、此外成松ノ百姓分、黒王・宮得両名田地、久永屋敷代、生得堤代、行元、除田分」の総計を加えて「都合五十七丁三反卌五代」と記されているものと①が一致する（実際に計算した場合も五十六丁八反卌代と近似値が得られた）。①＝②＋③であることが明らかであろう。

したがってBの一筆一筆はAの②給分の各筆に対応する。例えばAの人々給分中の後藤左衛門入道殿分「久永名ノ内　ハタケソイ二反」がB取帳中の久永名「ハタケソイ二丶　二反」に、またⒶの竹村弥次郎殿中「久永名ノヒシリ町一丁」が同じくB取帳中の久永「ヒシリ町十七丶　一丁」に、といった具合にA給分坪々とB取帳の各筆が対応するのである。(4)

X断簡はB取帳の一部　復原作業にはこのことが大いに利用できるのであり、例えば過去の研究においてC安芸殿分帳の一部とされてきたX断簡（『南北朝遺文』三九三七の第二料紙）の場合も、この断簡の南木久永の前に記された未詳名、

「ナワテサキ十一丶卌五丶」「北ツル十八丶三反」「北ツル卌六丶反」

の三筆が、A注文の②人給分・猪俣殿分に配分された、

「久永名ノナワテサキ卌五同名卌六丶一反廿田代北ツル一反廿田代同名内」

に対応することを以って、実は正しくはB断簡の一部であること、及びこの坪付の各筆が久永名に属していること、つまり未詳名とは久永名であることが判明する。さらにB取帳冒頭（B断簡）には黒王丸名全部と久永名の前半部が記されているので、X断簡はその後に接続すると推定できる。実際に計算してみると、B断簡、X断簡分の久永名の集計値六丁五反四十五は、A注文にみえる久永名の田積六丁七反二十五にきわめて近似するので、この推定が正しいことが確認できるわけである。

以上の作業の結果、四四〇～二頁に掲げた一四枚の料紙については、

A注文は、

A—A′…（脱行数行があるかもしれない）…A″—脱行数行—A‴

B取帳は、

B—X(B′$_1$)—B′$_2$

C取帳は、

C—C′$_1$

と接続される。D坪付はDの一枚のみである。(5)

空白の意味　なおB帳には破損箇所も多い。破損で上部が読めない場合、各行の行間の空白も重要な手がかりとなる。例えば坪付は上、下二段に亙って記されているから、下段が空白になっていれば、一つの名の記載はそこで終わりとなる。先述のX断簡で最終行の下段が空白なのは、ここで「一　南木久永」の記載が終わっていることを示している。実際こうしてX断簡の南木久永分を集計してみると、計算上五丁七反十となり、Aの久永用分六丁廿五に近似する。(6)

行間の空白を手がかりにする　同様にB′断簡には、刊本では表現されていないが、一～二行分の余白がある場所がある。この料紙では上段の破損が著しいが、この空白は、上部に「一　□□」と名(みょう)の名前が書かれていたことを暗示する貴重な手がかりなのである(7)（写真U―1）。

そこで、このことを手がかりとしつつ、破損虫喰によって名の名前が全くわからないB′断簡中の各筆が本来何名に属していたのかを考えてみたい。

㋐名は成松名か　そこでB′の前半に記される各筆を、一行分または二行分の空白を手がかりに分類してみると、五つの部分即ち五つの名に分類することができる。そしてそれぞれの残存している筆の合計は、前から㋐三丁一反十、㋑一丁九反廿、㋒五反、㋓六反五、㋔八丁四反廿五、となる。勿論実際の田積は破損部分がプラスされるから、もっと多くなる。

これらの五名のうち、㋐～㋓の名名(みょうめい)を推断することは著しく困難である。㋐は三丁以上の田積があった名ということになる。残存部分に名前のみえない名のうち、成松、末里、生得、宮得のいずれかが該当するはずだが（後掲表U―1参照・四六一頁）、判断材料を欠く。強いていえば㋐名中の松サキ二反廿が、A人給中成松名マツサキ二筆に対応すると考えて、成松名であろうか。

㋔名は宮得名　一方㋔は八丁以上の田積があった名であるから、末里名か宮得名のいずれかと判断できる。B取帳㋔名中に、

トリコヘ　十五丶　反廿（中略）　ムクモト　十九丶　九反

の二筆がある。これに対応する記述はA注文中猪俣殿分の、

宮得名内ムクモト五反

及び後藤左衛門入道殿分中の、

同名トリコヘ　一反廿　同名ムクモト三反

である。後者の前段には破損があり名名(みょうめい)不明とはいえ、ムクモトは条里の一坪即ち一丁以下の水田であるから、九反が分割されて宮得名五反と後藤分三反になったということは、B取帳ムクモトが宮得名に帰属していたことと、後藤分の「同名」とは宮得名であったことを意味していよう。

実はこの㋔名については末里名ではなく宮得名でなければならないという確信をのちにもう一度得ることができたが、それは現地調査の

写真 U-1　二階堂文書　正平 11 年取帳の一部（D の一部と B′₂）

結果によるものであった。そこで以上で机上の作業を一旦終了し、現地調査の作業に入ることとしたい。

（1）　原本の虫喰の状態を観察すると、一枚の料紙（後述するA″）にのみ重なった形での虫喰、つまり一枚の紙の中に同じ形をした虫喰と、左右を逆にした同じ虫喰が交互に連続してみられ、細長く折り畳まれていたことを示しているが、他の料紙にはそれがみられず、長期間それぞれの料紙がバラバラの状態であったことを示している。史料編纂所架蔵影写本では今日と同じ形態・配列となっているので、巻子本に仕立てられたのは影写前ではあろうが、しかしそれ程古いこととは思われない。

（2）　従来の各種刊本の特色と問題点を簡単に述べておく。まず恵良氏本の場合、原本にない「朱字」の記載があって別系統の写本からおこしたようである。また改行が原本に忠実でないため、しばしば注釈等が本来の位置から離れた場所に記されている場合がある。次に飯田氏による刊本の場合、変体片仮名「ヘ」（キ）の字が読まれていない。「上ノヽ町」「マツサヽ」「ノウリ」「クリサヽ」などとあるのは「エノキ町」「マツサキ」「ノウリキ」「クリサキ」が正しい。大日本史料の場合は紙継目の記載がない。『南北朝遺文』も一部継目記載が省略されている。またいずれの本も細かい地名などに読み誤りがある。例えば飯田氏本、大日本史料、南北朝遺文はともに成松名を成相名と読んでいる。相、松の草書体は似るが、給分坪付(D)に平仮名で「なりまつ」とあり、現存地名も成松であるように「松」と読むべきである。

最新刊の『南北朝遺文』でいえばAホウソウハラ→ウ（小字宝蔵坊アリ）、そと八町→ハ（外論町）、□□八町→サイトウソ町（小字採銅所町アリ）、上ウハラ(リ)→ヒラハラ（小字平原アリ）、ホテサヽ→ナハサキ（縄先カ）、公文分→ハタケ、B大坪十一→十八、トウキ→トヽロキ（小字轟アリ）、ツナ→川十、ミソナ→ミソ十(溝)、タカス→タカラス、元反→三反、C院ノ下→堤ノ下、大チメイ→大チソイ（大道添カ）、Dさいとうし町→ソ（採銅所町）等が訂正を要する箇所である。

（3）　BとCとの記載方式は子細にみるとBには「上下」ないし「上々下」「上分」などと読める注記が随所にあるが、Cにはそれがなく、Bには名を記したのち条里名（何条何里）を続けて記す特色があるが、Cにはそれがないという差異もある。

（4）　なおA注文とB取帳との対応に関しては一、二の問題が残る所がある。即ち末成、久永等がわずかとはいえ田積が異なること、A注文人給分中久永名のナワテサキが猪俣殿に卅五、藤四郎入道に卅五、とそれぞれ配分されているが、B取帳には卅五が記されるにすぎないこと、A人給中南木久永丁坪があるが、B取帳中に丁坪の字名はみえないこと等である。

こうした若干の差異を考えれば基本的にはA注文とB取帳は対応するが、検注年次を異にするB取帳類似の検注帳が別にあって、A注文はそれに依拠した等の場合も考えられようか。

（5）　A、B、Cはいずれも注進状で年欠のため正確な作成年月日はわからないが、いずれも内容的に密接な関連があり、原本は正平十一年頃の作成であろう。但しB、Cは案文のようである。なぜならB、Cと同筆のDは室町期的な印象を受ける給分坪付だからである。あるいはA、B、Cとも下った時期に過去の文書の注進という形で作成されたものかもしれない。なおAの脱行については、繁雑なため記述を割愛するが、詳細に関心のある方は旧稿を参照されたい。

（6）　下段が空白となっている場合は、本文で述べた名寄の末尾・冒頭で

ある場合のほかに今一つ、一つの里がそこで終わり次の里に移る場合の改行が考えられる。ところが現存史料では里の記載は変則的で、一つの名内に明らかに複数の里がある場合でも二つ以上里名が記される事例が一つもない。そこでここでは一つの名内で里が変わっても改行されることはなかったと見做したい。

(7) 刊本では行間のアキが詰められて空行の表記がないまま印刷されているので、この点がわかりにくい。写真U―1には明白だが、念のため五つに分類した冒頭と末尾を記しておく。

(ア)上段二丶五反十～上段二斗……南北朝遺文・第三料紙一～七行
(イ)上段廿九リ～上段四斗……同八～十一行
(ウ)上段残画リ～上段三斗……同十二～十四行
(エ)上段四斗今三斗～上段上分……同十五～十七行
(オ)上段今一斗～上段クツ方一丶……同十八行～第四料紙（継目表示ナシ）十行、（「一　直方村」の一行前）

(ア)・(イ)間で一行、(イ)・(ウ)間で一行、(ウ)・(エ)間で二行、(エ)・(オ)間で一行分程間隔があいている。

三　金田村故地における条里制耕地の復原

土地台帳と大絵図・切絵図　以下では小字名を手がかりとして条里制耕地の復原を行なうが、金田町では昭和五十五年（一九八〇）度に小字名を廃止した。しかし金田町役場で現在使用中の土地台帳は明治以来のもので、小字名は墨線で抹消されているとはいえ明瞭に読みとることができる。またこの古い土地台帳に対応する地籍図が現行の地籍図とは別に、旧金田村及び旧神崎（こうざき）村（南木（みなぎ）を含む）でそれぞれ一枚、大絵図と呼ばれて同じく役場に保存されている。現行の地籍図は河川改修や鉱害復旧による圃場整備が終了したのちのものであって、旧小字の復原には直接役立たない場合が多いが、大絵図によれば明治期の地形が復原できるし、記された地番と土地台帳との対比によって小字名も確定できる。

但し金田地区のように古くより圃場整備が行なわれたところでは、小字名の統廃合が行なわれている上に、一部地番については圃場整備以前の古い土地台帳そのものが失われている。その分は福岡法務局金田出張所保管の切絵図によって補完できる。ただ、この切絵図は一小字が一枚ではなく、六～七の小字分が一枚であり、かつ小字表記が表題に記されるのみで、地番による小字表示を欠く。切絵図は小字のおおよその位置の確定には有効だが、土地台帳を欠く分についてはなお厳密な位置の確定ができないものが、ごくわずかながら最終的に残った。

なお、作業の結果、切絵図と土地台帳の小字では若干の差異があること[1]、明治十五年小字名調[2]とそれらの小字とでも若干の差異があることが判明した[3]。

また金田町に隣接する方城町弁城の一部、及び赤池町の彦山川左岸地区（市津（いっち）、石松及び赤池一帯）も金田庄域であるので同様の作業を行なった。弁城村大絵図は明治三十九年（一九〇六）から大正六年（一九一七）にかけて行なわれた彦山川河川改修以後の作成にかかり、ために現在河川敷となっている部分の旧耕地の地番・小字が不明であるが、

写真 U-2　金田町・赤池町周辺の条里制耕地（米軍撮影航空写真〈1947 年〉に加筆）

金田村同様、切絵図によって補完を試みた。また糸田町の一部も関連があり、糸田町役場所管小字図（五〇〇〇分の一図）を利用したほか大絵図による調査を行なった。

五つの条里区　さて日野尚志前掲論文は本稿が言及する金田庄故地に、次の五種の条里地割がみられることを明らかにしている。即ち神崎、金田、上金田、迫、市津の五地区で日野論文中ではG、F、H、E、Cとされており、その方位は、

G（神崎）・北二〇度西

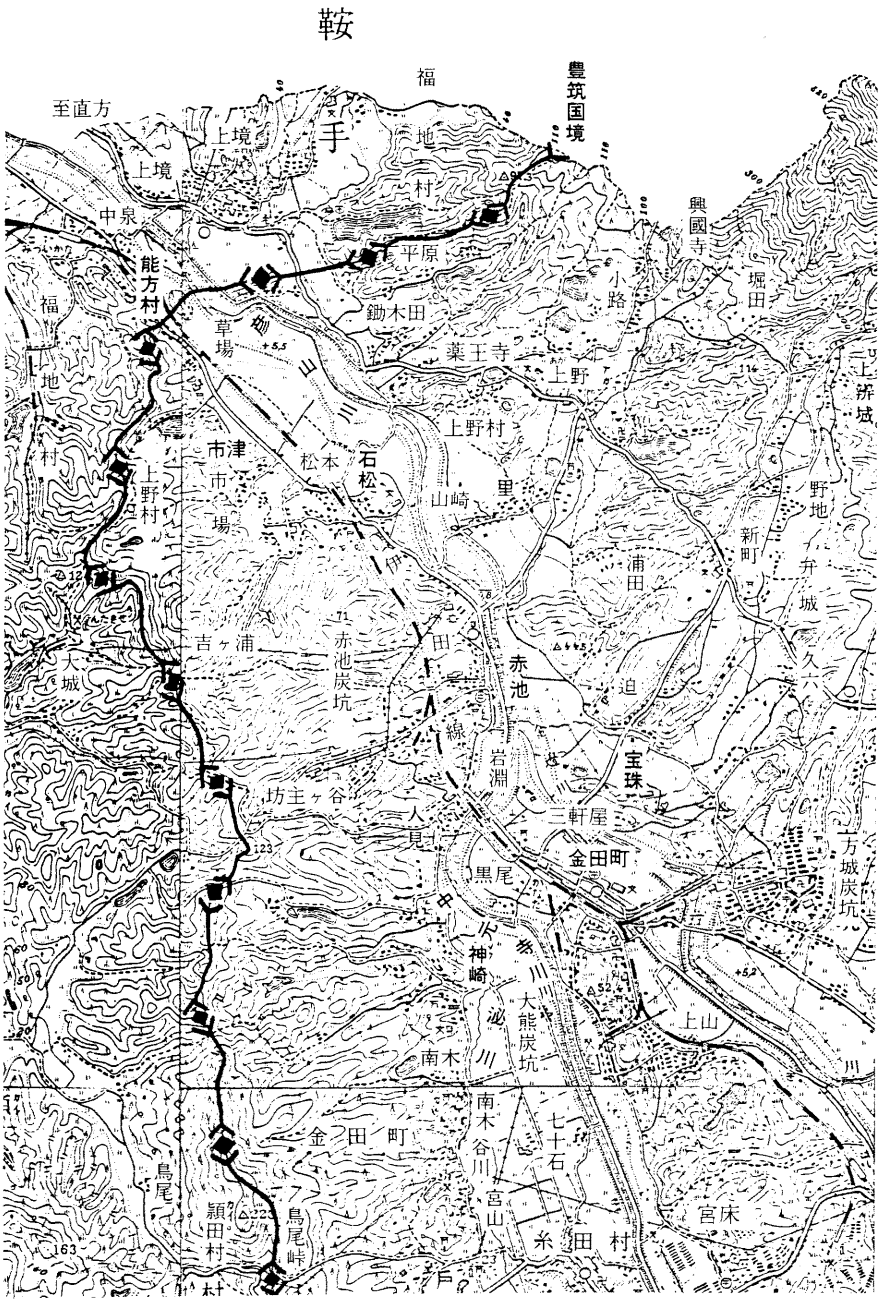

地図U-1　金田庄故地周辺

（注）　使用した地図は陸地測量部刊5万分の1図
行橋（大正11修正）、後藤寺（昭和2修正）、
赤間（大正11修正）、大宰府（大正11修正）
を縮小したものである。

F（金田）・北二八・五度東
H（上金田）・北三一度西
E（迫）・北一・五度東
C（市津）・北四六度西

と測定されている。以下G、E、C、H、Fの順に検討を行なってみたい（地図U—1、写真U—2参照）。

1　中元寺川左岸における条里制

〈G条里区・地図U—2参照〉

日野論文において条里坪並復原がなされたのは右の五地区のうちGの一か所、即ち中元寺川左岸、旧神崎村、南木村の部分のみである。日野氏は四郎丸名中の、

ロノ坪廿丶一丁（中略）、エノキ町廿九丶九反廿、ノト町卅丶七反

とある三筆を中元寺川左岸にあるロノ坪、榎町、ノト町に比定し、この三字の配列によって条里の坪並を東南隅を一の坪、東北隅を三十六の坪とする千鳥型と決定し、またこの三字によって条里界線を決定された。

この場合、この条里区の北方、泌川右岸に位置する小字三十六、及び左岸南木の小字八ヶ坪が決定された条里界線の該当位置にくるし、また非条里地割（谷水田）ではあるが南木の小字井尻の位置がB取帳（X断簡）中の、南木久永「井シリ十九丶」とあるその十九坪の位置に相当するとされている。

この日野氏の復原案はきわめて妥当なもので、他にも日野氏が指摘されなかった小字名で、この復原案の補強となる事例がいくつかある。即ちB取帳・X断簡中に、

一南木久永
ノウリキ十六丶（略）、ミソコシ廿二丶（略）、トゝロキ廿八丶（略）シマノ町卅六丶

の四筆がある。このうち小字能力は現在は中元寺川河床となっている八二八番をさした小字名で、明治十五年小字名調には掲載もれとなっている。しかし復原案のまさしく十六坪に合致する。またトゝロキ廿八坪も今日の（上）轟[4]に該当すると思われ、まさしく廿八坪で合致する。またシマノ町卅六坪については相当する位置に下嶌がある。シマノ町が上嶌と下嶌になったのであろう[5]。またミソコシ廿二坪は該当する位置にはその字名はなく、そこは字三角と呼ばれて字溝越は別の位置にある。しかしその溝越地名が現存する場所は条里の一坪の半分を対角線上に走る溝によって区切られた一区画であり、その残りはやはり小字三角と呼ばれている。推定廿二坪の現小字三角もやはり同様に溝が対角線上をよぎっているのであり、溝を越えた部分が溝越と呼ばれていたのではないかと思われる。もしそうだとすれば、この廿二坪が「溝越」と呼ばれていた正平頃にも、溝（神崎溝）はこの地を流れていたものであろう。ほかに「松サキ　卅三丶」とあるが、現小字松崎

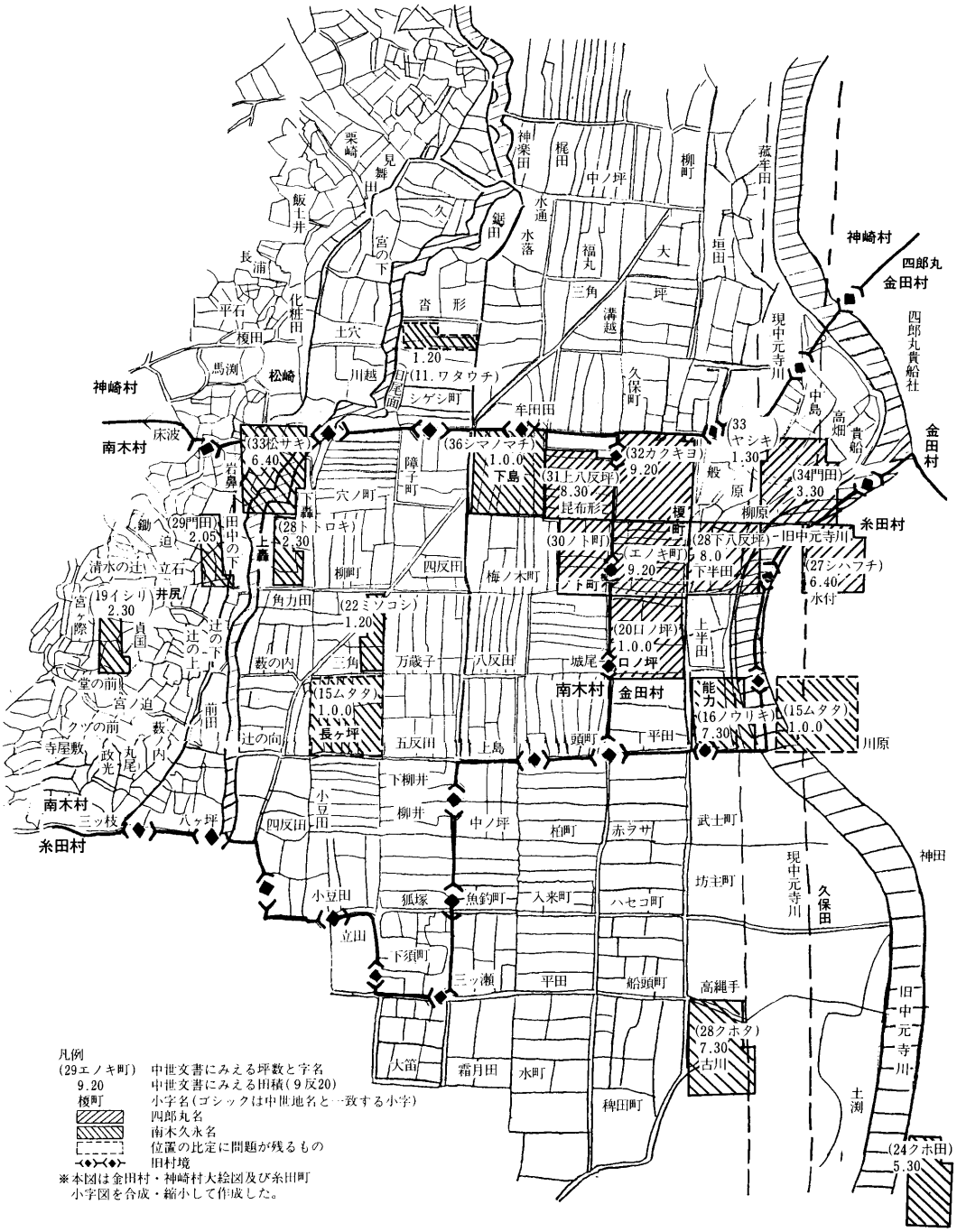

地図 U-2　四郎丸名と南木久永名

は復原案の三十三坪の位置より北に一坪ずれた位置に現存する。

以上日野復原案が妥当であることを他の小字名によって補強しつつ確認した。[6] なお神崎条里耕地の用水源は寛保二年（一七四二）戊二月・田川郡南木村本作田水帳（「南木村共有文書」）[7] にも明らかなように、たぎり井手掛、神崎井手掛の二水系である。たぎり井手、神崎井手、ともに泌川に用水堰をもつ用水であり、前者は南木井手ともいったが、[8] 泌川右岸に噴出する泌泉（たぎり）と呼ばれる大湧水を水源とするのみならず、上流からの水、即ち見立、鼠ヶ池の溜池からの余水をも受けていた。[9]

写真U-3　泌泉　現在は鉱害により枯渇している

写真U-4　麦秋の金田庄故地　線路はJR糸田線

2　彦山川右岸、弁城・迫・宝珠地区における条里制

〈E条里区・地図U－3参照〉

さて以下は日野氏が条里坪並の決定は不可能であるとされた四地域の検討である。まず彦山川右岸、今日方城町大字弁城に属し、一部金田町とその飛地となっている一帯を検討しよう。

復原の手がかりとなるのはB取帳中、先に(才)名とした未詳名で、そこには、

タカラス九丶（坪）、トリコヘ十五丶、ミスミ十八丶、ムクモト十九丶、ヤナイ町廿丶、エノキ町廿一丶、ヲトロ町廿九丶、ナヘタ卅丶、クツカタ一丶

が記されている。このうち掠本は金田町の小字であり、沓形（くつがた）は方城町の小字である。また柳町、榎町、踊町、鍋田は金田町、方城町にまたがる両町の小字である。現在は彦山川の河川敷となった部分が多いが、各字名と坪の配列は沓形が一坪ずれるほかは、いずれも東南隅を一の坪、北東隅を三十六とする千鳥型に並ぶ。地割そのものは条里ともいいがたいものだが、坪並原則

は先に確認したG条里区と同じである。

ほかに三角（みすみ）は小字として現存しないものの、条里区画と彦山川自然堤防に規制された三角形の水田が該当位置にあり、この地が三角十八坪だったと考えられる。「タカラス」とあるものがタカラミの誤写であるとすれば、該当位置にある小字宝見を指すものと思われる。[10] トリコエは方城町字鳥越と思われるが二、三坪程ずれる。また「末里名弁城町十六坪」とあったが、小字弁城町もある。

このE条里区の用水源は迫・久六等東方山麓に設けられた溜池群であるが、[11] 大字金田に属した水田は上堤・下堤と呼ばれる独自の溜池を金田に接した弁城地区内に有していた。そしてその池敷地が金田の飛地になっていた。行政界の差によって水系も異なっていたわけである。[12]

3　赤池町市津、石松周辺の条里

〈C条里区・地図U—4参照〉

次に日野氏が条里地割の存在のみを指摘され、坪並については言及されなかった市津（いつち）条里区を検討したい。市津は文保元年（一三一七）の関東下知状（「青柳種信筆写文書」）に「市津平次郎跡」とみえており、その本貫地であったと考えられる。旧市津村は現赤池町、旧上野（あがの）村に属し、旧村でいえば金田村の北に接する赤池村のさらに北方に位置していた。従って距離的には金田村からは遠隔地のように思われるが、市津と上野も押領注文によれば金田庄内であったし、実は正平十一年に安芸殿御分とされていた「金田村内石松名」もこの一帯であった。

そのように判断できる第一の理由はこの地の集落名が石松であり、まさにその名（みょう）の名前で呼ばれていることであり、第二には石松名に属した中世耕地のうち、七タワラ、上サウシ、クリサキ、ヲトコ、藤ノ木がこの地に小字名で現存し、また石松名と同じく安芸殿分とされ、かつ石松名耕地とクリサキ、藤ノ木、門田、八反ノ坪の四地名を共有する土内名の耕地地名にもハスノ池、ナカウラ、下サウシ等、この周辺の小字名が含まれているからである。

石松一帯には三十六坪分が整然と並ぶような典型的条里地割が存在するわけではなく、草場・市津間を直線に一本の畦畔が通り、それに直交する畦畔が数本存在するという程度の雑然とした方格地割が存在するにすぎないが（現在は圃場整備で消滅）、直交する畦畔の残存する乙子、下サウシを基準に坪並をあてはめ、条里復原を試みよう。

するとヲトコ廿三丶[13]を基準に下サウシ廿二、上サウシ十丶（坪）、クリサキ十二丶、藤ノキ三丶、ハスノ池卅二丶が東南隅を一の坪、北東を三十六とする千鳥型坪並（但し北四六度西に傾く）に見事に適合することが判明する。

また中サウシという字名は現存しないが、上サウシ、下サウシの中間にあったであろうということが想定されるから、十五丶という位置はこの坪並に適合する。また非条里地割であり、かつ広範な小字名である長浦も廿坪とあるその位置に該当するようである。但し卅六とされる七俵の位置のみははずれてしまう。[14]

しかしながら前二条里区（G、E）で検出できた千鳥型坪並がこのC条里区でも採用されていたことが明らかになった。三地区における同

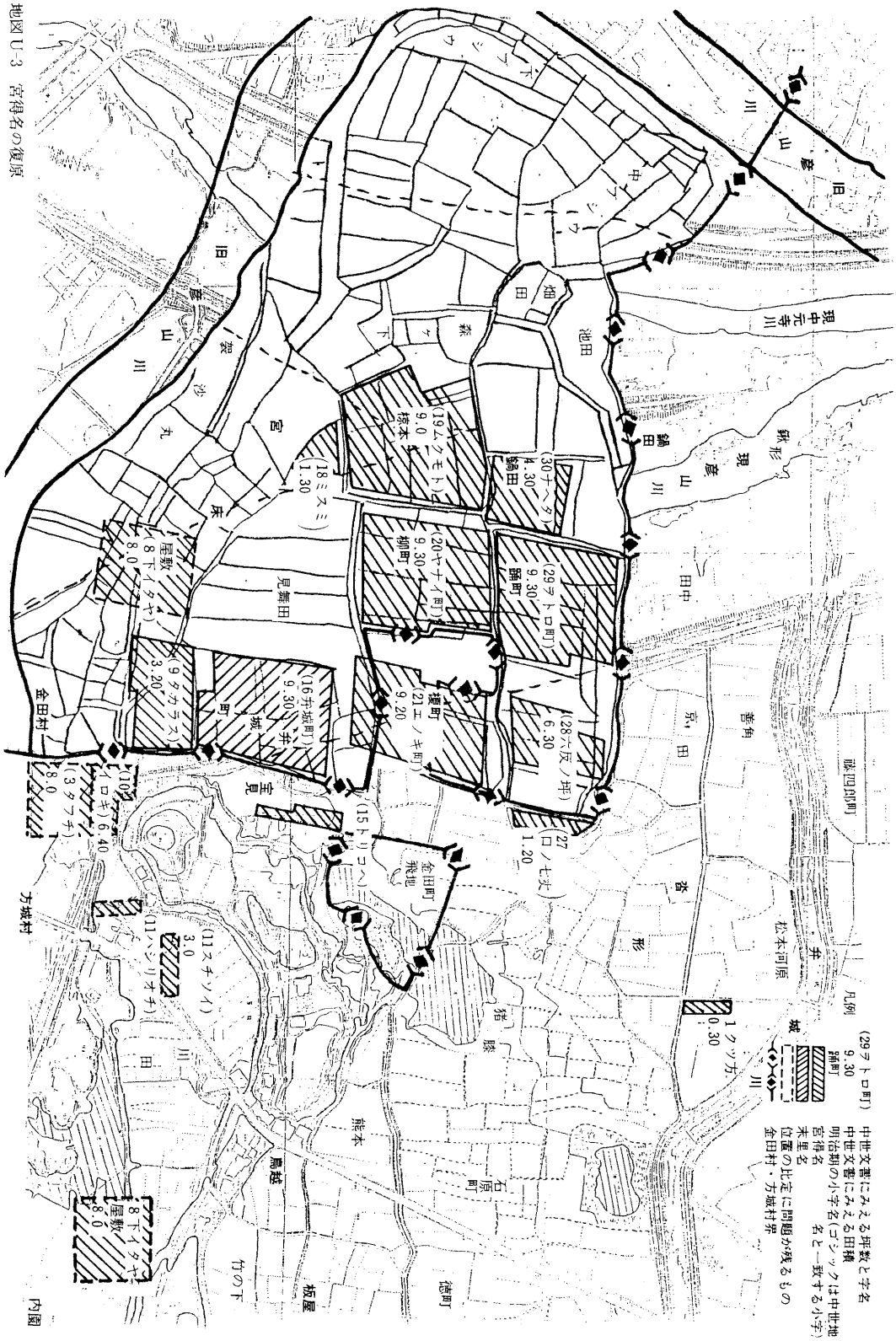
凡例
中世文書にみえる坪数と字名
中世文書にみえる田積
明治期の小字名（ゴシックは中世地名と一致する小字）
宮得名
末里名
位置の比定に問題が残るもの
金田村・方城村界
(29ヲトロ町) 9.30 踊町
(28六反ノ坪) 6.30
27 (ロノヒよ) 1.20
(30ナベタ) 4.30 鍋田
(19ムクモト) 9.0 榛本
(20ヤナイ町) 9.30 柳町
(18ミスミ) (1.30)
(21エノキ町) 9.20 榎町
(16弁城町) 9.30 弁城町
(15トリコヘ) 金田町飛地
(9タカラス) 3.20
(10ヒロキ) 6.40
(13タフチ) 8.0
(11スキソイ) 3.0
(11ハシリオチ)
8下イタヤ 屋敷 8.0
1クッ方 0.30
池田
畑田
森ケ下
中ノ下
ジウ
鍋田
田中
畜角
京田
谷形
猪膝
石原町
徳町
熊本
鳥越
板屋
竹の下
内園
見舞田
宮
床
賀沙丸
旧彦山川
現彦山川
現中元寺川
旧彦山川
金田村
方城村
松本河原
城川
田川

地図 U-3　宮得名の復原

写真U-5　神崎の字三十六（左手の田）

一坪並の検出は、本坪付帳に記された金田庄域条里が全てこの坪並に依っていたことを示している。勿論近年までの神崎村に地名三十六が残存し、かつこの坪並に合致するように、坪並はこの坪付帳のみの便宜的なものではなく、現実に永く機能した地番である。金田庄域のみならず、田川郡全体の条里がこの坪並によって統一されていたことはまちがいないと思われる。したがって以下これを応用し、一坪しか確定し得ない箇所でも、この坪並をあてはめていけば、かなりの復原が可能となることが予想されるので、その作業に移りたい。

なおC条里区の用水源は八反池（吉ヶ浦下池）等西方丘陵間に設けられた溜池群である。

4　上金田・東金田の条里制

〈H条里区・地図U—5参照〉

彦山川左岸、H条里区において史料上条里坪付に記載された字名で、近代まで小字名として残ったものに、

野ソイ廿三、廿七、卅六、ヒラハラ廿八、ムタヽ卅三、ヒシリ町十七、モチ町廿一、廿八、七サウシ三、水町四、クマモト十五

があり、他に木ノ町卅二は小字木ノ坪との関連が考えられる。このうちモチ町廿一坪を基準に先の千鳥型坪並をあてはめてみると、[15]樋尻町[16]、牟田田が当該位置にくる。また木の町が木の坪の混同と考えると、[17]これもうまくあてはまる。また若干ずれるが水町が、また野添（廿七）、平原もさほど無理なくこの坪並にあてはまる。他の二小字は必ずしもあてはまらないが、これらの各坪による条里界線が最も多くの小字と一致するので、この案によって条里界線を決定しておきたい。

なお一帯の用水源は後述するF条里区とともに二重ヶ池及び藩政初期に築造されたと推定されている彦山川より引水する高柳井堰である。[18]

5　金田・宝見・黒尾の条里制

〈F条里区・地図U—5参照〉

F条里区はH条里区に北接するが、畦畔の方向を異にする条里区である。この条里区周辺において史料に記された条里坪付を有する小字

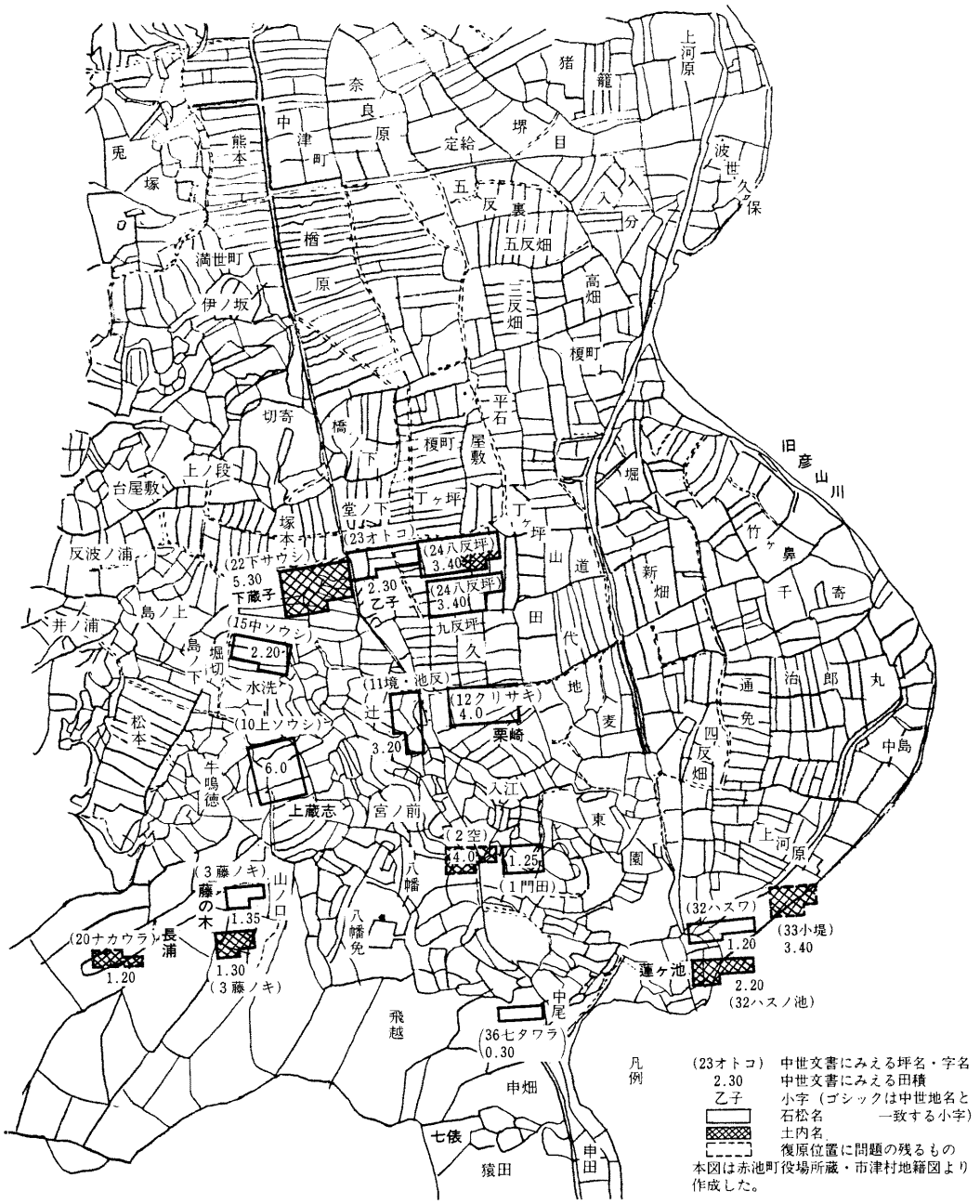

地図 U-4　市津・石松地区における石松名・土内名の復原

名と現存小字が同一である可能性をもつものは以下の小字である。

ヲトロ町十、土ハシ十九及び一、カセ町八、松元十五、松サキ卅三（㋐名）[19]

さてこれらの各小字を東南一ノ坪、北東三十六の千鳥型を北六一・五度西に傾けた坪並にあてはめると、二つ以上適合する小字は存在しない。そこで逆に北二八・五度東に傾けてみると、まず松本十五坪、加世町八坪そして松崎卅三坪の三

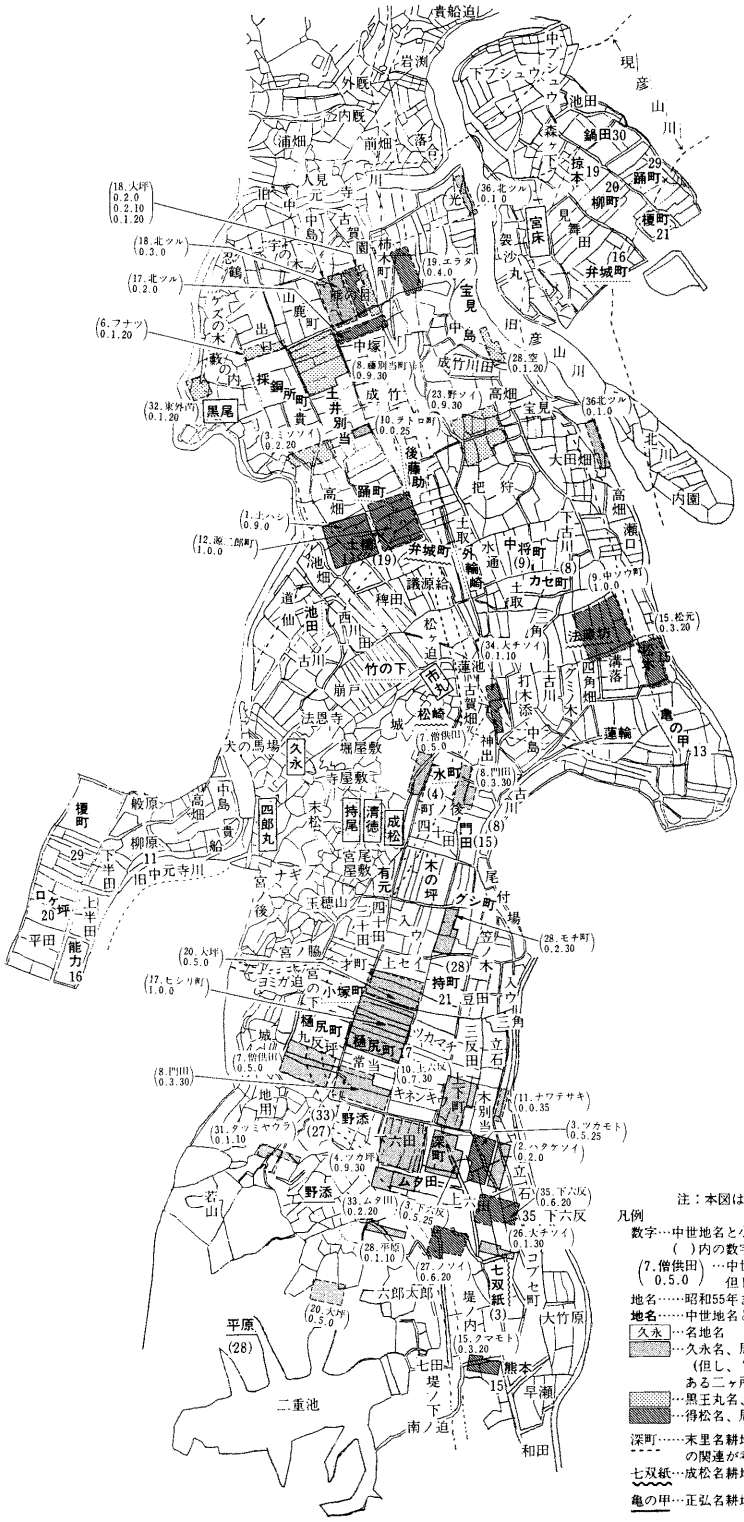

地図 U-5　金田村の条里制耕地の復原

か所が適合する。また別に土橋一ノ坪と踊町十坪の二か所もこの坪並自体には適合する。しかしながらこの二か所により決定される条里界線と、前記した三か所により決定される条里界線とは、南北界線を共有するが東西界線を共有しない（地図U―1参照）。このことはどう考えたらよいのだろうか。

一九四七年米軍撮影による航空写真を観察すると、この条里界線を共有しない二つのブロックの一帯には非条里地割が明らかに認められる。そしてその非条里地割には上古川、下古川、（成竹）川田といった旧河道地名が残存し、また航空写真によっても河道痕跡が明瞭である。[20] あるいはこの旧彦山川河道一帯の条里制の乱れが何らかの影響を与えているのだろうか。

なお中サウ町九坪は現小字中将（ナカ）町の可能性が考えられるが、前二者のいずれとも適合しない。

以上で条里制耕地が残存していた地域の坪並復原を終了するが、今一つ「十二条十八里」についても検討しておきたい。この里は成末、行元、末成、五郎丸の四名に付された里名である。但し十二条十八里一坪なる筆が各名併せて四筆、記されているが、その字名がフタマタ、サキ町、ナカハヤシ、ヒシヤコモリ、コエリと全て異なっているなど不審な点もある。しかしここでは一応この里のうち飛車籠（ひしやこもり）、塚本の二つの字名が残存する旧赤池村にこの里を比定したい。

さて条里名が数詞でわかるのは十二条十八里以外には黒王丸名の十一条十七里、久永名の十一条七リがあり、ほかに破損部分(イ)名が廿九リとある。十一条七、十七里は後述のようにH、F条里区に想定される。各里全てを数詞によって復原することは現段階では困難だが、一般に東南隅に始まり北東隅に終わる千鳥型の場合、条は東から西に、里は南から北に進む原則とされており、条のあり方についてはほぼこの原則が行なわれていたように思われる。

（1）土地台帳にあって切絵図に落ちるものは樋尻町、深町、ムタ町等。切絵図にあって土地台帳に落ちるものは門田、中島（四郎丸分）、ガキデ（同上）等。

（2）『福岡県史資料』十、『豊前国荘園史料』(一)、『金田町史』（一九六八年）所収。この小字名調の読み仮名には誤りが多く、現地の人間が付したものとは思えない。また写し誤りと思われる個所もある。例えば（金田）キチンキウ→キネンキウ、本別当→木別当、方蔵坊（カタゾウ）→ホウゾウ（法蔵）坊、舟原→般原（ウナ）、鍋田（カマ）→ナベタ、二重地（フタエ）→二重（にじゅう）ヶ池、（神崎）飯土井（メシ）→イドイ、鐙（アブミ）田→鋸田、（南木）トノ町→ノト町、（市津）干寄（ホシヨセ）→千寄、トソフシ→下ソフシ、切崎→切寄、モフトウ→牛鳴徳（モウトク）、（弁城）宝見（ホウ）→タカラミ、がそれぞれ正しいといった具合である。

（3）土地台帳にあって小字名調に漏れるものは南木・角力田（三九番、寛保水帳に「すもうでん」）、金田・能力（八二八番）など。註（1）の後者も小字名調に漏れる。

（4）小字名調では上轟ではなく「轟」である。

（5）但し小字上嶌は下嶌から三坪離れている。

（6）但し「ムタゝ十五」は現在の牟田田とは、ずれる。また日野氏が廿坪として適合するとされたB取帳(オ)名の「ヤナイ町　廿」は後述のように神崎の小字柳町ではなく、宮得名、即ち金田村宮床の小字柳町と

考えたい。また神崎には枝地名（えだちめい）、即ち三ッ枝、七ッ枝が現存するが、筑後川中流域では条里の坪表示とされる枝地名も、この地方では条里とは無関係のようである。

(7) 『金田町史』五八頁参照、この水帳に登場する耕地々名は近代のものとほぼ完全に同じである。

(8) 但し南木井手は河川に堰をもつが、泌泉から川に水を落とさず直接引水する水路もあった。

(9) 泌がかりは弘化二年（一八四五）で神崎二十四町四反、南木二十七町五反、金田六町、糸田七十五町九反であった（『金田町史』一八六頁）。このうち金田分が後述する四郎丸田圃、余水利用部分である。なお鉱害による泌泉の故渇のため昭和三十三年（一九五八）中元寺川に神崎井堰が新設された。

(10) 「ハシリオチ十一坪」という地名もある。走り落という小字名は弁城にも伊方（いかた）にもあるが離れすぎており適合しない。

(11) 溜池の歴史については『方城町史』（一九六九年）一六〇頁、三二三頁に詳しい。

(12) この池敷は河川改修以前から金田町の飛地となっていた。逆に方城町分（地図U—4の村界参照）が榎町にくいこんでいるが、池敷として交換されたものだろうか。池は河川改修後灌漑すべき水田が河川敷となったため廃止され、圃場整備の際に消滅したが、今も金田町飛地である。この池の築造が近世とするならば、それ以前は余水利用であろう。

(13) 乙子は土地台帳では一筆（四六九番）の字名であるが「乙子組」という集落内の一部の呼称となっている。

(14) 長浦についても廿坪を広範囲である字名の範囲で考えず、厳密に実際に耕地のあるヤト田（藤の木谷の西方）のみに限定して考えると、同一条里界線での比定は苦しい。長浦、七俵ともに市津、赤池両村に所在する字名で、七俵の場合、二か所は隣接せず飛地である。元来は相当広かったのだろう。

(15) 持町は耕地整理後消滅した地名であるが（『金田町史』一〇二頁）、法務局の切絵図中、四五四番から四五七番までの四筆に鉛筆書込で持町とあったので、それに依拠して比定した。現小字は笠木となっている。

(16) 樋尻町は土地台帳では四二一、四二二、四二八、四二九、四三〇、四四二番を指す小字名で大絵図にのせれば三か所に分散することになる。このうち四四二番がヒシリ町十七丶に適合する（他の二か所は十八坪に相当する）。何故か切絵図には樋尻町の名が記されていない。

(17) 同じ場所である廿一坪を一か所ではモチ坪（用王丸）、別の箇所ではモチ町（久永、㈠名）としているのは坪と町の混用かもしれない。

(18) 『金田町史』六二頁、この用水は清徳さんが作ったといわれ、清徳井堰ともいわれる。なおA注文に生得堤代とあるから「生得」「清徳」の呼称は古くからあり、堤もあったことがわかるが、両者の関連は不明。

(19) 松崎卅三坪は史料の上で南木久永名と㈦名（成松名カ）の両方にあり、地名の上でも南木と金田の両方にある。㈦名の松崎は南木のものとは別であろう。

(20) 現在小字亀の甲、宝見などが彦山川をはさんで方城町弁城、金田町の二町にも存在するのは、過去にこれらの地域が地続きで、彦山川が西方河道（先述した上古川、下古川）を流れていたことを語っていよう。

四　金田村における名と耕地

名の規模　以上をふまえて名の復原作業を行ないたい。まず史料から確認できる名は表U—1のような構成となっている。現存する史料は惣領分、安芸殿分、向殿分の三名に分配された名を記したものであり、この三名以外の人物に分配された名が存在する可能性も想定しておかなければならないものの、一応史料が残存する範囲でいえば正平名寄帳に関連する名は二十名の名が知られ、そのうち最大のものは惣領分、安芸殿分、向殿分の三者いずれにも配分されている末里名で田積合計は十四丁九反、またそれに次ぐ久永名は用分を併せて十二丁八反であった。一方一丁に満たない零細名もあり、最小の行元名の場合五反であって最大末里名の三十分の一にすぎないという不均等な構成であった。

表U-1　金田庄の名構成

	田	畠
	丁　反	丁　反
1) 末　里	計　14・9・10	計　9・9・30
惣領分	10・0・35	5・8・20
※同上直方	0・0・30	4・1・10
安芸殿分	3・7・30	
※同上直方	0・0・15	
向殿分	1・0・ 0	
2) **久　永**	計　12・8・ 0	計　2・3・10
久永	6・7・25	2・3・10
久永用分	6・0・25	
3) **宮　得**	10・4・25	3・4・ 0
4) **成　松**	7・0・30	1・9・40
5) 得　松	6・6・05	
6) **四郎丸**	6・4・20	
7) 生　得	5・7・20	0・3・40
8) **黒王丸**	2・8・30	0・6・10
9) **石　松**	2・7・20	
10) 土　内	2・6・25	
11) 正　弘	2・5・30	
12) **市　丸**	2・1・15	0・2・40
13) 元　弘	1・7・35	
14) **用王丸**	1・5・10	
15) 助　憲	1・4・10	
16) 為　末	1・0・20	
17) 五郎丸	0・7・ 0	
18) 末　成	0・6・30	
19) 成　末	0・6・ 0	
20) 行　元	0・5・30	0・20
21) **直方村**	計　0・3・45	計　4・1・10
	0・3・ 0	
※末里分計	0・0・45	4・1・10

〔注〕　太字は名地名が現存するもの、※は重複

現存する名の地名　表U—1のうちゴチックで示した九名が今日の金田・赤池に地名として残存する名である。名地名は一般には名の耕地ではなく名の屋敷の位置を伝承していると考えられるが、金田村の場合でも久永・四郎丸は西金田の、清徳（生得）、成松、市丸は東金田の、それぞれ大峯丘陵北端坊主山・城山と呼ばれる小丘陵の裾にあって、集落の中の小字名となっている。また黒王丸に由来すると思われる黒尾（近世には黒王とも書かれた）は中元寺川河川改修で移動したが、元来は屈曲した中元寺川に囲まれた高燥地にあって数戸からなる集落だった。宮得、即ち今日の宮床は現在は河川改修（河道移動）で彦山川左岸となっているが、本来は右岸に位置しており、先の黒尾に類似した地形だったようである。また用王丸は小字としては残存しないが、東金田、先の成松・清徳の隣接地に持尾姓（近世には持王とも）の旧家が、またその背後に金田九貴船の一つ持尾貴船があり、その周辺が故地であろう。また石松については小字名では残存しないが、市津に集落名として残っている。

この二十余名のうち、名耕地のあり方が

わかるものがいくつかあるので以下に検討したい。

ア　四郎丸名（地図U—2）

条里坪付に従って　四郎丸名は向殿御方と記された九筆六丁余のうち三筆が現存地名として残るが、いずれも同一里の中にあった。そこで残る六筆をこの三筆の所在する里の中に落としてみると、地図U—2のようになる。

この四郎丸名耕地のうち廿七坪シハフチは旧中元寺川河道の近くに位置づけられるが、渕という呼称にふさわしい。また卅四坪門田、卅三坪ヤシキが隣接するが、小字柳原から高畑の近辺に比定される。この地は大絵図では一筆が宅地、ほかは畠となっており居住適地であった。

現代も金田の飛地・四郎丸名故地は対岸四郎丸が耕作　なお四郎丸という地名自体はこれら耕地群とは離れ、中元寺川の対岸・右岸に残っている。

さて四郎丸名は過半が旧中元寺川の左岸に復原された。この左岸は大半が旧金田村ではなく旧神崎町・旧南木村に属するのである。しかし榎町、口の坪、平田までの六町は神崎村垣田の集落に隣接しているにもかかわらず、右岸金田村に属していた（地図U—5参照、この図は金田村大絵図を縮小したものであるが、左下隅西方にとび出ているのが中元寺川左岸の六町である）。そしてこの地の所有者・耕作者は現在に至るも対岸金田村四郎丸の住民である。即ち中世における四郎丸名耕地の分布は、意外にも現代における字四郎丸の住民の土地所有・耕作形態に類似していたのである。

門田屋敷　なお四郎丸名名主の屋敷はふつうに考えれば対岸の地名四郎丸の場所にあったものということになるが、坪付には左岸卅三坪に門田をともなう屋敷も記されていた。四郎丸名は六町以上の大きな名であるから、単純に一家族の耕作可能面積を一町として計算しても[1]、その耕作には六家族相当の労働力が必要であるから、名耕作者の屋敷も数戸あったはずである。

卅坪の屋敷は名を構成する有力耕作者（作人）の屋敷で、かつ門田をもつ大規模屋敷であったと考えたい。

泌井手がかり—荘境による水利権のちがい　なお中元寺川左岸、金田町四郎丸耕地は泌井（たぎり）手がかりであるが余水利用であった。即ち水利費は払わないし、溝さらいでも水源糸田村分まで行くことはなく、金田村の範囲内で行なうに過ぎなかった。余水とはいえ泌の水は豊富で田植は上流より一週間程遅れるが、植付ができないようなことはなかったという。このことは同一用水系に属するにもかかわらず、この地が糸田村と明確に区分されていたことを示すものであり、このような境界のあり方は中世荘園制の時代に起源をもつ可能性がある。

イ　南木久永名（地図U—2）

南木久永名は南木村に散在　この名の名主屋敷の位置は不明である。名耕地十一筆のうち先に能力（のうりき）、轟以下の六筆を確定した。それに従い他の筆も記載順序を考慮して復原を試みた（地図U—2参照）。多くは南木村の近接地となるが、廿九坪門田は小字田中ノ下[2]、即ち南木の集

落に近接した位置に比定された。門田とは南木の現集落の位置にあった屋敷に対する門田であったわけである。所属里不明「十五坪ムタヽ」については中元寺川対岸の地ないし現小字長ヶ坪の二案の比定が考えられる。井シリ十九坪の前に記されているという記載順序を尊重すれば後者となる。これも南木集落に近接するが、この長ヶ坪という地名は坪付こそ欠くが、A注文人給中に「同（南木久永）名内丁坪四反」とあって南木久永分であったことが確認できる。

以上この名の耕地は七ないし六筆が旧南木村の範囲内に、残る三ないし四筆が南木に隣接する旧金田村・糸田村の中元寺川沿いに比定された。残る一筆（十一坪、ワタウチ）は旧神崎村を想定しておきたい。南木久永名は門田の位置から判断すると名主屋敷や耕作者の屋敷は現南木集落近辺にあったようである。

また一帯の水がかりは泌川右岸（中元寺川左岸）では泌井手（南木井手）及び神崎井手、左岸谷水田は井尻近辺は清水と呼ばれる湧水の、小字田中の下あたりは寛保帳にいうお手水（ちょうず）谷水掛、即ち溜池・お手水池のかかりである。

ウ　宮得名（地図U―3）

再び㋐名が宮得名であることの実証　次にB′断簡後半、直方村の前に記される未詳名㋐名をみる。この名は残簡中に十六筆耕地字名が記されているが、そのうち八筆が確定及び推定できることをE条里区復原の際に述べた。ほかにも坪並に従ってロノ七丈廿七坪、六反ノ坪廿八坪の復原が可能である。この耕地十筆五丁強を置いてみたのが地図U―3で、全ての耕地は旧彦山川右岸に復原された。

ところでその右岸微高地・自然堤防上の宅地及び畠地の小字は宮床と呼ばれている。先に㋐名についてはその田積から末里名か宮得名のいずれかに限定されること、その中に含まれるムクモトとの関係から宮得名の可能性が高いことを指摘した。まさにこの小字宮床は宮得名を継承した地名と思われる。宮床（宮得）の前面に五丁強の耕地が広がる末詳名㋐名、この名こそ先の推定どおり宮得名に相違あるまい。

宮得名は宮床集落で宮床田圃に重なる　さてこのことをふまえ、残る各筆の復原を試みたい。各筆は、

（欠）→三坪田フチ→（欠）→八ヽ下イタヤ（坪）、ヤシキ→（欠）→十ヽ井ろキ→十一ヽスチソイ

と順に記されたのち、一旦若返って、

九坪タカラス→十一（ミカ）ヽハシリオチ→十五ヽトリコヘ→十八ヽミスミ→十九ヽムクモト

以下卅ナヘタまで記され、最後に隣接する里である一坪クツ方が記されている。このうち九坪から卅坪までの一連の耕地は、残存地名によっても一里内の耕地坪並順に記されていることが明らかだから、現存地名と多少ずれるけれども、「トリコヘ十五坪」も同じ里内に比定したい。この場合トリコヘとは現小字の範囲よりもはるかに広く、宝珠集落背後の一連の小丘陵をさしたとも考えられる。また同様にタカラスは同一里内に比定でき、タカラミの誤記であることも判明する。

その前に記された三～十一坪の一連の耕地は同一里に比定するか、更に東方に隣接する里に比定するかの二案がある。

仮に後者の案をとれば八坪屋敷の所在地下イタヤが現存小字板屋に近接することになり、各耕地は金田村の二つの飛地のうち、今一つの飛地である小字内園近辺に多く比定されることになる（地図U—5に示した範囲が金田村界内であるが、内園は彦山川右岸の飛地になる）。この場合、坪付に登場する屋敷とは名主屋敷そのものではなく、四郎丸名でも考えたような作人（耕作者）の屋敷だったと思われる。両案いずれの場合でも、宮得名は全体十丁の耕地のうち、主要耕地六丁前後が河川改修前の宮床田圃とほぼ重なるようなまとまりをもつ耕地群として復原される。この宮床田圃が近世・近代には他村の池とは別に、独自の溜池をもつ強いまとまりのある耕地であったことは先述した（四五四頁、宮得↓宮床の転、つまりク音とコ音の転は、一〇九頁、一六三頁、二八八頁など本書でしばしば述べたウ音とオ音の転換による）。

エ　石松名・土内名（地図U—4）

石松名と石松集落　石松名、土内名、ともに今日の石松集落の周辺にその耕地が復原される。このうち藤ノ木、長浦、上蔵志（ソウシ）、中蔵志（現小字水洗に該当）が一連のヤト田であり、下蔵志、乙子、栗崎が条里制耕地となっている。

取帳の一の坪門田は集落の中心である日吉神社（地名では八幡）の近辺に、また二の坪「空」（方言で上の方の意）もその隣接地に比定され、中世から集落が神社の周辺に形成されていたことが推測される。神社周辺にかつて湧水があり水田を養っていたというから、この門田も湧水利用田だったのだろう。

土内名の名を継承する地名等は残存しないが、門田、栗崎、八反坪（現小字九反坪の位置に相当する）、藤ノ木における耕地は石松名と土内名の二つの名に分割されており錯圃状況にあったものと思われる。

オ　久永名（地図U—5）

久永名は金田庄全域に広がる　久永の名（な）は小字として残る。またその坪付も欠損分がなく全筆が史料に残る。冒頭にのみ「十一条七り」とあって、全筆があたかもその里の中にあったような記載がなされているが、実際には廿八平原と十七ヒシリ町が別の里であるように、いくつかの里が含まれている。久永名は連続する坪とそれに対応する小字が乏しく、各筆の帰属する里の決定が困難な点もあるが、一応地図U—5のように復原してみたい。

耕地はほぼ金田村全域にひろがる。連続する七僧供田、八門田は上金田ないし東金田の二か所に比定が可能だが、いずれにしても集落に近接する。後者の案の場合、門田は現小字門田に一致する。また二坪ハタケソイ、十一坪ナワテサキは彦山川に近く、畑が多かったであろう自然堤防上に復原されそうである。

久永名の場合、中世との断絶がある　今日の久永農民の主要耕地は竹（たけ）の下（たかした）田圃、黒尾田圃、神崎田圃（中の坪、森元（本）、榎町など神崎所在の水田）となっており、この復原された耕地群とは相当に異なっている。大規模名であった久永の場合、四郎丸・宮床・石松等とは異なり、中世の名田分布が近世以降継承されることは少なかったようである。

カ　黒王丸名（地図U—5）

この名も名地名（小字黒尾）と全筆の坪付が史料に残るが、「十一条十七里」とされた里の比定に若干の不安が残る。藤別当町八坪とあるが、これを字土井別当に仮定してみると、先の土橋・踊町によって想定した界線と一致するので、これによって七筆中五筆を比定しておく。東外園と記される卅二坪が近世の黒尾集落の近辺となる。

キ　用王丸名（地図U—5）

この名も用王を継承した地名持尾が残り全五筆の坪付が史料に残るが、位置の確定はむずかしい。モチ坪（町）、カセ町のようにH、F条里区に耕地が散在していた。

ク　得松名（地図U—5）

坪付に従い、熊本、野添によって決定される界線に他の筆をあてはめてみると、下六反卅五、ツカモト三がそれぞれ下六田、塚町と呼ばれる近辺に比定されるが転訛であろうか。他に土橋・松本にも耕地があり、H、F条里区全体に耕地が所在していた。

ケ　末里名（地図U—5）

巨大名末里名は全庄に分布　この名は安芸殿分及び向殿分の耕地のみ坪付が判明し、惣領分は料紙が失われて坪付不明なので人給分中に記載された字名によってその位置・広がりを推定するほかはない。A人給中に記された末里名耕地のうち現存小字は、

フカ町、竹の下、五藤助、ヲトロ町、コツカ町、クマモト、有元、

また庶子分坪付中の現存小字は、

水町、弁城町、池田

である。これらにより復原できる末里名の分布は旧金田村全体に広がり、上金田、東金田、一部宮床にも及んでいる。最大の名であった末里名にふさわしい現象といえよう。

コ　成松名（地図U—5）

この名は継承字名成松が残る。A人給中の成松名耕地のうち地名が現存するものはH条里区に七双紙、F条里区に松崎、法蔵坊があり、他に弁上町は竹の下か宮床いずれかの弁城町に該当しよう。

サ　正弘名（地図U—5）

給分中に記された四筆、野添、蓮輪、平原、亀ノ甲が地名で現存する。H、F条里区に分散し、名の規模（二丁五反）からすれば広範囲である。

シ　直方村（地図U—1）

直方は飛地金田屋敷　直方村として記される耕地が惣領分と安芸殿分にみられる。[3] 直方村とは明治二十二年（一八八九）福地村（現直方市）に合併された能方村、別称金田屋敷を指そう。[4] 市津よりさらに北になり、金田村からは六キロ北になる。この村は金田村枝郷宮床の住人が

洪水によって流れ着いたことに始まるとの伝承をもち、近世の史料、例えば寛政三年（一七九一）田川郡本免帳（島津家庄郷控）や年未詳稲荷神社記録では金田庄内能方村とされている。また住人も金田村黒尾浄円寺の檀家であった。

筑前内の豊前飛地・直方村　さて注目すべきことはこの村が豊前・筑前の国境よりも筑前側にあって、筑前国中泉村、筑前国上境村に四周を囲まれていたにもかかわらず、一貫して豊前国飛地として扱われていることで、安永元年（一七七二）から天保四年（一八三三）にかけて両国間の紛争となった岡森井堰をめぐる紛争でも豊前側として行動している。

このような豊前領飛地としての直方村の起源が中世には確実にあったことは、本坪付帳の記述に明らかであり、それが近代の町村合併まで長くつづいたという点は、中世の荘域・荘境が意外に保守的性格をもって再生産されていたことを物語るものであろう。

小括と残された問題

一つのタイプ―名主屋敷周辺に集中　以上名耕地の分布のあり方、名主屋敷のあり方を検討してきた。名耕地の分布としては大きく分けて二つのタイプがみられる。一つのタイプは四郎丸名、宮得名、石松名、南木久永名、黒王丸名にみられるように、名主屋敷を中心にその前面、ないし周辺に名の過半の水田が集中するタイプである。田積でみると宮得、四郎丸は十町、六町と面積の広い名であったが、石松、南木久永、黒王丸は二町強であって、特に田積による特色があるとはいえない。むしろこれらの名の特色は近世には枝郷や別村になるような、金田村中心からは離れた地域に分布する名だったことである。中世にも近代にも、川の対岸に住む名主や耕作者が、まとまった耕地群を保有し耕作していた四郎丸名、中世にも近代にも対岸の飛地として独自のまとまりを有していた宮得名に典型的であるように、これらの名では近世・近代の耕作形態と中世の名田分布にある程度相関関係があるように思われる。また石松・宮得、そして直方村に典型的であるように、他領・他国に囲まれながらも、金田庄（金田村）の飛地の一村として、独自の性格をもちつづけるものもあった。

一つのタイプ―散在型　一方、今一つのタイプは旧金田村の全域に亙るように耕地が分布している名である。末里名、久永名、得松名、成松名、正弘名等がこれに属し、久永・成松等名主屋敷を示すと思われる名地（みょう）名は村の中心にある。末里、久永は七～十四丁の大規模名であるが、田積二丁五反の正弘名でも耕地の散在性がみられた。これらの名では中世の名田分布と近代の耕作形態との関連性は稀薄である。

錯圃形態　また同一字の耕地が二つ以上の名に分断されて帰属する例もしばしばみられた。最も顕著であったのは、石松名と土内名であったが、十八坪大坪には史料上為末一反、得松二反十、黒王丸一反廿、久永二反がそれぞれあったとされており、また廿一坪モチ町（モチ坪）にも用王丸と名前の判明しない(イ)名、(ニ)名の三名の耕地が所在した。これらはいずれも名の錯圃形態を示しているように思われる。

また元来同一の名として一括されていた名がそれぞれの給分に名が分割される際に同一字内で分けられている末里名のような例もある。

名自体が分割された例は末里名のみで、他は名を単位とした分割がなされているが、末里名の場合、四坪水町が安芸殿に五反、向殿に五反、十三坪三郎(ケ)コ町が安芸殿に五反卅、向殿に二反といった具合に分割されていた。

宮座史料にみる二つの名　最後に正平坪付にみえる名の位置づけを考えるための一、二の非文献素材について述べてみたい。第一は宮座の問題である。金田稲荷神社の場合、宮座そのものは残らないが、その開創伝承に持尾、清徳、市丸、白丸（四郎丸）、久永、黒尾等名(みょう)に由来する姓が登場しており、(5) 中世の名体制の反映を読みとることができる。一方金田庄内であったことが明らかな南木菅原神社には「大永四(一五二五)乙酉十一月十五日」の年紀をもつ旧記写があり（正しくは乙酉は大永五年）、そこに記された九番、即ち正密（字名では政光）、貞国、辻、田中、具宅、犬丸、四者松、木之下、瀬別当の座がほぼそのまま継承されて、今日でも宮座による神事（霜月祭）が行なわれている。稲荷神社同様、政光、貞国、犬丸等の家名が名（即ち宮座の頭役をつとめる御頭名でもある）に由来するように思われるにもかかわらず、二階堂文書・金田庄田畠坪付にみえる中世の名とは全く一致しない。二階堂文書に登場する金田庄は嘉元三年（一三〇五）以降、正平十年（一三五五）を経て永徳三年（一三八三）まで「金田庄半分地頭職」と表現されているし、貞和五年（一三四九）に入ってからは一部「金田庄四分一地頭職」の表現もみられる。菅原神社の祭祀域が地頭二階堂氏の支配が直接及ばなかった側の「金田庄半分」に含まれていたことが考えられよう。

荘外の観点から　今一つの材料は名地名の荘域を越えた分布である。金田庄は南東は伊方(いかた)庄、南西は糸田庄に隣接していたが、例えば宮得名に由来する宮床という地名は隣接する糸田村にも残っており、かつては宮床村と呼ばれていた。同様に四郎丸名に由来する地名四郎丸は金田村のほか隣接する伊方村及び糸田村と計三か所に残っているし、五良(郎)丸は金田村の場合わずか七反の名として古文書に登場するのみで地名には残らないが、糸田村に小字が残存する。

勿論金田村二十名のうち地名が残存するものの大半は旧金田庄域のみに残っているのであり、上記のものは例外的存在であるが、金田村のいくつかの名が立庄以前に国衙領の名として存在しており、立庄後各庄に分断されたことも考えられよう。

これら文献以外の素材も活用しつつ、二階堂文書・正平坪付を動態的に把握することが残される課題である。(6)

(1)　『方城町史』（一九六九年）三二三頁に昭和三年、三町以上農地所有者名簿が掲載されているが、三〜四町前後の土地所有者の自作反別は最大で一町六反、多くは一町前後である。中世農業の粗放性、度量衡の差異を考えても、単婚小家族であれば一・五〜二町が限度であろう。

(2)　この田中は後述する宮座構成員の田中である。

(3)　直方村はB取帳では独立した一名のように表記されるが、A注文では末里名の一部として記されている。この差異については後考に待ちたい。

(4)　以下は『赤池町史』（一九七七年）二三五頁以下、『金田町史』二一、五五、六五、七一頁の記述による。

（5）年末詳稲荷神社記録（『金田町史』二五三頁）。
（6）ほかこの地域の近世文書に六角文書（九州大学文学部所蔵）がある。

むすび―名と勧農―

本章では南北朝期の名の存在形態を現地に即して復原してきた。復原の成果を要約するならば次のようになろう。即ち金田村の名には二つのタイプがあった。一つは四郎丸、宮得、石松等金田庄の周縁部に分布する名で、名主屋敷の前面に耕地が展開し、耕地には一括性、まとまりがみられる。こうした名が立地する金田庄周縁部はのちに金田村の枝郷ないし別村となっていく。今一つは久永、得松等金田庄の中心部に存在した名で耕地には散在性と錯圃性が著しかった。

これを用水系統の上からみると、四郎丸は隣庄糸田庄域を主に灌漑する泌井手の余水利用であり、宮得名は隣村弁城村を灌漑する谷水（溜池）の余水利用、のち余水を集積する独自の池による灌漑であり、また石松名は八反池等独自の灌漑水源であって、周縁部の名はいずれも個別に独自の用水系統を有していた。一方中心部に存在し散在性の著しい名は、名の数こそ多いが全て二重ヶ池の用水系統に属している。即ち散在性が著しいといっても、それはあくまでも一つの用水灌漑域内での現象であることがわかる。金田庄では複数の用水系統にまたがって分布するような名は殆ど検出することができず、例外として巨大名であった末里名の宮床田圃における飛地の存在と、地域的なまとまりをもつにもかかわらず谷水田と条里水田とに分布する南木久永をあげ得るのみである。

名とは何か。名とは年貢徴収の単位であるという答えが今日の学界の共通認識である。ところで年貢徴収の単位であったということは、今一つ、同時に名が勧農の単位でもあったことを意味してはいまいか。中世には「春の勧農、秋の収納」はセットとして用いられた熟語である。生産過程に深く領主が関与していた中世農業においては、勧農という行為があって、はじめてその帰結としての年貢収納行為が存在し得た。即ち種子農料の下行に象徴される再生産の保証行為によって、領主は年貢を収納できた。名は勧農の単位であり、かつ年貢収納の単位だった。そのことは建長八年（一二五六）若狭国太良庄の勧農帳と呼ばれる勧農のために作られた文書が、庄内の耕地を名・一色田毎に書き上げた文書だったことにも明らかであろう。

灌漑施設の維持管理・用水配分・満作化は勧農行為の重要要素である。庄域周縁部において耕地のまとまりが顕著にみられたことは、用水配分等の勧農を遂行する上で、耕地の一括性と集約がより強く要求されていたことを示していよう。周縁地域の名の代表例である四郎丸、宮得等は余水利用であって、他庄・他村と共有で時には競合関係にもなるような、特異な用水のあり方があったからである。

一方中心部においては用水源は二重ヶ池のみである。おそらく用水配分等は周縁部におけるような個々の名主のみの責務ではなく、関係名主全体の協同責務であったと思われる。名耕地が散在していても特に勧農行為に支障がなかったのは、その散在が一本の用水系統内での散在だったからではなかろうか。

名の担った勧農行為はやがて村落共同体によって担われるようになり近世に移行する。名耕地の存在形態を規制していたものに用水形態があったとすれば、高柳（清徳）井堰の新設により近世的展開を遂げた上金田、東金田等の金田庄中心部に中世に似た耕作形態をみることができず、一方中世以来変わらぬ湧水・泌泉（たぎり）に依拠していた四郎丸田圃において、殆ど中世にも類似した耕作形態を検出できたことも、あながち不自然ではなく、歴史的な理由のあることだったのである。

聞取調査

長谷川五郎（石松・大正八年生）、柴田薫（宮床・明治三十七年生）、大井喜四郎（宝見・明治三十九年生）、桑野与七（ナギノ・明治四十四年生）、持尾三鶴（ナギノ、大正六年生）、阿部重宏（稲荷社・大正十年生）、千手友幸（四郎丸・大正五年生）、福田綱五郎（久永・明治三十三年生）、福田昌、田中貴美男（南木）、養父義則（南木・大正二年生）、永富康夫（神崎）等の各氏より

第六章　肥前国長嶋庄と橘薩摩一族

はじめに

佐賀県武雄市楢崎に玉島古墳とよばれる五世紀の円墳がある。今この墳丘に立って北望すれば、右に「歌垣の山」杵島山地が列なり、左には武雄御船山丘陵南端、潮見山が潮見神社の黒い森の背後に聳えている。そしてその山裾を洗う潮見川の土堤が、両丘陵間に拡がる豊かな穀倉地帯に向かって伸びている。この潮見川を始めとする六角川水系が、松浦・杵島丘陵を浸蝕して形成した武雄盆地及び山間小盆地群に、かつて蓮花王院領肥前国長嶋庄が位置していた。

昭和四十五年（一九七〇）、この玉島古墳発掘の際、石室床面より五〇センチメートル上の土層中から人骨細片と中国の銅銭が共伴して発見された。その銅銭の分析から、被葬者は鎌倉時代に重葬された人物と考えられている。[1] しかし、長嶋庄中心地を睥睨し得る古代王者の丘に葬られた、この中世覇者に関する口碑は既に失われ、遺物もまたその人の名を直接語ることをしない。

本章の課題はこの中世長嶋庄を舞台としてくり拡げられた世界を、可能な限り明らかにし叙述することにある。

以下では、まず長嶋庄が成立する過程と、長嶋庄以前の地頭橘薩摩一族のあり方、即ち長嶋庄の前史をさぐることから作業をはじめたい。そののち長嶋庄域の条里制耕地の復原を行なう。そして具体的な中世耕地のあり方を、花嶋村を素材として明らかにする。次に、惣領系の下村を中心に、一族全体の地頭支配の展開を検討していくことにしたい。[2]

（1）『武雄市史』（上）（一九七二年刊、以下『市史』と略す）二四一頁（関係部分七田忠志氏執筆）。

（2）橘薩摩一族を扱ったものには、石井良一遺稿集『武雄史』一九五六

年刊、のち一部を『市史』(下)(一九七三年刊)に再録、『市史』(上)中世(関係部分三好不二雄氏執筆)、塩谷順耳「武士団の東北移住—橘氏(小鹿島氏)を中心に—」(『歴史』一九、一九五九年)がある。なお史料集に瀬野精一郎編『肥前国長嶋庄史料』(九州荘園史料叢書一、一九六五年刊)がある。以下典拠として引用する場合、長と略し、その10号文書は長10の如く引用する。関係史料の中心を占める「小鹿島文書」「橘中村文書」は、そののち三好不二雄編『佐賀県史料集成』(七)、(六)(一九七六、七七年刊)に所収。以下それぞれ、小、中、佐と略す。

略語一覧

小→小鹿島文書、中→橘中村文書、武→武雄神社文書、長→肥前国長嶋庄史料、佐→佐賀県史料集成、市史→武雄市史

一　長嶋庄の成立—根本開発領主の群像—

肥前国長嶋(島)庄々域は杵島郡西半にあり、「肥前国大田文断簡」(1)によれば、公田にして一千五百丁であって郡の過半以上の面積を占めている。また郡衙一帯を包含しており、郡庄(2)としての性格を持つといえる。したがって立庄主体は郡司、郡衙官人であると予測されるのであるが、以下文献によりその点を確認しておこう。

研究史と問題点　長嶋庄立庄時の状況については「武雄神社文書」に精緻な分析を加えた工藤敬一「肥前国武雄社領の支配構造」(3)、あるいは『武雄市史』(上)(関係部分三好不二雄氏執筆)等のすぐれた論考がある。(4)以下各氏の見解に導かれながら、二、三知り得た点を加えつつ、長嶋庄の立庄主体、開発領主について考えてみたい。

武雄神社は「(大宰)府進止」の府社であった。(5)今日「武雄神社文書」中に天仁から応保にかけての二十三通の「武雄社上分田貢進状」「同奉免状」が残っている。これらは武雄社(府)使上分田が毎年「為二浮免一、以二得田之内一」募るものであったため、(6)その貢進・奉免に際して(府)使及び現地に係わりをもつ人物(責任者)が立会い、その貢進・奉免を承認、保証した文章群である(以下表V—1)。工藤氏はこれらの文書の形式のI貢進状からII奉免状への変化に着目する。氏は貢進に較べ奉免の方が現地のはたす役割が大きいとされ、またこの変化と同時に郡司署判が消滅し政所署判が出現すること、即ち現地最高責任者が郡司から政所に代わったことを指摘している。氏はこの変化の時点を以て、後に承安二年(一一七二)頃蓮花王院領として成立する「長嶋庄の前提、ないしはその前段階における、何らかの権門領の成立時点」とされた。ついで文書形式が単なる「奉免」からさらにIII「検田所(実検所)奉免」となり、同時に政所署判が消滅し公文署判に代わることを指摘、その時点で政所機能が変化し前長嶋庄々衙であった実検所に継承されたものとされた。

工藤氏のこの三区分は文書形式による分類としては支持されるべき見解であろう。しかしこの貢進・奉免状の発給時期をみると、天仁二年(一一〇九)から天治元年(一一二四)までは毎年一通という原則にほぼ従って出されているが(以上第一群十九通)、以後平治まで三十五年間文書の残存しない空白時期を経て、平治～応保(一一五九～六三)

表Ⅴ-1　武雄神社文書の整理

Ⓐ第一群

	文書番号 (イ)	文書番号 (ロ)	年月日	文書形式	署判者 図師	郡司	書生	その他	政所	公文	使	備考
1	2	(1708)	天仁2(1109)8.24	貢進状	A	掾	介藤原				散位惟宗朝臣	
2	3	(1732)	天永1(1110)10.11		A			ア散位長蔵			高階	
3	4	(1764)	天永3(1112)1.		A	代清原					介平	
4	5	(1788)	天永3(1112)12.17		B	代僧	権大掾伴				藤原	※1
5	6	(1816)	永久2(1114)12.	奉免状	C				ア散位長蔵		伴	
6	7	(1842)	永久3(1115)12.16		C				ア　〃		散位小野	
7	8	(1859)	永久4(1116)10.4		C				ア′　〃		源	
8	9	(1865)	永久4(1116)12.		C				ア′　〃		散位源朝臣	※2
9	10	(1878)	永久5(1117)11.28		C′				イ源		目代源、紀	
10	11	(1994)	元永1(1118)10.		C″				ウ散位大中臣		右史生伴	
11	12	(1902)	元永2(1119)10.2		C‴				イ源		明法生清原	
12	13	(1907)	元永3(1120)2.10		C‴				源※3		正検使藤原	
13	14	(1913)	保安1(1120)10.		C⁗				(政所)※4		散位大中臣朝臣	※5
14	15	(1918)	保安2(1121)1.		C⁗				ウ大中臣		大中臣	※6
15	17	(1927)	保安2(1121)12.16	検田所(内検所)奉免状	D				源※7	α	散位藤原朝臣	
16	18	(1969)	保安3(1122)10.7		E				紀	α	上津毛藤原	
17	19	(2004)	保安4(1123)10.30		E				(政所)	α	散位尾張朝臣	
18	20	(2010)	保安5(1124)3.15		F				※8	α	介平	
19	21	(2022)	天治1(1124)10.		F					α	散位尾張朝臣	※9

備考　文書番号(イ)は「佐賀県史料集成(2)武雄神社文書」(ロ)(　)内は平安遺文による。
※：1年分欠く。　※2：1年2通、従来の2町8反に2反を加え3町としたことによるか。　※3：花押を欠く。　※4：署名、花押を欠く。
※5、※6：1年に2通。　※7：以下政所は花押を欠く。　※8：署名、花押を欠く。　※9：1年に2通。花押の形が若干異なるものは′、″を付した。

の五年間の四通（第二群）に到っている。私はこの空白には歴史的意味があると考えるし、第一群が前段階長嶋庄の成立時期、第二群が蓮花王院領長嶋庄の成立時期に対応するので、三区分する前にまず二群に分かち考察を進めることとしたい。(7)

1　権門領（前段階）長嶋庄の寄進主体

郡衙を継承する政所　貢進業務を行なった郡衙官人に代わって奉免行為をしたのは庄衙機構と考えられる政所であった。(8)即ちその出現は前述のように前長嶋庄の成立を意味すると考えられる。さて「武雄神社文書」に残された花押によって政所の人的構成を検討しよう（以下表Ⅴ—1—Ⓐ）。

政所を称する散位長蔵なる人物は、かつて郡司が貢進を行なっていた時期の天永元年（一一一〇）に、貢進責任者であった散位長蔵と同一人物であることが、花押で確認できる。この時の図師は天仁二年の図師と同一人物で、郡図師であるから、長蔵は郡衙官人の一人と推定される。

権門領長嶋庄の政所とは郡衙に近い存在であったこと、そして権門領長嶋庄の寄進者は郡衙官人であったことが指摘できよう。

2　蓮花王院領長嶋庄の成立

空白の意味　さて奉免自体はその後政所から内検所（検田所）公文に代わって担われるという変化をみせるが、奉免行為自身は天治元年（一一二四）迄は一応毎年円滑に行なわれていた。しかしその後平治元年（一一五九）迄の三十五年間、一点の奉免状も残らないことは史料残存の偶然性のみによるのではない。即ち平治元年に武雄社本司藤原貞門は、「武雄・黒髪上分田六丁（各三丁）の内二丁しか立用されていないこと、したがって残り四丁を勘返してもらいたい。ために堪え難き子細を訴える」解状を大宰府に出している。[9] したがってこの間武雄社に対する奉免が順調には行なわれていなかったこと、それが文書の残らなかった（作成されなかった）理由であることが判明する。（補註）

奉免の再開―平清盛の力　さてこの解状に対して大宰府は庁下文[10]を出し貞門の訴えを聴き入れている。その下文は前欠であるが、奥裏に、

平治元年（大歳己卯）府御目代壱岐守殿中宣（ウチノ）旨　大弐殿衛門守（右衛門督）殿
成御（ニナリタマウ）始年（ノ）〈（　）内筆者〉

とある。平治元年、時に大宰大弐は平清盛であった。[11] 大宰府目代の壱岐守とは彼の家司であった藤原能盛であろう。[12] したがって「中宣旨」とは宣旨を広義に誤用したもので、前欠部分に能盛の袖判が加えられていたであろう、この下文そのものを指すと考えられる。[13] この庁下文とほぼ同時に奉免も再開される。[14] ここに平清盛の大宰府掌握、武雄社領を始めとする府領支配強化の姿勢を読みとることができよう。この時再開された奉免状には、

任府宣□（之旨カ）立用了、目代散位源朝臣（花押）

と府の命令を施行した旨外題が加えられてもいる（詳細は後述）。

さてこの奉免は再び天仁・天永の昔に返って郡司・書生によって行なわれている（以下表Ⅴ―1―Ⓑ）。したがってこの三十五年間に前段階長嶋庄は退転し、在地勢力は郡衙機能を復活させていたと考えるのが自然であろう。ところが翌年永暦元年（一一六〇）十二月には実検所公文が奉免を行なう形が復活している。この一年に在地に変化があったと予想される。即ちこの年四月肥前一帯におきた日向通良の叛乱が平氏家人平家貞によって鎮圧され、平氏勢力が浸透したことが先学により指摘されている。[15] この武雄盆地にもそれを契機に郡衙とは別の奉免機関（庄衙的なもの・親平氏的性格）が成立したと推定しておきたい。[16] 但しこの時、前後して図師は同一人物であるから、人的構成からすれば郡衙に密着した存在であることは以前と変わりはない。彼ら杵嶋郡在地領主層が新たな機関を作り出し、平氏に賭してさらに羽撃（はばた）こうとしたことが推測できる。

庄官・直人の花押　さて平清盛が蓮花王院を造進したのは長寛二年（一一六四）十二月[17]であるが、長嶋庄の初見史料は八年後承安二年（一

一七二）の歓喜寺薬師如来造像銘（後述）まで下る。この時点が蓮花王院領としての庄成立の下限である。その間の事情を語る文書としては奉免状自体は応保三年（一一六三）以降残ってはいない。けれども蓮花王院領として確立した後の「武雄神社文書」中にある庄裁ないし実検所裁を請うた武雄社本司藤原貞門解状三通、社僧覚俊解状一通、及びそれらに加えられた預所と思われる庄官の外題と、直人（庄官）[18]の位署は重要な手がかりとなる。彼らが残した花押により、この間の動向と庄衙の人的構成に対し若干の考察を行ないたい（以下表Ⅴ—1—Ⓑ、Ⓒ）。

備考	
大宰大弐	肥前守
保元 3.8.10 ↓ 平清盛 ↓ 永暦 1.12.19 藤原成範 ↓ 応保 2.4.7 （藤原顕時）	保元 3.12 橘以政 ↓ 応保 2.3.23 （兼少弐） ↓ … 長寛 1.2 源俊長 ↓
○(23)大宰府庁下文（府目代・壱岐守） ○日向通良の乱（永暦 1.4） ○長寛 2(1164)平清盛 蓮花王院を造進 ○仁安 2(1167)平清盛 杵島郡に大功田を得	

者	
人	外題
別当橘朝臣 **d**　惣公文僧 β	あ あ あ あ

まず長嶋庄惣公文となった僧 β は、永暦元年以降の実検所公文僧に花押が一致する。[19] 通良の乱を契機に永暦元年に成立した庄衙は、親平氏という性格では一貫しており、清盛建立の蓮花王院の荘園としての立庄にまで到ったのであろう。そしてかつての公文は新庄の惣公文という重要なポストを占めたのである。『市史』のいうように蓮花王院造進以前の永暦元年頃、実質的長嶋庄はできていたのであろう。蓮花王院造立計画の段階でその造営料荘園となったと考えたい。

次に解状に対する庄裁として、長嶋庄々官の最高位置（おそらく預所）にあって外題を加えた人物（あ）の花押は、先に平治元年及び応保二年に、（府）目代[20]として外題を加え、あるいは府使となった人物散位源朝臣のそれと一致している。[21] 彼は府目代ではあるが平清盛が大宰大弐を辞した後も新たな大弐藤原成範のもとで府目代となっている（表Ⅴ—1—Ⓑ）。[22] したがって同じく府目代とはいえ、平清盛の私的代理人として京都より派遣された藤原能盛とは異なり、ある程度在地性をもち実務にたけた人物であろう。その散位源が長嶋庄寄進に一役買ったことからは、彼が清盛在任中に平氏に近づいたことが推定される。

①平治元年の奉免再開、即ち大弐清盛による府領掌握の強化、②永暦元年日向通良の反乱鎮圧、③仁安二年（一一六七）清盛の杵嶋郡における大功田獲得[23]という一連の動向の中に平氏勢力の杵嶋郡在地領主層への着実な浸透を読みとり得る。そして平氏への関係を深めつつあった府目代散位源朝臣と彼ら在地領主との結合が推測できるだろう。

表V-1　Ⓑ第二群　　〈表1〉

文書番号 (イ) (ロ)	年月日	文書形式	署判者 図師	郡司	書生	公文	使外題
22(3040)	平治1(1159)11.	実検所奉免状	G	代僧	権介酒井宿禰		明法得業生佐伯 あ目代散位源朝臣
24(3118)	永暦1(1160)12.		G			僧β	御目代
25(3192)	応保2(1162)閏2.		G			僧β′	あ目代散位源朝臣
26(3254)	応保3(1163) 4.29		G′			僧β	代中原

表V-1　©解状と外題直人証判の整理

文書番号 (イ) (ロ)	年月日	文書名	署判 直
27(3449)	仁安3(1168) 2.13	武雄社本司藤原貞門解状	
28(3613)	承安2(1172)12.20	〃	
29(3737)	安元2(1176) 2.	武雄社僧覚俊解状	公文僧 b　別当藤原朝臣 C
30(3749)	安元2(1176) 3.10	藤原貞門解状	別当源朝臣（花押ナシ）　〃　C

大宰権少弐兼肥前守橘以政　さて近年の研究は立庄過程における国司の役割を重視している。[24] 該当期の肥前守は橘以政である。彼は保元二年（一一五七）一月廿四日の除目入眼に肥前守、蔵人としてみえ、[25] 応保二年（一一六二）三月まで国司在任（大介）が確認される。[26] 長寛元年（一一六三）二月には源俊長が肥前守であり、[27] 橘以政は筑前守に転じている。[28] ここで留意すべきは以政が大宰権少弐を兼帯していたことで、[29] 平氏との接近が推測される。[30] 平氏に近しい以政が蓮花王院領荘園の成立に果たした役割は決して小さなものではなかっただろう。

歓喜寺仏像銘の人々　以上が立庄過程における上級領主の動きである。次に開発領主と考えられる在地領主層、所謂寄進主体をみたい。安元の署判者長嶋庄直人がそれに相当しよう。知られるものは惣公文僧、別当橘朝臣、別当藤原朝臣、別当源朝臣、公文僧の五名がいる。長嶋庄の初見史料である歓喜寺薬師如来造像銘には、

長嶋庄　医王寺
藤原宗明并藤原氏
橘宗友并平氏
承安弐年十月　日
勧進僧静覚

とある。[31]『武雄市史』はこの上段の橘宗友を直人橘朝臣、藤原宗明を直人藤原朝臣と同一人物と推定している。彼らは朝臣を称している。もし額面どおり、五位以上の位階を有するものが朝臣だとすれば、両者

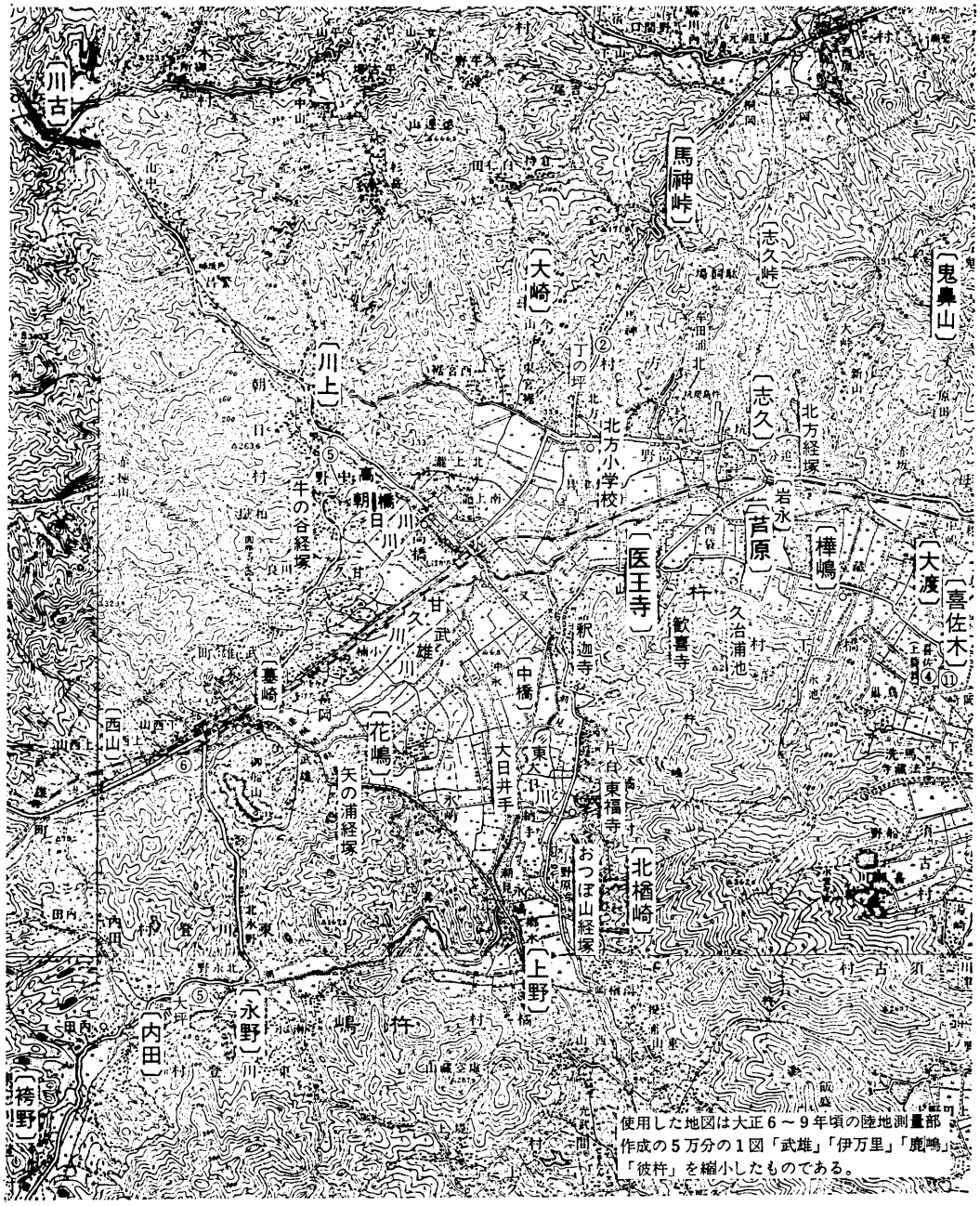

地図Ⅴ-1　長嶋庄全体図（○内の数字は、武雄盆地の中心部以外の地域にみられる数字坪呼称。本文 493 頁ほか）

の結びつきには躊躇も覚えるものの、単なる尊称とも考えられる。

藤原宗明とは治承（一一七七～八〇）の頃墓崎地頭と呼ばれ、その所領は伊万里浦にまでも及ぶ強大な在地領主であった。[32] 後藤家の祖であり、その家は近世武雄鍋島藩主にまでつづいている。その宗明の後裔と考えられる諸明は嘉禄（一二二五～二六）の頃郡衙（後述）南方久治布留村に所領を得ていた。[33] また同様に郡衙南方にあるこの医王寺[34]への寄進自体、宗明が墓崎（現武雄市街地、柄崎）を拠点とする一方で郡衙周辺にも勢を得ていたことを語っている。我々はここに長嶋庄寄進者の一人の像をえがくことができたと考えたい（以下地図V―I参照）。

次に五名の直人の内惣公文であった可能性をもつのは岩永（藤原）氏である。建長（一二四九～）以前に岩永三郎重直（寂心）は長嶋庄惣公文であったし、[35] 文永（一二六四～七四）の頃、長嶋庄雑掌であったのは、「重」の通字をもち、一族と考えられる左衛門尉重幸であった。[36] 郡衙東方、現在の北方町岩永がその本貫地であろう。この字岩永の北に接する字追分にある崇判山（北方駅前）には経塚遺構があり、経筒が出土しているが、[37] その造立主体・埋納者は岩永氏と思われる。

建長二年及び五年（一二五〇、五三）に裁許状が出た二つの相論は、訴人が前者は東福寺住僧良慶、後者では岩永重直、論人はともに惣地頭橘薩摩十郎公義である。訴人を異にするとはいえ、相論内容は諸明旧領をめぐる条項のように共通項があり、領家方（在来勢力・小地頭）対地頭方（新入勢力・惣地頭）の図式の中に両相論は一体として考えるべきものである。この相論で争われたのは建長二年では①東福寺院主職、②釈迦寺并正光明寺院主職、③久□[治]布留村平倉名、建長五年では④惣公文名、⑤勢智名であった。この内①東福寺、②釈迦寺[39]は**庄衙**（中橋・後述）近辺に寺跡、地名を残し、③は**郡衙**（後述）南方である（④⑤の場所の復原はできないが、⑤は久治布留村内の可能性が強い）。南北朝期以降惣地頭橘薩摩一族の有力一家、中村惣領家がその苗字を東福寺と名乗り、また応永頃に中村氏が久治布留一帯の所領を集積しているように（後述）、これら領家・地頭の繋争地はやがて地頭橘薩摩一族が掌握するところとなるのではある。けれども鎌倉期には領家方に結集する在来勢力が、郡衙・庄衙一帯に地頭侵略からの防衛線を設定しようとしていたことを記憶しておきたい。なお鎌倉期に領家方に依拠していた岩永氏は、南北朝期以降は武雄社大宮司代として行動していることが残存史料から知られる。[40]

他に永仁三年（一二九五）に北方町高野寺に石塔銘を残した藤原氏もいるのだが、[41] これら鎌倉期在地領主と平安期開発領主直人とを結びつける作業は史料操作の限界を超えるものかもしれない。けれども源平内乱期における九州の情勢では、平安末期に平家方であっても内乱以後も没落することなく、在地領主として、あるいは御家人（小地頭）として成長する者は多かった。[42] 後藤宗明ばかりでなく岩永氏も平安期以降の開発領主の系譜を引くことは間違いあるまい。もし惣公文職が相伝されたとするならば、岩永氏祖は長嶋庄直人の内、筆頭の惣公文僧であった可能性が大きいのではあるまいか。

多くを推測によったが、立庄過程における郡衙、庄衙の継承関係、及び鎌倉期以降も領家方の庄官所職に依存する在地領主層が郡衙・庄衙一帯をその基盤としていたことをここでは確認したい。また平治永

暦の実検所に郡図師が参加していたことにも留意したい。図師は土地測図・土木技術に関する技術者としての性格をもつ官人と思われる。この点で郡衙・庄衙の継受は後述するように現景観上にも影響を与えているように思われるからである。

(1) 「河上神社文書」(以下、河と略す) 正応五年八月十六日河上宮造営用途支配惣田数注文(肥前国大田文)(『佐賀県史料集成』(一)—二三、以下佐(一)—二三、の如く略す)。

(2) 郡庄の概念については工藤敬一『九州庄園の研究』(一九六九年刊)三八頁に従う。なお郡庄であるから杵嶋庄という呼称もあった。松浦庄四至南限にみえる杵嶋庄がそれである(「古文書纂」、安元元年十二月　日大宰大弐庁宣案〈『平安遺文』三七三四〉、「東寺百合文書」サ、治承二年六月廿日後白河院庁下文案〈『平安遺文』三八三六〉)。松浦庄四至のうち三方は「東限松浦川幷東郷堺山〈現唐津市内松浦川〉、西限木須嶺幷波多津西崎〈現伊万里市木須町、波多津町〉、北限海幷加々良嶋〈現加唐島〉」である。したがって「限南大瀬幷杵嶋庄堺」とは現在の武雄市境、つまり中世長嶋庄との境をさすと考えられる〈『荘園志料』及び『市史』が「杵嶋一庄」と読んでいるのは誤り〉。杵嶋庄の範囲にはかなりの変化もあった〈補註〉。

なお杵嶋郡の一部には杵嶋北郷があった。後藤文書・仁安二年(一一六七)藤原太子解(佐(六)—一)の袖に加えられた御館御裁(外題花押)は宇佐大宮司公通のものであるから、杵嶋北郷が宇佐宮領であったことを確認できる。また『宇佐大鏡』ではこの地域の荘園として大町庄がみえているが、大田文では両者は別である。

(3) 『九州庄園の研究』所収。

(4) なお直接の論題としてはいないが正木喜三郎『府領考』(竹内理三編『九州史研究』、一九六八年刊、所収)もこの時期の武雄社に関説している。

(5) 「武雄神社文書」(以下、武と略す) 元久二年四月廿五日関東下知状、佐(二)—三五、註(4)論文。

(6) 武・承安二年十二月廿日武雄社本司藤原貞門解状、佐(二)—二八。

(7) 以下の考察は「武雄神社文書」が原本(正文)であるという前提に立つ。今、気づいた若干の問題点にもふれておく。即ち①文書の袖と奥の端に二十三通に亙って同一人物(『佐賀県史料集成』編者三好不二雄氏による)の花押があること、②文字不明の同一の朱印が三十四通に亙って捺され、譲状(寿永二年十二月十五日藤原貞門譲状、佐(二)—三一)、さらに書状(〈保安二年〉二月十日某消息、佐(二)—一六)にもその印があるという点で異例であること、③文言の誤記、修正が比較的多いこと(特に保安元年を保安二年と改めている)等が幾分気がかりである。「武雄神社文書」中には文治二年三月十日源頼朝加判平盛時奉書写(佐(二)—三二)のように文言が不自然で疑うべきものも含まれている。しかし内容から見るとこの文書が鎌倉幕府との結びつきを主張するのに対し、それ以前のものは平氏政権との結合を誇示するものを含んでいる(本文四七三頁)。また正しい文書の上に後世印を捺した例は皆川完一「正倉院文書『写千巻経所食物用帳』について」(『東京大学史料編纂所報』八、一九七三年)に紹介されている。私は①の花押は文書整理の際のもの、②の印は後世のものを含むが文書自体を疑う必要はない、また文書全体の文言内容、花押には不自然な点はないと考えている。

(8) 政所についてはなお検討の余地もあるかと思われるが、佐嘉御領内田地を奉免した建久八年正月廿日地頭(中原親能)代藤原遠清奉免状

（河、佐㈠―二八）に直人筆頭として奥署判を加えた政所に準じて庄衙機構と考えたい。

(9) 佐㈡―二三、工藤前掲書一六二頁はこの史料を「平治元年には各三町のうちそれぞれ一町を残して勘返されようとし、貞門は大宰府に請うてこれを免れている」、と反貞門勢力（権門）が勘返を欲したように解釈されているが、全体の状況からも本文のように勘返は貞門側が要求したと考えたい。ほかにも目代あるいは国上分田の解釈をめぐって工藤、正木論文と小稿は見解を異にしている。即ち従来の研究が両者をいずれも国衙にひきつけて解釈するのに対し、本稿は大宰府のそれとして解釈した。つまり目代は府目代、国は府からみた在地の表現、と考えた。したがって先行研究が強調してきた前長嶋庄の半不輸的性格は必ずしも実証されてはいないと考える。むしろ退転、再寄進の事実から半不輸領であった可能性を考えていきたい（後註（20））。

(10) 佐㈡―二三。

(11) 『公卿補任』（国史大系㈠四五〇頁）。

(12) 平清盛が右衛門督となったのは実は平治元年の翌年永暦元年九月二日（『山槐記』『公卿補任』）である。このような誤認を含む点からも、この奥裏書が永暦元年以降の追筆であることは明らかである。したがって壱岐守を平治当時の現任に限定する必要はない。藤原能盛はこの五年後の長寛二年には壱岐守で権中納言（平清盛）家別当であることが確認される（『平安遺文』三二八五、三三〇五、三三二三）。

(13) このような文書形式については石井進『日本中世国家史の研究』（一九七〇年刊）七二、八二頁参照。

(14) 佐㈡―二二。

(15) 石井前掲書八五、八九頁。『市史』㈠三二五頁以下。日向氏と杵嶋郡の関係は、通良が杵嶋北郷福面（母）村に所領を得ていたこと、その関係文書が後藤家文書中に伝来したこと（以上「後藤家古文書」、仁安二年四月　日藤原太子解、佐㈥―一）、後に長嶋庄小地頭に日向太郎入道がいたこと（武・年欠九月廿八日関東御教書、佐㈡―三八）等に明らか。

(16) 実検所の呼称は平治の段階でも永暦の段階でも両者に共通である。実検所は後には庄務機構を指している。例えば覚俊解状が「御庄裁」を、貞門解状が「実検所御裁」を請うているが、いずれも同一人物（散位源）の外題が与えられている（本文四七四頁、『市史』㈠三一一頁）。郡衙内の実検所より名称が継承されて庄衙となったと考えたい。

(17) 『百練抄』長寛二年十二月十七日条ほか。

(18) 直人については石井前掲書一六六頁以下参照。

(19) 『市史』㈠三一頁に指摘がある。

(20) 工藤、正木論文及び後註『花押かがみ』はこの目代を府目代ではなく肥前国目代とする。後述する肥前国司の大宰少弐兼帯や府国施行体制（武・仁安三年二月十三日藤原貞門解条、佐㈡―二七。また院庁下文の宛所が「下　大宰府在庁官人等」であって「下　肥前国在庁官人等」とは決してならないように府国施行体制は過少評価できない）を考えると国目代、府目代の立場を厳密に区分する必要はないのかもしれない。けれども彼が府使ともなっているように府側に立つことは明らかであり、また肥前国司橘以政の筑前転任後も彼が肥前に勢力を及ぼしていることから、以政の私的代理人たる国目代とは考えにくいと思う。なお府と国の立場を区別する見解は正木前掲論文。

(21) 『花押かがみ』一・平安時代（一九六四年刊）二九二頁。平治のそれは欠損が著しいが応保のものに同じと考えられる。

(22) 田中篤子「大宰帥・大宰大弐補任表」（『史論』二六、二七）。

(23) 『公卿補任』（国史大系㈠四六四頁）。

(24) 村井康彦「荘園制の発展と構造」（前『岩波講座日本歴史』古代

四)、五味文彦「平家領備後国大田庄」(『遥かなる中世』二)。

(25) 『兵範記』同日条。

(26) 河・文応元年十月　日河上宮免田寄進年紀次第注文(佐㈠—二二)、同応保二年三月廿三日肥前国司庁宣案(佐㈠—一)。

(27) 前註(26)佐㈠—二二。

(28) 『山槐記』長寛三年七月廿七日条。

(29) 前註(26)佐㈠—一、『官職秘抄』に「少弐、管国受領中選レ人任レ之、或別任レ之」とあるが、史料的には筑前国司の兼任の例が多く、肥前守兼任の例は少ない(『平安遺文』一七〇六)。

(30) 以政は治承三年(一一七九)十月末には前筑前守で受領ではないが(『山槐記』同廿五日条)、平氏クーデター三か月後の治承四年一月には摂津守として登用されており(『玉葉』同廿八日条)、親平氏的性格が推定される。とすれば以政の後任筑前国司が平氏家人平貞能に継承されたように(『兵範記』嘉応元年一月十一日条)、筑前は早くから平氏掌握下にあったことになる。

(31) 城島正祥「肥前欽喜寺の仏像」(『史迹と美術』二五—九、一九五五年)、『平安遺文』金石文篇・四二〇、西川新次「佐賀県杵島郡橋下欽喜寺薬師如来像」(『日本彫刻史基礎資料集成・平安時代造像銘記篇』一九六八年刊、写真版があり最も正確)、追刻者中には政所後裔**長蔵氏**、志久村地頭**宇佐氏**(中・こうあん三年八月廿二日宇佐氏女譲状・長27、佐㈥—八)、藤原宗明後裔の**藤原正明**(後藤政明=宝阿弥陀仏、武・嘉禄三年四月廿二日藤原政明寄進状(A)・佐㈡—三九、「後藤家古文書」宝治二年二月廿九日関東御教書・佐㈥—四、「後藤家事蹟」)、藤原和道(武・応長元年八月十三日藤原和道畠地寄進状、同売券・佐㈡—八一、八二)の祖ないし同族と思われる**藤原安道**等、根本開発領主系統の十二人の名がみえる。城島論文等が応長の頃の追銘とするのは、藤原安道を和道と誤認したもので、(A)により百年程前嘉禄頃としたい。但し西川氏は追刻も含め全て承安期のものとしている。

(32) 「伊万里文書」建保六年八月　日源披譲状案(『鎌倉遺文』四—二三九五)、墓崎後藤氏については後藤家古文書、武雄鍋島家文書(以上佐㈥)、『後藤家事蹟』(東京大学史料編纂所架蔵写本)、『市史』㈠三一七頁以下を参照されたい。

(33) 中・建長二年七月七日関東裁許状案(長19、佐㈥—三)。

(34) 医王寺については前註(32)の論稿を参照のこと。欽喜寺前身。

(35) 中・建長五年八月廿七日関東裁許状案(長20、佐㈥—四)。

(36) 『薩藩旧記前編』㈣権執印文書・文永三年八月廿六日関東裁許状案(長23)。

(37) 松尾禎作・木下之治・松岡史「佐賀県下出土の経塚概観」(『佐賀県文化財調査報告』六)、経筒は現在佐賀県立博物館が保管(無銘)。

(38) 前註(34)(36)。

(39) 『広福寺記』廃壊末寺(武雄市立図書館蔵)。

(40) 武・(延文四年)八月　日都々亀丸代岩永通厚(武雄大宮司)(藤原)軍忠状(佐㈡—一六二、他に佐㈡—一四七・一四八〈以上通厚〉、佐㈡—一二三、一二七、一三九、一四一、一四四、一四五〈以上通幸〉)。岩永氏の徴証は鎌倉〜南北朝期にかけてかなり多く(佐㈡—七七、佐㈥—二、佐㈡—一〇、佐㈥—二一)、家の文書こそ残さなかったが勢の大であったことを知る。

(41) 木下之治「北方町高野寺の永仁銘の石層塔」(『社会教育さが』一九六九年)。刻銘は、

永仁三年乙未潤二月三日　　藤原□

(42) 工藤敬一「九州の小地頭制とその所領」(『小葉田淳先生退官記念国史論集』一九七〇年、所収)。

〈補註〉　この天治元年から平治元年までの空白期間にあたる久安四年（一一四八）に、杵嶋庄の名が「御室相承記」（『仁和寺史料』寺誌編一所収）に登場している。即ちこの年三月廿七日、杵嶋庄が院に孔雀を献上した記事で、関連記事が『台記』（同年四月五日条）や『本朝世紀』（同年閏六月五日条）などにみえている。これらの記事によって、孔雀を献上したのは仁和寺法親王であり、杵嶋庄が仁和寺領であったことがわかる。

仁和寺文書・延慶二年（一三〇九）九月十六日鎮西御教書案（『鎌倉遺文』三一―二三七六六）には「仁和寺南院領杵嶋南郷庄」とあり、同じく仁和寺文書・文明十年（一四七八）八月　日仁和寺知行目録に「一括杵嶋庄」とあることから、中世前期までの仁和寺支配の継続が確認できる。この杵嶋庄は明らかに長嶋庄とは別である。

平安期の杵嶋庄は、その名称からしても、杵嶋郡一円に成立した郡庄のはずであるが、仁安二年（一一六七）に平清盛が杵嶋郡において、大功田を獲得した際に、藤津郡や高来郡など他地との相博（交換）が行なわれ、仁和寺領杵嶋庄は半減されて、その結果、大田文にみるような長嶋庄千五百丁、杵嶋北郷二百五十丁、杵嶋南郷庄千丁、という割合の分割がなされたのであろう。

なお孔雀献上の記事は、本書第I部第七章（神崎庄の項）で述べた、有明海における日宋貿易のあり方と、杵嶋郡や大功田のもつ意味を考える上で重要である（服部「久安四年・有明海にきた孔雀」〈『文明のクロスロード・museum kyushu』五二掲載予定〉）。

二　長嶋庄入部までの橘薩摩氏

1　出自

橘薩摩氏の出自―「小鹿島文書」と『吾妻鏡』の記述の差異　次に地頭橘薩摩氏の長嶋庄入部以前のあり方をみておく。橘薩摩氏の出自について『吾妻鏡』は、藤原純友の乱に功のあった（伊与国警固使）橘遠保の後裔で、橘公業に到るまで代々伊与国宇和郡に居住したと記している。[1] ところが「小鹿島文書」[2]中の公業譲状には、

自二故右大将家（源頼朝）一、賜二宇和郡地頭職一

と記されているため、『吾妻鏡』の記事を虚偽とみる見解もある。[3] しかし、私は信用してかまわないと考えているが、その理由を説明するためには橘一族のあり方をみておく必要がある。

平家物語の橘右馬允公長　橘右馬允公長は平氏の家人であった。『平家物語』巻十一、大臣殿被斬には生捕りとなっていた内大臣平宗盛を斬首した人物として公長が登場している。

この公長と申すは、平家相伝の家人にて、なかんづく、新中納言知盛の卿の許に、朝夕伺候の侍なり、「さこそ世を諂ふ習とは云ひながら、無下に情なかりけるものかな」とぞ、人皆慚愧しける

平氏一門の統率者に手をかけた人物が、実は、かつては平氏の忠実な家人であったということで、平家一門の末路の哀れさが強調されているのである。

『吾妻鏡』『吉記』にみる橘氏　『吾妻鏡』の治承四年（一一八〇）十二月十九日条によると、平知盛家人であった橘右馬允公長、その子橘太公忠、橘二公成（業）がこの日源氏の幕下に参じたことが知られる。一方『吉記』（同年十一月八日条）によると、その一か月程前、馬允公言なる人物が追討使平維盛が富士川合戦に敗れて入京するまでの経緯を吉田経房に報じている。公長、公言、おそらくは同族であろう。ともに初期には平氏家人として行動していたが、公長親子は源氏方となったのである。

橘・馬允で公を通字とするものたち　平安末期の古記録には、馬允公盛、その子右馬允橘公清、また左馬允橘公景、右馬允橘公定、左馬允橘公里、橘公俊、右馬少允橘公基、左馬允橘公頼等[4]、橘姓で「公」を通字とし官も左右の馬允であった人物が散見されるが、彼らが一族であり互に同族意識をもっていたことは間違いなかろう。

彼らは在京型の武士団で、平氏政権下では大半が平氏方に加担していたと考えたい。そしておそらく公長流を除いては平氏に従い没落したのであろう[5]。以上のように考えると『吾妻鏡』虚偽説の根拠である公業譲状中の「自二故右大将家（源頼朝）一賜二宇和郡地頭職一」という記載は、実は没官された一族分も併せて安堵されたことを意味するものであって、公業本貫地が宇和郡であることまでを否定するものではあるまい[6]。

2　御家人橘薩摩公業

長門守護・薩摩守・下野守公業　公長とその子橘太左衛門尉公忠、弟橘次左衛門尉公業、橘三（公清カ）、橘五（公仲カ）[7]、橘六公久等の活躍は『吾妻鏡』『明月記』[8]、「相良家文書」等[9]にみるところである。特に公業は既に元暦元年（一一八四）九月に讃岐国御家人指揮権（守護の前身）を与えられ、兄公忠を閣いて重用されており、承久三年（一二二一）七月には長門守護となる[10]。一方安貞元年（一二二七）十月五日には臨時除目により薩摩守となり、寛喜二年（一二二九）正月廿四日の懸召除目聞書には下野守としてみえている[11]。

彼が「小鹿嶋（おがしま）」氏と呼ばれたのは文治五年（一一八九）奥入合戦の勲功地として得た所領[12]、出羽国秋田郡小鹿嶋（男鹿（おが）半島）の経営にあたったからであり、「橘薩摩」を称したのは薩摩守に任ぜられていたからである。

宇和郡の代替としての長嶋庄　嘉禎二年（一二三六）二月、伊予国知行国主であった関東申次西園寺公経の望みにより、幕府は公業の宇和郡領掌を止め、西園寺氏に付している[13]。のち鎌倉幕府滅亡直後に橘薩摩氏が建武新政府に対し、宇和郡訴訟を起こしていることからすれば[14]、公業一党にとっては了承し難い処置であったはずであるが、その代替として与えられたのが肥前国長嶋庄であった[15]。かくして下り衆として橘薩摩一族の、長嶋庄入部が行なわれたのである。

（1）嘉禎二年二月廿二日条（遠保については『大日本史料』一―七、八、

天慶四年六月廿日、七月七日、同七年二月六日条参照)。

(2) 「小鹿島文書」の刊本には瀬野精一郎編『大川文書・小鹿島文書・斑島文書』(九州史料叢書二八、一九六一年刊)と先述した三好不二雄編『佐賀県史料集成』(一七)(一九七六年刊)があるが、本稿は後者の文書番号により典拠を示す。また前掲『長嶋庄史料』にも所収のものは併せ典拠を示したい。例えば本文書は佐㈡—三一、長14。なお気づいた各刊本の読み誤りについては旧稿(『地方史研究』一五二〈一九七八—四〉、『史学雑誌』八八—六〈一九七九—六〉)に指摘してあるが、繁雑になるから本書では、特別のものを除き、割愛した。

さて本文書(文書名では「公業譲状案」)は前半譲状の体裁、後半(年月日以降)は政所下文の体裁であり、明らかに錯簡である。おそらく切帖の誤りがあったのであろう。この文書は九通の案文からなる連券中の一点であり、連券は数枚の料紙で構成されるが、左記の三通(a)(b)(c)に誤りがある。本文書の前半(a)、後半(a)′は別の料紙であるのでこれを一旦切断し、左のように接続し直し、二点とするのが正しい。(b)は料紙の冒頭にある。

①	②
(a)	(c)
(後欠)橘公業譲状案 (佐㈡—三一前半 長14)	(後欠)将軍家政所下文案 (佐㈡—三八 長15)
十	十
(b)	(a)′
(前欠)嘉禎四年十月廿(八日)橘公業譲状案 (佐㈡—三六)	(前欠)仁治元年閏十月十三日将軍家政所下文案 (佐㈡—三一後半 長14)

(3) 太田亮『姓氏家系大辞典』、田中稔「伊予国の御家人」(『荘園制と武家社会』一九六九年、のち『鎌倉幕府御家人制度の研究』所収)。

したがって本文書の文書名は嘉禎四年十月廿(八日)橘公業譲状案となる。鎌倉遺文では②は修正されているが①は脱漏となっている。

(4) 『山槐記』・久寿二年九月廿三日、保元三年八月廿三日、治承三年二月八日条、『兵範記』・保元三年八月廿三日、仁安二年十二月十四日条、『吉記』・承安四年二月十八日、養和元年十一月廿八日、寿永二年七月四日条、『玉葉』・安元元年十二月八日、治承二年一月廿八日条、『石清水神社文書』五・宮寺縁事抄(三四七頁)、他に橘公広(『山槐記』、治承四年三月四日条)、橘公房(『吉記』、養和元年十一月廿八日条)もいる。

(5) 『吾妻鏡』には橘右馬允公高の名が三回登場するが(嘉禄二〜延応元年)、彼の名は一族系図中にみえない。同じく源氏に加担した一族か。

(6) 太田説の根拠である現存系図が橘遠保を祖とせず別系の橘好古を祖としている点については、現存系図は純友征討において、より著名な存在であった小野好古に結びつける作為の過程において、誤って橘好古を祖としたとする、『市史』の見解を支持したい。

(7) 以上『渋江系譜』(東京大学史料編纂所架蔵写本、一部『秋田県史』資料古代中世三〇二頁に所収)により推定。

(8) 御家人制研究会編『吾妻鏡人名索引』(一九七一年刊)、今川文雄編『明月記人名索引』(一九七二年刊)を参照されたい。

(9) 建久八年三月廿三日・源頼朝善光寺参詣随兵日記。

(10) 佐藤進一『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』(一九七一年刊)。

(11) 『明月記』、後者は同年閏正月五日条。

(12) 小、延応元年六月　日橘公業(公蓮)譲状案(佐㈡—一二四、二二五)。

(13) 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』(一九五七年刊、六〇三頁)、佐藤進一『南北朝の動乱』(一九六五年刊、三一頁)、宇和郡を所領とした実氏流は後に国人領主制を展開する(『日本歴史辞典』西園寺氏の項(花田雄吉氏執筆)。

(14) 中・元弘三年七月廿九日橘薩摩智蓮文書請取状、長68、佐㈢—八。

(15) これ以前、長嶋庄惣地頭職は中原季時であったことが知られる(中・建長二年七月七日関東裁許状案、長19、佐㈢—三)。

三　条里制耕地の復原作業

1　坪並の復原

しこ名の収集　以上で前史の部分を終える。以下では条里制耕地の復原を中心に歴史地理学的検討を行なうが、そのおり史料としたのは聞取調査（書簡によるものを含む）によって収集した小字以外の通称地名、しこ名である（以下巻末地図Ⅴ—2）。

武雄地方の小字については明治十六年の内務省による小字名調が残存し、東京大学史料編纂所架蔵『杵嶋郡各村字調帳』が瀬野精一郎編『肥前国長嶋庄史料』（九州荘園史料叢書一一、一九六五年）に収録されている。この小字以外のしこ名については、武雄市に合併された旧朝日村分については朝日村教育委員会『朝日村誌』（一九二六年）が地名（しこ名）を網羅している。

『朝日村誌』編纂者の高い見識には敬意を表したいが、一般にはしこ名は文字化されてはいない。しこ名収集はこれらを参考としつつ聞き取りによって行なったものである。

坪並の決定　さて収集した地名をもとに、最初に坪並の方向を決定したい。まず空中写真（写真Ⅴ—1）を参照していただきたい。武雄盆地の条里阡陌線が画一的ではなく、数種の方向の阡陌線により構成されていることがわかる。今仮に北方町一帯を㋐、武雄市朝日町、武雄市花島区一帯を㋑、武雄市橘町の内、長島一帯を㋒、立石一帯を㋓、大日北方を㋔、楢崎一帯を㋕としたい（以下地図Ⅴ—3）。

この内㋐、㋒は真北を阡線とし、㋕は西八度傾くがやはり北を基準としている。㋐の北方小学校付近では五の坪、七の坪、八の坪、九の坪、十の坪、廿治（ハタチ）（＝二十）が一里内の相当する位置に規則的に並んでいる。各坪の位置から㋐では北東を一の坪とし南東に三十六がくる千鳥式坪並であったことがわかる。㋒では一つの里内に早坪（サナ）（＝三の坪）、四の坪が東西に、十八、十九[1]、廿治が北から南、そして東へ連続している。㋕では三、四、五の坪[2]がつづいているから、南北を基準とする条里の坪並は全て北東に始まり南東に終わる千鳥式であることがわかる。

次に㋑は北より西約四十二度を基軸とする条里であるが、六の坪から南東に七の坪がつづき（高橋西方）、十九から北東に廿治が連続しているので（花島付近）、坪並は北から始まる千鳥式で、南北基準の㋐、㋒のそれを西に四十二度回転させたものであることが判明する。㋓は北より東二十五度の斜度をもつ二里程のブロックであるが、七の坪の東に九の坪[3]があるから坪並の原則は上記と一致し、一里北方の里になるが、三十六の位置もこの坪並に合致する。㋔は㋑と㋒の中間にあって北より西約十八度前後の斜度をもち、㋑と㋒をつないでいる。坪並はおおよそ他ブロックの原則に一致している（釈迦寺西方三、四、八、九の坪）。大日集落一帯（二、八、九、十の坪、十六）でも坪並は上記原則に一致するが（一の坪は十一の転か）、里界線自体は他と整合的ではなく、独自の一区画を構成している。

以上武雄盆地（杵島郡西半）は北東に始まり南東に終わる千鳥式坪並

を原則とし、地形に制約される場合もその原則に従っていることが判明した（なお以下各里の南北、東西という場合、斜度をもつ里においてはこの原則による方位であって現実の方位によらない場合がある）。杵島郡西半条里は『佐賀県史』[4]（関係部分米倉二郎氏執筆）が明らかにした杵島郡東半（白石平野）の坪並[5]とは異なるが、むしろ肥前一円、佐賀平野にて採用された坪並と一致するものである。なお白石平野についてはその後『有明町史』（関係部分木原茂作氏執筆）が刊行され、必ずしも『県史』がいうように画一的に界線を決定することができないことが明らかにされている。

2　条里（里名）の復原

基本史料　次に条里（里名）の復原を行ないたい。基本的な史料となるのは(α)建治三年（一二七七）十二月廿日**おうた十町分地頭領家田地屋敷注文案**（「橘中村文書」・以下(α)と略す）[6]、(β)永仁五年（一二九七）十一月廿二日**橘薩摩道蓮譲状案**（「小鹿島文書」・以下(β)と略す）[7]である。武雄盆地では統一的な条里が施行されなかったためか、数詞による条里呼称はなく全て呼称は固有名詞のみによる。さて古文書より知り得る条里呼称をあげておく。

まず(α)より林里、志布江里、都里、上立石里、加井良井里、長嶋里、椿里、長崎北里、永崎里（以上の各里が属した村名は不明であるが、下村が過半であろう）[8]、次に(β)より志布江西里、花嶋里、同南里、三隈里、同南里、庄嶋里、同北里、同北西里、同南里（以上は花嶋村に属する。但し庄嶋、三隈里は下村にも属する）[9]、他の史料より富岡村―湯里（温里）[10]、梶原里[11]、小楠村―栗元里[12]、久治布留村―平倉里[13]、村名不明の馬場里[14]、玉屋里等[15]があったことが知られる[16]。以下いくつかのブロック毎にこれらの里の復原作業を行なう。

a　郡衙周辺（(7)ブロック）

郡衙　『肥前国風土記』（逸文）は「県の南二里に一つの孤山あり、坤より艮を指して三つの峰相連なる。これ名を杵嶋といふ」「郡の西に温泉ありて出づ」（武雄温泉をさす）「嬢子山（をみな）　郡の東北にあり」（鬼ヵ鼻山をさすか）[17]と杵嶋郡家の位置を示唆している。これを承けて従来の研究、即ち『肥前国誌』より『武雄市史』に到る諸研究は、延喜式官道の比定、現在の地名[18]の検討によって北方町北方から高野一帯をその址と推定している。支持されるべき見解であろう。ここではさらに傍証として「細工町」「図師町」「条別当」「小別当」そして「勘（梶）取町」等、郡衙官人、郡衙に付属する工匠、そして先述の図師のような技術者、あるいは梶取のような水運業者らの給免田の存在を示す地名が散在して残ることを付け加えておきたい。

水陸交通　郡衙の立地条件をみると、陸上交通としての延喜式官道があげられる[19]。それは高久（多久）より馬神峠ないしは志久峠を経てこの地を通過、六角川を渡り杵嶋山西麓（鳴瀬・片白・小野原）より塩田方面に通じていたと推定されている。長崎往還にほぼ同じであろう。

次におそらくそれ以上の重要性をもつものとして、「舟津」「勘取町」「橋津」等の地名が示す六角川の水運をあげねばならない。六角川の潮汐限界点はさらに三キロ余上流、花島付近といわれている[20]。有明海

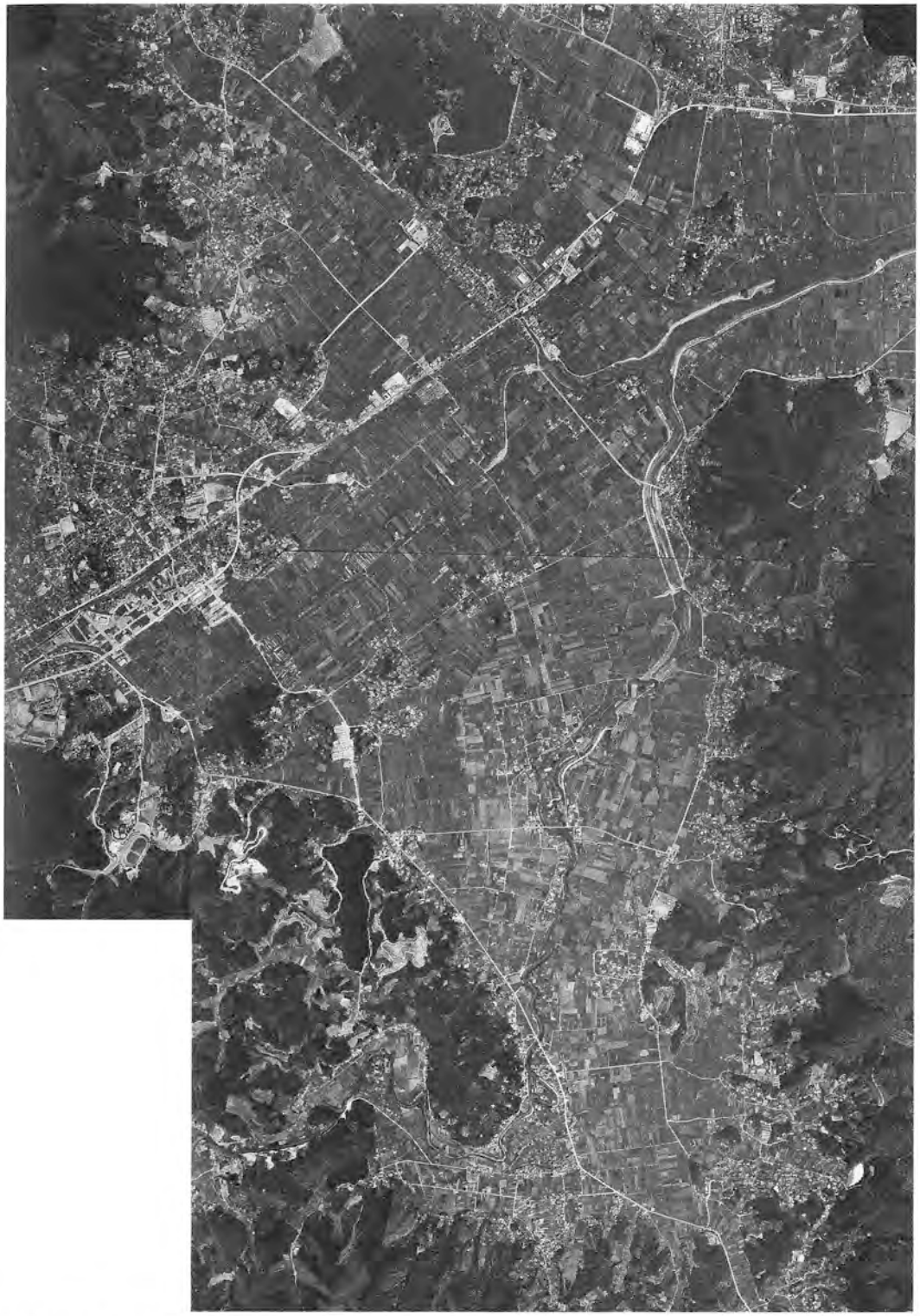

写真 V-1　武雄市の空中写真（この図は国土地理院発行の空中写真 KU-72-4 X、C 5-5、C 6-5 を使用したものである。撮影年次は 1972 年）

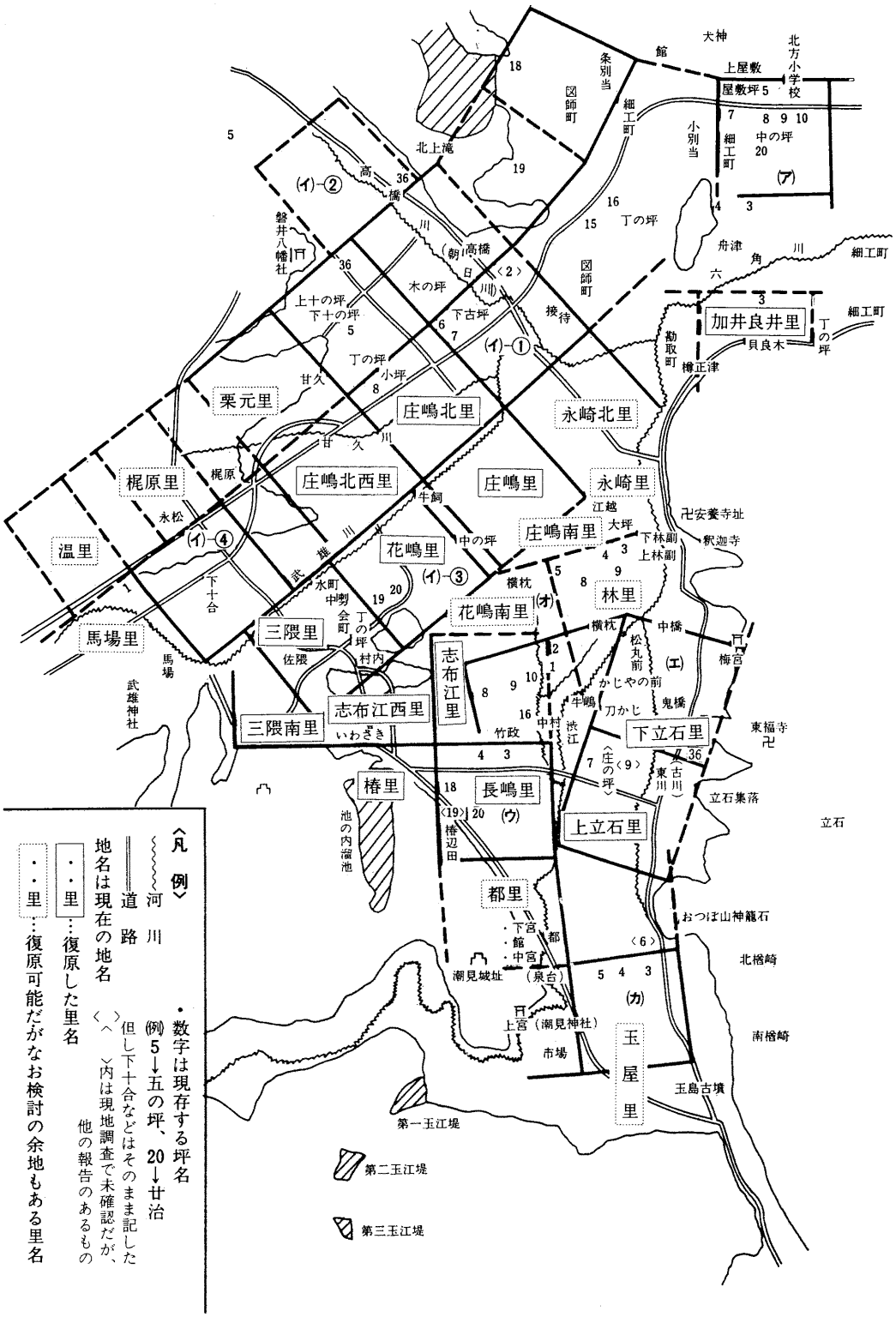

地図 V-3　武雄市の条里復原図

の大きな干満差は、蛇行をくり返す六角川の影響で、より大きな潮位差を河川上流に生じさせる。水陸交通の要衝はこの潮汐限界内にあって、郡衙推定地の西方に隣接する高橋にあった。鎌倉期には高橋に「大はし」(α)がかかり、花嶋村地頭の掌握する「いちハさいけ」があった[21]（おそらく高橋には各村地頭の市場在家があったのであろう）。また高橋にある「接待」の地名は中世における接待所料田のあった可能性を示している[22]。

里界線と里名の復原　さて(ア)ブロック条里の施行範囲であるが、六角川北岸では北方小学校付近の一里より東方は耕地整理が完了している。また第二次大戦直後の米軍撮影の空中写真にみる耕地整理前の地割は条里地割ではない。けれども微細にこの写真を検討すると、山麓では条里の痕跡が認められた。今後明治期地籍図等を調査する必要があろう。

一方西方は厳密な方六町ではなく山麓線に従って彎曲している。耕地面は連続して坪名十八、十空（十九）、十五、十六も残っている。十八を除いて坪名は整合的ではなく、千鳥式の原則によっての復原は不可能である。この一帯は近世に再開発が行なわれたともいわれている。

六角川南岸をみると北岸に比して条里耕地の残存は明瞭である。現在の貝良木付近に**加井良井里**（かいらきかり）[23]が比定されよう。その東方、芦原南方に久治浦池があり、「くじゅうろう」「くじゅうろ池」という。貞享四年（一六八七）改郷村帳には久治浦村とあり、ほかにも近世文書に平仮名でくちふる村と記したものがあるというが[24]、**平倉里**のあった久治布留村はこの一帯であろう[25]。

b　**庄衙付近**（エ）、（オ）ブロック）

庄分、政所　東川が潮見川と合流する地点に中橋がかかる。(α)に、

一、しやうふんのやしき

一所、まんところ中橋こつめ

とあってその橋詰に庄政所のあったことが知られる。この中橋南方、東川一帯に二里程他地域と阡陌方向を異にする条里が残ることは先に指摘した（エ）ブロック）。

里名の復原　さて政所作、政所前田は**下立石里**、門田は**上立石里**にあった。両立石里が庄政所と密接に関連する場所にあったことが窺われるが、この両里は次の位置に復原される。まず現在の東川にかかる中橋より一つ上流の橋は鬼橋と呼ばれているが、この鬼橋は中世には下立石里に属していた。また康永四年（一三四五）の坪付注文に[26]、

一所　しもたていしかりの十六のつほ一たん、まつ丸のきたミなミにとをるなハてよりひんかし

とあるが、松丸は中橋の南西に地名が残っている。よって以上の二点から中橋南方の里を下立石里、さらに東川上流方向に連続する里を上立石里と決定できるのである。立石とは杵島山中の顕著な岩をさし、その山麓の集落をも立石と称している。この特異な阡陌をもつ二里の

条里耕地はきわめて庄政所と深い関連をもつものであった。

さて中橋の前田は**林里**十二、十三坪[27]にもあった。林里は、下立石里とは阡陌方向を異にする(オ)ブロックの南東端、中橋をはさんで下立石里北方にある里であると推定したい。現在の小字林副(ソヘ)（上林ゾヘ、下林ゾヘ）はその里名と関連をもつものであろう。

安養寺々田はこの林里のほか**永崎里**にもあった。安養寺跡[28]は現在の釈迦寺集落北西にある。永崎里内の地名釈迦寺江越は現在も残っているが、その位置から永崎里を林里北方に連続する里に比定したい。この一帯の条里耕地は後述する近世に干拓された三法潟、即ち旧干潟に接しており、干拓にともなう一連の工事によって、相当な変化を受けたと思われる。現存する三、四、八、九坪はかなり不整合になってはいるが一定程度過去の千鳥式坪並を反映していると考え、界線及び林里、永崎里を図のように推定しておく[29]。

c　高橋西方及び花島周辺（(イ)、(ウ)ブロック）

ずれる里界線　(イ)ブロックは武雄盆地でも最も整然とした条里制耕地が残る地域である。高橋西方の六、七の坪[30]、甘久(アマゴ)の八の坪[31]により界線が決定される（以上(イ)—①とする）。さて高橋北方、北上滝(キタワタキ)の三十六は、南北はこの界線に一致するが東西方向は一致しない。中野岩井(磐)八幡社東方の三十六は本来の位置よりずれたものと考え、まず北に、次に西へ一坪分移動させると、北上滝の三十六のちょうど一里西方にくる。この両三十六は同一界線を共有すると考えてさしつかえあるまい。地形に制約されたため朝日川上流域では東西界線をずらして条里が施行されたのであろう（この界線を(イ)—②とする）。この(イ)—①、②地域では里名を復原することは不可能である。

次に(イ)ブロックの条里は武雄川をはさんで南方にも拡がっている。花島集落には十九、廿治があり、これによって界線が決定できる（(イ)—③とする）。これは(イ)—①界線とは東西に一坪分のずれをみる。後述するようにこのずれは既に中世に存在しているが、条里の施行時期、施行主体が異なることにより生じたものと考えるのが自然であろう。

里名の復原—三隈里と南里の混同　さて花嶋村地頭の所領構成を示した(β)によって、この(イ)—③地域には里名の復原が期待できる（以下地図V—4も参照）。まず花島西方に佐隈（さぐま）という地名がある。また水町、会町（きゃあまち）という地名が残っている。(イ)—③界線では水町は十一、十二坪、会町は廿三坪に相当する位置にある。佐隈もこの同じ里に含まれる。さて(β)では三隈(さくま)南里十一坪を「水まち」、廿三坪を「くわいまち」と記している。まさに現在の地名と条里坪付が一致するから、この里が三隈南里になる。したがって**三隈里**はそれより北方武雄川対岸に比定されるのである。ところがこの場合界線のずれのほか、三隈里では丘陵部分に水田が存在するなどの問題が生じてくる。そこで三隈南里の記載に混同、誤記があったことも考えられる。例えば三隈里、三隈南里ともにその十一坪をミツまちと記していること、三隈南里と記した後に再び同南里と記した箇所があること（得弘名、恒清名）がその理由である。そこで仮に武雄川南岸水町、会町の存在する里を三隈里とし、つまり(β)に三隈南里分として記されている鬼丸名四筆を、実は三隈里と考え（南里は誤記ということになる）、さらに

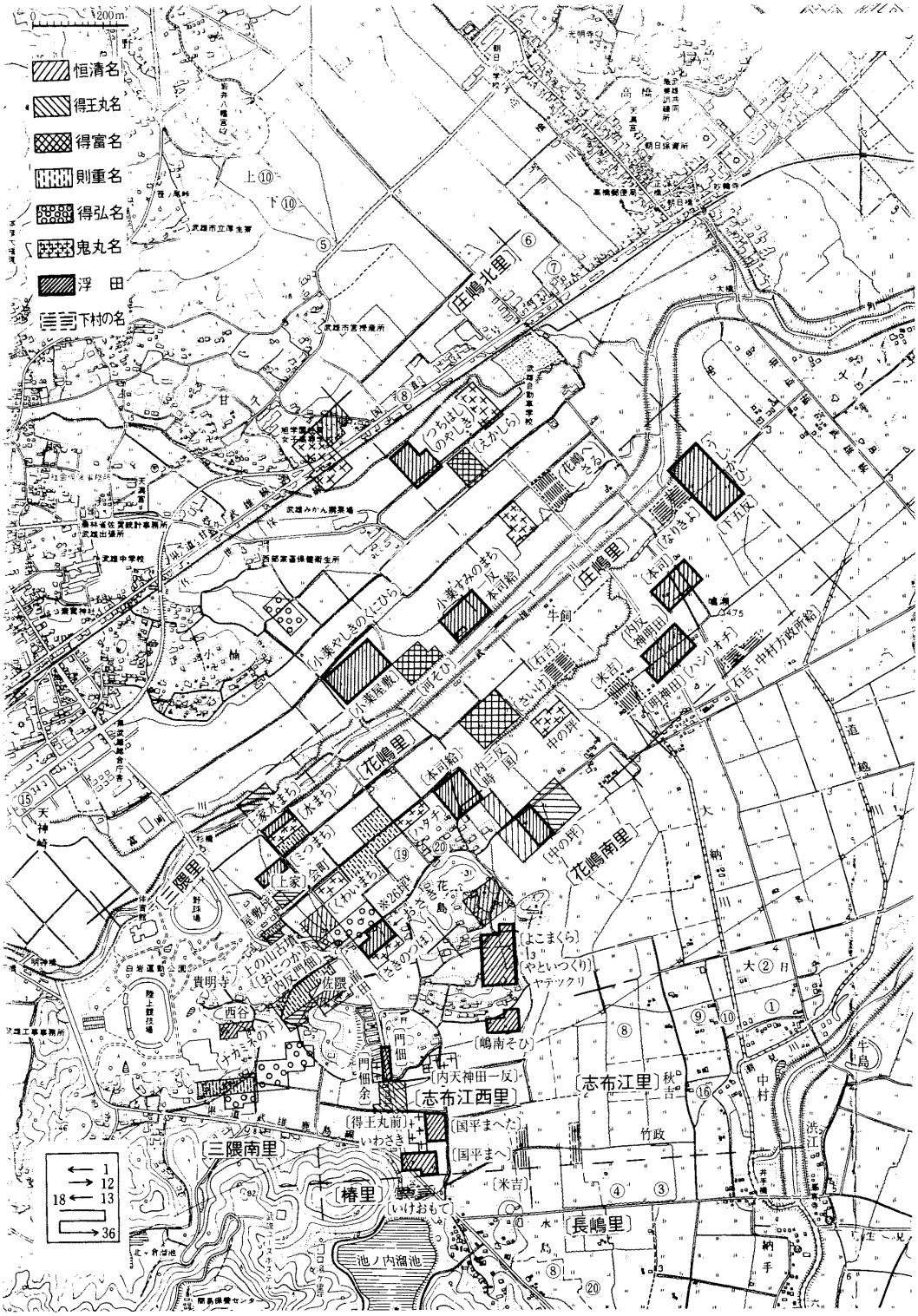

地図Ⅴ-4　花島村の名田・浮田分布

三隈南里、同南里とつづく場合の前者の三隈南里も三隈里の誤記と仮定してみると、現地形にはかなり適合的となる。即ち「なかミネの下」という部分は丘陵の下に復原され、上家は現屋敷坪近辺に、門佃は現前田の近辺に復原される。この場合七筆の耕地をもつ三隈南里は後述する志布江西里の西方に比定されることになるだろう（ただ三隈里廿六坪の総計が一町四反一丈になる不合理がある〈以上地図V-4〉）。

以下では(β)が案文であることも考慮し、一応誤記説に立つ。即ち三隈里を武雄川南岸に考えて、論を進めたい。

花嶋里・庄嶋里　三隈里、三隈南里を右のように仮定し次に**花嶋里**をみる。花嶋里は現在の花島一帯と考えられるから武雄川南岸三隈里の東に隣接する里とする。(β)では花嶋里の二、三坪を「河そひ」と註記しているが、まさに二、三坪に相当する地は武雄川に接する位置となった。また(β)は花嶋里廿坪に「ハたち」とわざわざ註記しているが、この地は現在もハタチ（廿治）と呼ばれている。[32]

次に庄嶋里（しょうしまかり）には隣接して**庄嶋北里、庄嶋北西里、庄嶋南里**がある。この四里を花島周辺に考えるためには、花嶋里の東に隣接する里を庄嶋里とし、以下北、北西、南里を決定する以外にはない。[33] 以上三隈里を基準として各里を決定した。**花嶋南里**、庄嶋南里は整然とした条里地割が残存しない地に比定される結果となったが、(β)では各一筆の田地が記されているにすぎないという状況に対応するものであろう。

里界線の外側の坪　さて(α)に、

庄嶋里十八西二反（南一二石一吉）しまのつほたうし（当時）ふくなかゝその

とある。坪を記したのちに方位が記されるものは、後述する一か所を除いてほかにはない。十八坪の界線（庄嶋里の界線でもある）を越えた西の耕地と考えたい。[34] 先に(イ)—①と(イ)—③の間に一坪分のずれを想定したが、この耕地こそ、そのずれの間に存在した条里耕地に違いない。[35] したがって庄嶋里、同北里（甘久八の坪をもつ里）、同北西里、同南里は(イ)—①界線によっており、花嶋里は(イ)—③界線によっていたと考える。

次に(β)に記された花嶋村の他の里は、花嶋南方(ウ)ブロック中のものであろう。まず里界線は永島東方、サナ坪、四の坪、十八、廿治によって決定される。志布江里、志布江西里は(ウ)ブロック中、花島集落に近接する二里に比定したい。その傍証として次の例をあげる。

志布江西り　二（坪）丶北丶五反二丶（丈）　十楽よこまくら也

これも庄嶋里に同じく里界線より北方にはみ出た部分をいうのであろう。柳田国男は横枕とは耕地区割の基線よりはみ出た部分をさすとしているが（『地名の研究』）、これもその一例に加え得るだろう。したがって志布江西里は(ウ)ブロックの北端に接することになるが、村内南方を志布江西里と決定すると、(β)に、

しふえか西り二ノ丁、やといつくりといふ

とあるが、ちょうど二ノ坪の位置に「やてつくり」のしこ名が残って

おり一致する。また三坪「嶋そひ」とある位置が丘陵に接する地となり適合する。次に西里の東方が志布江里となる。(α)は志布江里卅二坪を「竹正」と記すが、該当地域周辺に「竹政」の地名が残存している。なお(β)(つるくま分)に、

六反国平まへた　五反いわさきにあり

とある。志布江西里廿七坪(太郎分)、卅三坪(とくや分)にあった「国平まへた」は図の位置に比定されるが、「いわさき」はそれに接して西方に地名が残っている。

d　**永島南方**(ウ)、(カ)ブロック)

次に(ウ)ブロック中、(α)等から比定し得る他の里を併せ考えておく。**長嶋里**、**椿里**、**都里**に関連する地名として、永島、永島椿辺田、都(永島潮見)がある。それによって志布江西里南方を椿里[36]、志布江里南方を長嶋里、長嶋里南方を都里と比定したい。(α)は椿里四坪を「いけおもて」と記すが、該当地は現在の池の内溜池の堰近辺であり、その前身の池の存在が予測される。なお長嶋里、都里にみえる「一、二の命婦」とは武雄社のそれではなく、後述する長嶋庄鎮守潮見社のそれであろう。

次にその南方(カ)ブロックにふれておく。**玉屋里**は関係文書から楢崎付近にあったと思われるから[37]、このブロックに復原されよう。現在周辺に玉屋という地名はないが玉島古墳の存在は気がかりである。冒頭に述べたように、この古墳からは中世に重葬された人骨、銅銭が検出されているが[38]、玉屋を霊屋と理解することが可能ならば、玉屋は玉島古墳をさすと思われ、しかも古代の古墳ではなく中世の霊域をさしたと考えることもできるからである。

なお(ウ)—(カ)ブロック間には八度阡陌方向のずれがあるが、郷の木東方三、四、五坪によって決定される里界線自身は一応(ウ)と連続する同一プランと考えることができる。

e　**武雄社周辺**(イ)ブロック)

界線決定の素材となる坪名は富岡(武雄駅南方)の一の坪と下十合(じゅうごう)(＝十五)である。これによる界線は(イ)—①界線と南北の界線は一致するのであるが、東西の界線は相当にずれをみる。これを(イ)—④としたい。即ち一見連続的な(イ)ブロック内には実は異なる四つの界線があったことになる。

温里(ゆかり)(湯里、温泉里)は『風土記』にも記された武雄温泉々源(四八五頁参照)が里名の由来であろう。※(イ)—④界線に従い、その延長上で温里を決定すると、温里より一里おいた東方の里に梶原の地名がくる。**梶原里**の遺称地名だが、但し私は温里と梶原里の間に一里存在したとするより、むしろ両里は接していた可能性が強いと思う。それは温里廿五坪及び梶原里卅一坪に永松名があったからで、両里が接していたとすれば、両永松名は北東—南西に近接していたことになる。今仮に(イ)—①界線を延長した界線によって温里、梶原里を決定すると、両里間に一里をおかずに接して考えることができ、その接するあたりに永

松という現存地名がくるので適合的となる。つまり(イ)—④界線とは異なり、むしろ(イ)—①界線に一致する。文献では温里十坪、十五坪の東及び南は武雄境河に接し、北は大道、西は井手面大溝とも接していたというが、市街化のためそれらの復原は困難である。

※　なお武雄温泉に関連して興味深いのは、先述した庄政所、中橋に隣接して「運千免」というしこ名があることである。著名な温泉岳（雲仙岳）に同じく、この運千も温泉の意であろう。庄政所に隣接して温泉免が設けられていたことは、温泉の管理運営に長嶋庄政所が関わっていたことを示していよう。

温里南方には武雄社馬場がある。武雄社領のあった**馬場里**をその地に、また梶原里東方（現在小楠集落の北方）に小楠村**栗元里**を仮定したい。武雄社馬場とは神役、流鏑馬を行なう地である。「馬場」という語には中世的なものが感じられるが、先述玉屋里と併せ里名にそのような呼称が用いられていることは興味深い。

f　その他

以上武雄盆地を中心に考察した。蓮花王院領長嶋庄々域はこの盆地部のみではない。東端は白石平野大渡である。大渡一帯の地域には阡陌方向は北一八〜三二度東、と以上のものとは異なるが条里制がみられる。喜佐木に四の坪、十一等の地名が残りその坪並は武雄盆地と同じであろう。但し椛島一体には白石平野型坪並が混在している（『北方町史』一九八五年）。盆地西方松浦丘陵の山間の狭小地も、高瀬山で下地中分が行なわれているように[39]、長嶋庄の重要な耕地の所在地である（今日の西川登町高瀬）。勿論それらの地に整然とした条里制地割はみられない。ただ東川登町永野の場合、領主館と伝える地の西方に五の坪、大坪が東西に並び、部分的ではあれ方形の条里類似地割が施行されている[40]。他に条里地割はともなわないが、朝日町黒尾、中の館南方の五の坪（響の坪）、北方町大崎の館北方の二の坪、丁の坪等、領主館の近傍に坪名が残ることには注目しておきたい。

g　小括と問題点—中世的な条里地割（再）施行—

以上武雄盆地には数種の阡陌方向をもつ条里制地割がみられた。それは基本的には地形の制約を受けての、つまり灌漑水系を基軸に条里を施行した結果の所産であろう。それでも相当広範囲に亙って画一的な条里地割がみられた。ただ一見画一的な条里も子細に検討すれば必ずしもそうではない。武雄川両岸地域では南北界線は整合的、規格的であるけれども、東西界線はいくつかの異なる里界線をもっている。つまり(イ)ブロックでは①〜④まで四種類の界線が検出されたのである[41]。

このような異なる阡陌線を生じた理由としては種々のものが考えられる。例えば一つには今日迄の地名の移動も考えられるが、(イ)—②、③ブロックのように既に中世には、ずれがあったことを重視するならば、むしろ条里制耕地の生成そのものに理由を求めたい。即ち大まかな全体プラン自体はある時期に決定されていたにせよ、以後の現実の水田化を担った主体は多様であり、期間も長期に亙ったという視角が必要ではないか。

条里制地割（一町方格地割）自身は開発にも支配にも耕作にも都合の

写真Ⅴ-2　東福寺谷の景観（長崎自動車道開通前。奥にみえる山は御船山）

写真Ⅴ-3　東福寺谷（人物は上下とも尾崎清翁、1973年）

よい地割である。そのことは牛馬耕と長地地割の関係一つをとりあげれば明らかである。条里とは常に生産（再生産の場合もある）される性格のものといえよう。

花島に水町、中剃[42]、牛飼という地名が残ることは、かつてこの地が武雄川のバックマーシュであり地味も悪かったことを語っているが、大阪府東大阪市池島町条里遺構の発掘報告書はバックマーシュにおける条里施行は中世以降と結論している[43]。それを直ちに花島条里に援用することはできないにしても、武雄盆地でみてきたような中世的名辞による里の呼称[44]、非条里制地域における領主居館近傍の条里類似地割の存在（永野、黒尾、大崎のほか、陸田ではあるが肥後国人吉庄地頭居館寒田堀内はその顕著な一例[45]）等から、現存条里地割の内には中世在地領主によって施行ないし再施行された部分もあると考えてみたい。さらに近世以降の変化があった地、例えば大日集落における特異な条里については、三法潟と呼ばれていた干潟荒野に対する、近世の「条里」開発（規格的な地割施行）を考える必要もあるのではなかろうか（大日については後述）。

中橋南方にある他と阡陌を異にする条里二里（上、下立石里）が、庄政所によって開発されたとすることもそのような視角からの仮説としては許されるのではないだろうか。中橋周辺は長い時代に亙って開発されたのであり、潮見川の乱流もあったから中世でも依然荒野、開発予定地が多くあったと思われる。

庄衙が中橋におかれたのはなぜだろう。先には郡衙から庄衙への移行を強調した。しかし実際には郡衙自体は中橋庄衙設置後も北方の地において庄衙の機能も併せもって機能しつづけたと推測される。先述した岩永氏、後藤氏の動向、あるいは郡衙一帯では関連地名（図師町他）が豊富に残るのに比し、中橋一帯には先述した温泉免（運千免）以

外には庄衙関連地名が殆ど残らない。在地勢力にとっての中橋庄衙は政治経済の中心というよりは、むしろ前進基地としての意味があると考えられる。

中橋庄衙が水陸交通の要衝であったことは、延喜式官道や潮見川潮汐限界点（小野原付近）を考えれば明瞭であるが、それのみならば郡衙でこと足りたはずである。中橋の地理的重要性は第一にこの上、下立石里をも含めた一帯の開発にあり、第二に後述する潮見川新河道の開鑿にあったのではないだろうか。みたように、東福寺はその院主職をめぐって領家・地頭間の相論対象となったり、あるいは地頭橋薩摩一族の有力一家が東福寺を苗字としたりするように、中世においては想像以上に重い位置を占めている。東福寺は庄衙近辺、杵島山麓の東福寺谷の水源に無

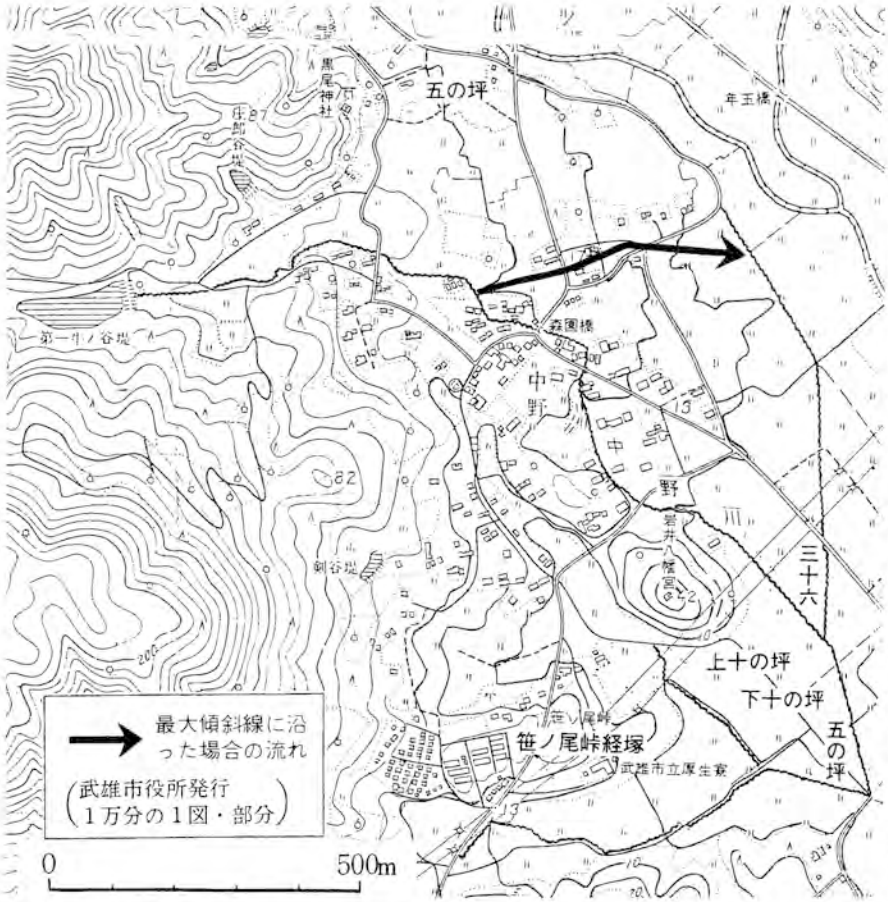

地図 V-5　甘久条里区（中野・岩井八幡の周辺）

写真 V-4　磐井八幡社から下十の坪、五の坪の条里地割をみる（斜めの水路は明治期のもの）　手前は圃場整備の工事中（1978 年頃）。奥の横の細長い街村が高橋

住の庵として現存している。その東福寺谷には溜池を必要としない安定したヤト田耕地が今日も中世的景観をとどめている。院主職争奪の意味するものは、まずそれに付属する寺田（おそらくこのヤト内にあったのであろう）が考えられるが、水源に位置する東福寺の立地からすれば、東福寺谷全体の水利掌握、勧農権こそ真に領家（庄衙）が、そして地頭が欲したところのものであろう。東福寺谷は中世にあっては安定水田として、周辺のどの場所よりも富を供給する地であったが、そこは地頭の進出以前には領家方在来勢力の掌握する所であった。この東福寺谷の生産力を背景に中橋一帯の開発が企てられた。そして先述した郡・庄の継受関係、また技術者である郡図師が庄に参画していたことを考えると、古川乱流帯であった地域、即ち上、下立石里、林里等の地割施行（ないしは再施行）を中橋庄衙が担ったこともあり得るように思われるのである。

以上古代末～中世の条里制耕地とその開発を考えてきた。勿論朝日川と武雄川が直交しているように、また南北里界線はずれをみせてはいないように、あるプランに基づいて盆地全体（少なくとも武雄川以北）に統一的に条里は施行されている。ただ小稿はその完全な施行（水田化）の完了、条里制耕地がすみずみにまで施行される期間は、普通にいわれるよりもはるかに長く、古代から中世、場合によっては近世に迄かけても実現されたという立場をとりたい。

なお条里施行の技術に関連して、少し述べておく。まず中野区牛の谷堤よりの用水（中野川）は甘久（あまご）区条里制耕地に給水している。地図Ⅴ―5（武雄市役所発行一万分の一図を縮少したもの）より明らかなように、この川は自然の谷線（最大傾斜線）に沿って流れるのではなく、開鑿された水路により山腹部に導入されて甘久方面に到っている。洪水の時は本来の谷である森園橋東方に氾濫する。岩井八幡東方では天井川となっている（ここで直線水路が条里畦畔をはずれ五の坪方面へ斜行する部分は明治期の水路変更によるもので、本来は畦畔に沿って直下していたという[46]）。また高橋川（朝日川）、甘久川がそれぞれ条里に沿って直角に曲げられ一坪分水路がずれていることも留意しておきたい。

（1）十九については『市史』(上)二八三頁による。現地調査では未確認。

（2）他に六の坪もあるが、三の坪北方で整合的ではない。

（3）九の坪については故真名子磯夫氏の書簡での御教示による。七の坪の東、庄の坪の近くにあったという。

（4）佐賀県史料刊行会、一九六七年、三六〇頁。

（5）白石平野では坪ではなく角を用い（但し『有明町史』によれば両方とも用いられている）、千鳥式ではあるが北西より始まり北東に終わるそれが用いられている。

北↑　（坪）

6	5	4	3	2	1
7					12
18					13
19					24
30					25
31					36

（Ⅰ）肥前平野一般と杵島郡西半（武雄盆地）

（角）（坪）

1	12	13	24	25	36
2					
3					
4					
5					
6	7	18	19	30	31

（Ⅱ）杵島郡東半（白石平野）

（6）長26、佐(二)―七。

(7) 長36、佐㈡—二二、四八。

(8) 志布江（志保江）は下村に属し（小・正安三年七月十二日関東裁許状、佐㈡—三三）、永崎里もまた下村内である（中・建武二年八月三日長嶋庄下村本物返田畠注文、佐㈥—二一）。叙上の里はほぼこの二里の周辺に復原される（後述）。下村は橘町一帯。

(9) 前註（8）注文、中・貞和二年正月廿二日爰蓮田地売券（佐㈥—二九）。

(10) 武・正安三年二月十二日橘公忠等連署田地売券、応長元年八月十三日藤原和道畠地寄進状、同売券、同年十二月三日大江氏女田畠売券、同年十二月十二日藤原氏女田地寄進状（佐㈡—六七、八一、八二、八三、八五）。

(11) 武・嘉暦二年十二月十三日武雄妙円田地屋敷中分和与状、元徳二年十一月廿四日沙弥盛西田地寄進状（佐㈡—一〇〇、一〇三）。

(12) 武・正仲（マヽ）三年二月六日藤原康門田地売券（佐㈡—九八）。

(13) 中・正平十二年十月廿五日れん与譲状、葦原平倉として、同応永五年四月十八日田地打渡状案等にみえる（佐㈥—三八、四九）。

(14) 武・年欠八月廿七日少弐資能召文（佐㈡—四七）。

(15) 「小鹿島文書」（以下小と略す）正応三年十月　日日籠若丸代公明重申状（佐㈡—二五）。

(16) 他に近世の編纂物である『武雄社本紀』（武雄市立図書館所蔵本他）にも多く里名が記されるが（『市史』㈠二八三頁）、美称的なものも含まれているため割愛する。

(17) 角川文庫二八四、二三〇頁、嬢子山を『市史』㈠二七五頁がはは こやまとするのは誤り。

(18) 既往の研究は館中（たつちゅう）、駄飼場、御手水、馬洗をあげている。他に北方には上屋敷、屋敷坪、館、犬神（『民俗学辞典』によれば屋敷神）等の地名がある。

(19) 『新訂増補国史大系』、七一六頁。『市史』㈠二七八頁の武雄経由説はとらない。なお『佐賀県杵島郡橘村郷土誌』（明治四五年〈一九一二〉刊、東京大学史料編纂所架蔵）交通機関の項参照。

(20) 『市史』㈠二七、一一九頁。

(21) 小・元徳二年卯月廿一日橘薩摩幸蓮譲状（佐㈡—一三）。

(22) 相田二郎「中世の接待所」（『中世の関所』〈一九七二年復刻〉所収）。

(23) 加井良井里中、水田の存在したのは廿三、卅、卅三坪である。現在の貝良木（かいらぎ）を含む地に比定した場合、北方小学校周辺より延長した界線ではこの条件を満たさない。異なる里界線であった可能性もある。

(24) 『北方町史』㈠（一九八五年）三〇三頁、及び松江信彦氏の御教示。

(25) とひなか三十六坪という記載がある（後註(26)）。葦原平倉と並んで久治布留村葦原富永（中・応永八年六月十五日渋川氏重所領安堵状・佐㈥—五一、花押により丹波守を氏重に比定する）と記された富永をさし（けぶり、けむりと同じバ行ビとマ行ミの混用）、芦原に現存する地名富永の周辺に復原される里と考えたい。富永里の呼称は『武雄社本紀』にはみえる（なお久治布留氏については「武雄鍋島文書」元徳三年四月十日鎮西探題御教書案〈『肥前国神崎庄史料』二二二頁〉参照）。

(26) 中・康永四年二月十七日田畠坪付注文（佐㈥—二八）。

(27) (α)、前註(26)。

(28) 『広福寺記』廃壊末寺（武雄市立図書館蔵）。

(29) この復原では永崎北里を阡陌方向の異なる(イ)ブロック（庄嶋里東方）に比定せざるを得ない。また林里も三十六坪迄の完全な一里を構成しない里となる。但し文書の上では林里は十八坪までの田地しか登

場しない。なお林里に属す林副遺跡では、一九八三年に「東」と記した墨書土器が出土したという（報告書未刊）。

(30) 高橋東方に二の坪があった（『市史』(上)、三〇、二八一頁）。このことは南上滝区々費取立帳に二の坪がみえることから確認されるが、その位置については調査は試みたが判明しなかった。この六、七坪と同じ里の二の坪であろうか。

(31) この八の坪北方の上十の坪、下十の坪はおおよそ十の坪の位置に対応する。五の坪は十五の転か。

(32) 花嶋里卅四坪に復原される「なかのつぼ」の北東に現在の中の坪の地名がある。

(33) 但し庄嶋里十二坪に復原される「うしかひ」と現在の牛飼が相当ずれる点は後考に待ちたい。

(34) 南一二とあるから東西の長地だったことになる。但し該当地域はむしろ南北の長地が基本のようである。後考に待ちたい。

(35) 花嶋里一坪の田積（亀楠分）が一丁一反と記されているのは、やはりこのずれにあった田地をも計上したためではなかろうか。

(36) 『後藤家事蹟』（東京大学史料編纂所架蔵写本による）応安元年の項に少弐冬資が永嶋庄椿ケ里に陣を張り、塚崎城を攻めたことがみえる。これによってか『杵島郡史』（杵島郡教育会、一九四〇年刊）は、「永島庄椿の里は（武雄町）永島古屋敷」三〇九頁、『武雄史』（石井良一遺稿集、一九五六年刊）は「永島庄椿ケ里は武雄と永島の間に在り」と記している。

(37) 「小鹿島文書」の中の関連文書が全て上村地頭、楢崎相論関係であることによる。

(38) 『市史』(上)二四四頁。

(39) 中・永仁七年六月五日高瀬山田畠山野下地中分状（佐(六)—一〇）。

(40) 『武雄社本紀』にみえる今藤里はこの地である。

(41) 『有明町史』五四頁によれば白石平野では巨視的には二種の阡陌線しか存在しないが、微視的には坪呼称ブロックでは六種、角呼称ブロックでは五種の異なる里界線が検出され、極めて複雑な様相を呈している。

(42) 「ソーリ」とは古代では易田とされた毎年連続して耕作できぬやせ地をいうとある（柳田国男『地名の研究』角川文庫、一九五頁）。

(43) 『池島町の条里遺構—昭和四十八・四十九年度発掘調査概報』（東大阪市遺跡保護調査会刊）一三頁。

(44) 勿論呼称と施行時期とが直接つながらない場合もある。

(45) 服部「空から見た人吉庄・交通と新田開発」（『史学雑誌』八七—八、一九七八年八月）。

(46) 甘久条里水田を見下ろす笹の尾峠では経筒が天禧通宝（一〇二一年頃の宋銭）、盒子を共伴して出土している（松尾禎作「武雄市朝日町牛の谷経塚」〈『佐賀県文化財調査報告書』六、一九五七年〉、同「佐賀県杵島郡牛の谷経塚」〈『考古学年報』三、一九五五年〉参照）。地鎮が埋経目的の一つであることから、経塚が水田完成の記念碑建設の意味をもっていたのではないかとも考えてみたことがある。

四　花嶋村地頭の所領構成—名と十楽浮田—

大間帳の復原　そこで以上の条里復原をふまえて、具体的な中世耕地のあり方を検討したい。その際に素材となるのは花嶋村である。

花嶋村地頭が相伝すべき文書に「本御下文」と並んで「故道蓮のゆつり状、同大まのちやう」があった。[1] 前者は紛失してみることができ

表 V-2　花島村所領の田積

	名田		丁 反 丈	屋敷	浮田	丁 反 丈
(1)	藤原氏女	(時国名カ)	4. 0. 4 (内門佃1所)	(時国屋敷)	十楽	2. 4. 3
				〈断簡〉		
(2)	公中	得王丸名 則重名 得富名 得弘名	3. 3. 4中 3. 1. 2 3. 2. 0中 3. 5. 2	(得王丸屋敷) 則重屋敷	十楽浮田	6. 7. 3
		計	13. 2. 4			
(3)	つるくま	上力名 田吉名 武安名	4. 3. 4中 3. 2. 2中 3. 7. 0		浮田 正検注の時 のれうとき	0. 6. 4 { 2. 7. 1 { 1. 0. 0
		計	11. 3. 2			
(4)	太郎	鬼丸名	3. 5. 1	鬼丸の屋敷	小薬の十楽 (小薬浮田の十楽)	1. 8. 3中
(5)	とくや	恒清名	3. 2. 4	(恒清の屋敷)	小薬浮田	1. 9. 3中
(6)	いやつる				小薬屋敷の国平	2. 0. 0
(7)	かめくす				小薬すみのまち	(1町反)
		計	35. 5. 0			20. 5. 2中 (3. 7. 1を除けば16. 8. 1中)

ないが、後者は永仁五年(一二九七)十一月廿二日橘薩摩道蓮譲状案として小鹿島文書中に伝来した。以下ではその分析を行なう。

道蓮は系図によると公友とあり、本御下文を帯しての嘉禎入部以後永仁五年迄、六〇年近く花嶋村地頭の地位にあった。この時九〇歳前後と推定される[2]。この譲状案は以下に述べる如く道蓮の所領全体を記すものと考えられ、中世花嶋村の状況を示す絶好の史料といえよう[3]。

まず譲状の構成をみたい。これは断簡二葉(A)、(B)からなっている[4]。従来この二葉は別のものとして扱われていたようだが、文言の上からも内容からも、二葉は欠落部分なしに接続するものである。つまり(B)は孫、一族六名への譲状である(但しその中につるくまへの追而の譲状を含むため、一応計七通の譲状からなっている)。しかし冒頭部分に「永仁五年十一月廿二日　沙弥道蓮在判」という前欠の年月日、位署のみが残る譲状断簡が記されており[5]、少なくとも八通の譲状から構成されていたことを示している。

次に(A)は前後欠の藤原氏への譲状であるが、「よてし(仍)やうく(状)たん(如)のことし(件)」で終わっており、後欠部分は年月日、位署のみである。したがってまず文言上、(A)と(B)は接続する。内容をみると、この藤原氏という女性へ譲られた田積は、庶子の太郎、とくやよりも多い。したがって藤原氏とは道蓮妻ないしは嫡子(実際には孫)公中の母に相当する人物であろう。つまり中継相続として本来は一期の後、惣領公中へ譲られる性格の所領であろう[6]。一方(B)は残簡部分の後、嫡子公中への譲状で始まっている。即ち大間状は、中継相続の女性、嫡子、庶子の順序で構成されていた。以上大間状は(A)の前欠部分を除いて復原された。

原本について検討すると、(A)、(B)は同筆かつ料紙も同質であり、案文ながら、以上を傍証する。さて(A)の前欠部分には時国名の坪付があったと考えられる[7]が、幸い田積合計だけは記載が残っているので、各譲状に記された田積を表Ⅴ―2として示した。これを以て道蓮が所持していた花嶋村の全所領と考え[8]、以下の分析を行なうこととする。

譲与対象は、①名耕地（計約三十五丁）、②名以外の耕地、即ち浮田（計約二十丁）、③屋敷、である。②の浮田は十楽、十楽浮田、小楽の十楽、とその呼称はまちまちであるが、小薬浮田の十楽とも表現されており、同様の性格をもつものとしてさしつかえあるまい。③の屋敷については名と同じ呼称を冠される屋敷（名屋敷）と、そうではない屋敷（散在屋敷）の二つがある。

十楽浮田は立用免　まず浮田の検討から始めたい。従来浮田とは、浮免に同じく坪付の定まらない不安定な土地で、在地領主の基盤としては小さな意味しかもたないと考えられていた[9]。しかし花嶋村の場合は条里坪付によって正確にその場所が記されているのであるから、歴史的経緯はともかくとしても、そのような前提は一旦排除して考えねばなるまい。浮田の性格を考える第一の手がかりは、

花嶋ハりうようめん（立用免）あまたあるニよりて、御くうしする下地三十丁あり

とある点である。三十丁あった御公事する下地とは名のことであろうから、それと対比して立用免と表現されているものは浮田をさすのではないかと推定できる。立用免とは無論立用のため特別にあてられた免田をいう。今浮田の註記をみてみると、本司給、田所給、上家、明神田（神明田ともある）[10]、門佃、庄用等、料給田、神田としての内容をもつものが多くみられる。したがって浮田は立用免を中核にもつもので、基本的に立用免と見做すべき性質であると考えたい。この内本司とは下司と考えられ、田所は長嶋庄々務機構である実検所の中にみられる[11]。また上家とは工藤敬一氏によれば、名に編成されない部分であるという[12]。このように開発領主系統の免田が多いことから、立庄時の庄官所職、根本開発領主の権限に由来するものとして浮田の骨格ができていると考えてみたい[13]。

十楽は開発地　次につるくまへの譲与分中の次の記載を検討しよう。これは名、浮田の次に記された田地である。

一、七反十楽（つちハし）　下の五反一丈　をきの四反
　六反国平まへた　五反（いわさきにあり）

已上二丁七反一丈

田吉のいれう（井料）丁五斗代　しんきうてん丁
これはしやうけんちうの時のれうときなりたにより（他）わくねう（選別）ハう（女房）
とつねに申うけ給ハりたまうへく候

正検注の料ときとは必ずしも意定かではないけれど、一応この部分を新田・開発地であって勘料を出して免田とした地と解釈しておきたい[14]。

次にこの開発地と考えられる田積への註記はその所在地を示すものであるが、いずれも十楽浮田との関連を窺わせるものが多い。例えば「十楽（つちハし）」は庄嶋北里にあった十楽「つちはしのやしき」（藤原氏分）の周辺をさすのであろうし、「下」「をき（奥）」とは公中分の十楽浮田中にみえる庄嶋里の「下（五反）」、同南里の「をきた」との関連が考えられる。国平については二か所（あるいはそれ以上）にあったことがわかるが、志布江西里の国平前田（太郎分、とくや分）は「小薬の十楽」、あるいは「小薬浮田」と称され、もう一方の庄嶋北西里のそれ（いやつる分）は「小薬屋敷の国平」と称されているように、いずれも浮田（小薬、十楽）と関連をもっている。したがって以上から開発地は十楽浮田の周辺であることが導かれる。つまり十楽浮田を核として、その近辺で開発が推進されていたと結論したい。おそらくこれら開発地（新給田）も再び十楽浮田にくみこまれ十楽は増大していったのであろう。

写真Ⅴ-5　屋敷坪の島畑景観（現在はこの場所に高校が建設されている）

写真Ⅴ-6　「十九」周辺からみた花島村

耕地の存在形態―浮田は縁辺　さて次に先に行なった条里復原作業を踏まえて、条里坪付に従い浮田、名耕地を復原し、地形に即した検討を加えたい（地図Ⅴ―4参照）。但しつるくま分のように坪付が省略されている箇所があり、復原可能な部分は田積にして名では全体の五分の三、浮田では二分の一にすぎないことを断わっておく。[15]

まず浮田の分布をみると、名の集中する三隈里には一か所もなく花嶋里にも少ない。その分布は花嶋村をとりかこむように村落縁辺部に散在するといえる。即ち浮田は①給免田であり、②開発地であり、③村落外縁部に存在する、といった諸点を特徴とするが、それは浮田が畿内における一色田（間田）[16]に相当するものであること、浮田とは遠隔地荘園における一色田の一形態であることを語っている（一色田は畿内〈大和〉では一部が庄官給として在地領主に与えられ、彼らの土地所有を実現したという。[17]遠隔地庄園での一色田が、さらにより強固な地頭の進止下にあっ

たことは後述する)。

水系の復原—用水不足の克服　さて一般に一色田が村落縁辺部に存在することはそのまま劣悪田であることの証左とされることが多いが、長嶋庄の場合、その見解はあてはまるだろうか。浮田が開発地であった点を考慮して、灌漑系統も含めて復原作業を進めてみよう。まず今日の武雄川南岸の用水系統は、①いくつかの谷水を集積して屋敷坪の西方より村内(むらうち)に流入する水路(矢の浦堤・西谷堤、いずれも今日でも小規模な堤で、矢の浦堤の場合、花嶋の小字屋敷坪、横ぢょうを灌漑するのみである)、②北ケ倉溜池よりの水路、③池の内溜池よりの水路、の三系統がある。これらはいずれも規模は別としても、原型は中世にまで遡り得るものである。なぜなら①の水路は条里地帯への供水路であり、水源の一つ、花島に最も近い小谷は中世には十分開発可能であったし、②も同様水源は谷であり、③については建治三年(一二七七)の注文に「いけおもて」という地名で表現された椿里四の坪の地が、現在の池の内溜池の堰近辺に比定される。つまり小規模ではあれ鎌倉期には溜池が存在していたことが文献からも確認されるからである。この池の内溜池は今日では大日、沖田にも水が行くが、文化五年(一八〇八)の嵩上げ以前は永島・花島のみの専用池であった(後述五〇五頁)。なお武雄川の対岸小字戸井渡はその名のとおり、近代には花島村側より樋(とい)を渡してこの池の内溜池の水が武雄川を越えている。

さて①の水系からみていくと、これが村内に入る地が屋敷坪と称されていることが注目される。現在は堀等の遺構は残っていないが、この地こそ地頭館址と推定したい。譲状に、

西谷とすへかのさかひは(中略)かミつつみのたにをのほりニさかひて、やかたその(館薗)、すへなるなかれをにしへみちへさかひとすへし

とある。西谷は村内西方の丘陵にその名をとどめているが[18]、上堤とは矢の浦池をさすか。この文言は館薗が用水源を扼す地にあったことを語っている。つまり館薗には「すへなるなかれ」があったが、流れとは矢の浦堤よりのそれをさすと考えたい。今日の屋敷坪近辺は一部が宅地化されるほかは、島畠が水田の中に浮かぶ景観をなしている。地籍図、土地台帳をみると、近年合筆がなされた箇所(地籍図中の欠番)が数か所ある。全て畠地から水田に地目変更がなされたことによっている。島畠が水田化されたことによるものであろう。かつてはこの一帯は大半が畠地であったはずで、高燥地を水田化する過程を示すものが島畠の景観であろう。

また②の水系が村内に入る地点は前田と呼ばれているが、やはり館的なものの存在が考えられる[19]。ここにも用水統制装置があったとみたい。次に③の水路は溜池より出(い)でてすぐに国平前田を通過する。ここにも国平屋敷があったのであろう。国平が十楽に固有の呼称であることは先述したが、浮田への重要水源を国平屋敷はおさえていたのである。

この国平の呼称について、橘町歴史研究会『郷土史橘町史跡めぐり』(一九九二年、二二一頁)に次のようにある。

用水の管理については栓口を管理する水役の責任が重い。江戸時代、鍋島本藩では栓口をあずかる責任者に国平の姓を与え、栓口近くに宅地も与えて水管理を厳しくした。今の国平家では「姓は殿様から戴いた」と語り伝えられていると言う。

近世の事例ではあるが、花嶋の国平屋敷ともかかわりがあるのではなかろうか（庄嶋北西里の「小薬やしきのくにひら」と樋渡（ひわたし）については後述する）。

このようにいずれの用水に対しても管理規制をなし得る位置に地頭館や国平屋敷があった。それは外縁部にある浮田への用水確保を可能としている。したがって一般にいわれる村落周辺の劣悪田という点を地頭は克服し、さらに開発を推進したといえよう。

浮田の経営　さて次に考えなければならないのは開発を担った労働力、即ち経営のあり方である。ここでは遠隔地荘園における浮田の性格を次のように規定したい。つまり浮田開発の主体は地頭であり、それ故に浮田は地頭の強固な進止下にあった、と。その理由は第一に、先述のように浮田の中核部分にある免田が、根本領主に属した庄官給、神田であり、それは地頭に継承されていたと考えられるからである。第二に名田作人層の出入作関係があったとしても、浮田の相当部分は下人、所従を主体とした労働力、即ち地頭の直営によって耕作、開発されたと考えられるからである。例えば中継相続の藤原氏女には、（時国）門薗と当時の居屋敷のほかに、貫首屋敷以下かい四郎ら六人の居屋敷、更には「たふちたふちのこやしき」に至る迄譲られている。田ぶち毎に田屋的な小屋敷が出現しているが、これら居屋敷、小屋敷は開発の基地であり、また下人、所従の生活の場

写真Ⅴ-7　廿治（ハタチ）周辺からみた花島村（1978年頃）

写真Ⅴ-8　花島村・村のなかの景観（1973年）

でもあっただろう。今日の花島の集村的な景観（第Ⅲ部扉写真、参照）とくらべるとはるかに散在的な屋敷が点在する景観がみられたように思われる。私はこのような地頭の譲与の対象となった屋敷のあり方から地頭の浮田経営を推測するのであるが、十楽に「やといつくり」（傭作）と呼ばれる田があったことは、既に開発の増大が直営の枠を突破し、一部に雇用労働力を必要としていたことを示している。この雇用の対象は間人のような層ではなかっただろうか。[20]

以上十楽浮田における免田を中核とした開発の進展、そしてさらに開発地が十楽浮田へとりこまれるという浮田拡大の様相を考えてみた。浮田への編入は免田の延長という観念と、「開発田地、皆以二開熟人一、永為二私財一」[21]という通念、及び遠隔地荘園における領家支配権の弱体化等の情勢を背景に行なわれたと考えている。浮田に対する領家得分のあり方はわからないが、新田である浮田に対しては領家検注等の実施は困難だったことだろう。領家が浮田を支配することは次第に困難な情勢にあったと考えたい。[22]

名　次に簡単に名にもふれておく。地頭は全剰余得分に近いといってよい浮田からの得分のほかに、これら名（名田農民）からも地頭職得分を得ていたと考えられる。名は最大が上力名（四丁三反四丈中）、最小が則重名（三丁一反二丈中）、平均して三丁五反程の均等な名から構成されている。分布をみると得弘名、則重名などが集中的、一方得王丸名、鬼丸名、恒清名などは分散している。三丁以上の田積は当然複数の家族経営の存在を窺わせるが、経営の問題は史料的制約から一旦措き、ここでは浮田との対比上、立地条件をみよう。村内（むらうち）の三隈南里には名耕地が集中している。村内一帯は用水との関連から考えても早期に開発された地域であろう。しかし名が浮田に比して高い生産力を誇ったとは必ずしも思われない。例えば先述のように村内の水町、中（なか）剪（ぞり）という地名は後背湿地という立地条件を表現している。[23] したがって簡単に名、即ち安定耕地とはいえないのではないか。

なお名の遺称と思われる地名は竹政（竹正）のほか、とくづみ（得富）が考えられる。O音→U音の変化は大田（うーだ）など九州には多いから、ドがヅになったのであろう。

浮田の名への再編成　名と浮田の関連にもふれておきたい。まず十楽浮田の一筆の耕地が分割されて一部名に編成される例がある。例えば十楽本司給八反（藤原氏分、花嶋里廿一坪）の内三反が時国名へ、門佃（太郎分、志布江西里十七坪）の内一反が小薬十楽へ、二丈中が鬼丸名へ分割されている等である。第二に南北朝期に至り「小薬名」という明らかに浮田が名となったと思われるものが出現する。[24] したがって浮田は傾向として名に編成されていくと考えられる。そのような眼で鬼丸名をみると、分布が村落周辺にあり、天神田といった神田も含まれているという具合に浮田的な特徴をもっている。浮田が名編成されたものであり、この小薬名、そして鬼丸名もともにいわゆる一色田名（間田名）というべきものであろう。即ちこの時期の浮田は次第に地頭名に編成される傾向にあった。

荘園領主権力が一途に衰弱しつつあるこの時期、この地域の名編成は、地頭直営から派生したいくつかの経営体を再把握するものとして在地領主側の編成として行なわれた。雇用労働力を必要とする直営形

態とは次のようなことを推測させる。まず開発最前線においては下人、所従による直接経営があっただろうこと、そしてある程度開発が終了した地点では間接的経営もみられ、徐々に間人層の定着、名田農民の出作、下人層の上昇等によって新たな経営体も成立したであろうこと、等である。地頭は、地頭に近い立場の農民を名主とし、新たな名編成を行ない、これらいくつかの経営を把握したのであろう。

屋敷　屋敷は先述の如く名屋敷（名の名を冠したもの、例えば恒清屋敷）と、それ以外（例えばさとはら居屋敷）に分けられる。屋敷には四至堺の記載があるが、それによると周辺の山野を含んでおり、苅敷、薪等の供給を保証している。国平（小薬）屋敷は先述の池の内溜池堰口のそれのほかに、もう一か所武雄川対岸（堤防上の位置に比定される。現在もその箇所は顕著な高燥地となっている）にも復原される。

写真V-9　戸井渡（樋渡）、小薬屋敷推定地の島畑景観（現在はこの場所にバイパスが建設されている。1978年頃）

といわたし　武雄川北岸の浮田経営はこの小薬屋敷国平や土橋屋敷、上家を基地として行なわれたと考えられるが、先述したように、武雄川北岸はその小字戸井渡（樋渡）が示しているように、武雄川を越える掛樋によって、池の内溜池の水を引いて灌漑するものだった。このことを受けて、今もこの土地は河川の対岸ではあるが、花島村に属している。

このような河川を掛樋で越える技術は高度なものである。この一帯の開発は第一に武雄川後背湿地の耕地化、第二に自然堤防上の高燥地の耕地化の二段階があったと考えられる。池の内溜池自体は文化五年（一八〇八）嵩揚工事によって元来三丁一反あった水溜を拡張したものという。[25] 拡張時の約定証文によっても、従前には花島、永島の専属池であったことがわかるが、文化以前の池も三丁強というかなり大規模なものであったこともわかる。

ところで応永二十九年（一四二二）の中村内片峯分田地注文（「中村文書」五四）にこの「といわたし」の地名がでてくる。この坪付の樋渡とは、今日にも地名の残る花嶋のそれに一致すると考えるのが自然であろう。そしてこの地方に掛樋によって河川を越えて灌漑を行なう技術が確立されていたことも、この史料から指摘できると思う。池の内堤の用水の絶対量は決して多くはなかった。その時代にも武雄川北岸に池の内堤の水が渡っていたとするならば、用水管理による武雄川北岸の耕作に、小薬屋敷の存在は決定的に重要な役割を果たしたはずであるが、ここでも「小薬やしきのくにひら」、即ち水の管理にかかわりがあるという国平の地名が既に中世に登場しているのである。

水運の基地　なお見落とせないのはこの堤防上の小薬屋敷が武雄川

（六角川）水運の基地と推測されることである。関連してやや下流の高橋にあった市場在家を花嶋村地頭が掌握していたことも同時に注目したい。[26] 六角川の水運と水陸交通の拠点高橋については四八五頁にも検討したが、六角川の潮汐限界点は有明海より内陸二〇キロメートル、標高五メートルのこの花島近辺にあり、近年（六角川井堰設置前）迄潮を利用した舟の航行が花島より上流にまでもみられたという。[27] 同じく六角川の支流潮見川では潮汐限界点（小野原）よりやや下流、大日近辺の潮見川堤防上に下村流の渋江、牛嶋、中村館があった。この館については後述するが、館が水運への配慮を行なっていたことも重視したい。[28] このような交通、及び市場在家把握という流通、それらへの深いかかわりにも地頭支配の重要な側面がみられるのである。

以上復原作業を進める中で明らかになった花嶋村在地領主の課題とは、給田として与えられた浮田からその周辺荒野に働きかけること、用水を管理して料給田を維持・拡大することであり、[29] また交通流通の把握でもあった。

（1）小・暦応四年九月六日橘薩摩幸蓮譲状（長81、佐㈡—九）。

（2）後註（五—(4)）より公業の初見である治承四年〈一一八〇〉に彼が十五歳であったと仮定し、公業が四十五歳であった時の子が道蓮であった、即ち承元四年（一二一〇）生まれと仮定すると、この時八十七歳となる。この高齢に至る迄譲状が出されなかった理由は正嫡に恵まれなかった故であろう（亀楠御前は養子の娘である）。

（3）既に地頭請となっている。

（4）(A)長36後半、佐㈡—四八某譲状、(B)長36前半、佐㈡—二二。なお本文書はカナ文書で難解であり、従来の刊本にも読み誤りが多い。気づいたものは旧稿（前註二—(2)）に指摘したが、繁雑であり、同じく本書では割愛する。

（5）実は原本にはこの一行がない。けれども明治十七年（一八八四）に影写された東京大学史料編纂所架蔵影写本にはこの断簡部分が明瞭に残っている。おそらく現在の巻子本仕立にする際、何らかの事情でこの断簡部分が切り取られたのであろう。なお前註（二—(2)）に述べた切帖の誤りは明治十七年の段階で既に生じている。

（6）藤原氏女分の時国名（註(7)）はのち、惣領公中（幸蓮）より惣領彦一女に譲られている（中・けんむ五年六月廿日橘薩摩幸蓮譲状案、長78、佐㈥—二四、小・元徳二年卯月廿一日同譲状、長63、佐㈡—一三）。

（7）後述の如く屋敷は名に対応するものが譲られているらしい。藤原氏女分の屋敷に「時国のかとのその」とあり、またこの譲状にみえない名は時国名以外にはない。前註(6)。

（8）道蓮が譲漏を想定し惣領の知行を命じている。高橋の市場在家（前註三—(21)）などは譲状中にみえないが花嶋所領の内である。なお藤原氏女の前の欠損部分に誰か別の人間への譲記載があったとは考えられない。

（9）例えば島田次郎「在地領主制の展開と鎌倉幕府法」（『中世の社会と経済』二八八頁、一九六二年刊、のち『日本中世の領主と村落』所収）は「給田は浮田であって下地が不定であった地頭も存在」として本文書中「うき田　本司給」とある箇所を典拠とする。しかし、この箇所（つるくま分）は名田部分（上力名、田吉名、武安名）の坪付も省略された箇所であり、氏の解釈には疑問がある。後述工藤論文（註(12)二八四頁以降）にも島田氏と同様の評価がみられる。なおつるくま分の

記載が簡略であることは、この案文を作成した人物の関心がつるくま分坪付にはなかったことを語っている。

(10) 明神とは花島明神であろう。この神社は現存する。『武雄社本紀』参照。

(11) 武・承安二年十二月廿日武雄社本司藤原貞門解状（長2、佐㈡—二八）、なおこの地方には干給という地名が多く（大日、木ノ元）、これを本司給とする見解（『北方町史』）がある。

(12) 「『上家分』在家・田畠考」（『九州庄園の研究』一九六七年刊、所収）。

(13) 浮田の語からは、かつて立庄時には名編成部分以外の田地を坪付を指定しないで、即ち浮免として在地領主の給田が与えられていたことも考えられる。

(14) 給田と同じに扱われているから、検注によって逆に名にくみこまれたと考えることはできない。ただ田吉（名）の井料については五斗代と、新田にしてはやや斗代が高い。ふつう地頭進止下の給田は除田と考えられるが、この井料は名に付属する特殊な場合と考えておく。他の給田は原則的に全収穫高が地頭得分であろう。

(15) 花嶋殿御領（本司給）は武雄永松にもあったという（中・嘉暦三年二月十八日沙弥盛西田地売券、長60、佐㈥—一三）。

(16) 安田次郎氏の研究によれば、畿内庄園にみられる「間田」の語は、室町期以降の史料にしか現われない特殊な用法の可能性が強いという（鎌倉期のものは後世の加筆）。したがって今後は「一色田」ないし「浮田」の語を一般化する方がむしろ望ましく思われる。

(17) 島田次郎「畿内荘園における中世村落」（『日本社会経済史研究』古代中世篇、一九六七年刊、のち前註（9）に収録）。

(18) 「をにつかきん（近辺）へんのさんや（山野）」とある鬼塚は、この西谷にある野間上の山古墳であろう（『市史』〈上〉二三九頁参照）。

(19) それが道蓮の分割譲与後、佐隈氏館となった可能性がある。

(20) 十楽については網野善彦「中世都市論」（『岩波講座日本歴史』中世三、一九七六年刊、のち『無縁・公界・楽』所収）の、中世にあったある種の自由を主張するものという提言が注目されている。十楽浮田の場合も免田であること、即ち税からの「自由」を主張しているとも考えられる。しかし早く十楽という地名の広汎な分布に着目した柳田国男『地名の研究』角川文庫、一九〇頁がいうように、十楽の語自体は仏教語である。地名、名（ミョウ）（石山寺領、興福寺領坪江郷等）の他、十楽房、十楽法師（阿氏河庄預所代、梅津庄田堵等）等人名にも多い。また著名な用例に「十らく（聚楽）のミやこの内ハ一らく（楽）もなし」という豊臣秀吉批判の落首もある。

ここでは東大寺領美濃国大井庄の十楽名が間人名であること（東大寺文書、永仁三年六月日大井庄検注名寄帳案〈『岐阜県史』史料編古代中世三〉）からの類推として、長嶋庄に間人の雇作があったと想定してみたい。

(21) 「東寺百合文書」し—十　鹿子木庄事書。

(22) 以上の浮田のあり方については肥後国人吉庄の事例を参考とした。服部「空から見た人吉庄・交通と新田開発」（『史学雑誌』八七—八、一九七八年八月）。

(23) 前註三—(42)。

(24) 幸蓮譲状案（前註（6）所引）。

(25) 『市史』（上）六二〇頁。

(26) 前註三—(21)。

(27) 『市史』（上）二七頁、一一九頁（執筆者原口静雄氏）。

(28) 球磨川に面した相良氏・多良木館址の発掘事例は、そのような館の

構造を明らかにしている（熊本県教育委員会『蓮花寺跡・相良頼景館跡』一九七七年刊）。

(29) 浮田はおそらく花嶋村以外にも庄全域にみられた。建治注文には下村にこやく（小楽）がみられる。したがってこの課題は長嶋庄内個々の地頭の課題でもあった。

五　地頭橘薩摩一族による村々の支配

以上、復原された条里耕地の上に、花嶋村地頭の所領である耕地群を置き、具体的に中世耕地の検討を行なった。以下では橘薩摩一族の一族内の結合・離反、村落支配のあり方等を考えたい。

系図の信憑性　最初に一族の系図を掲げる（系図Ⅴ―1）。系図は主として「渋江系図」[1]に依拠し、欠ける部分を中村系図で補い、若干文書によってわかる箇所を付け加えたものである。この系図の信憑性を確認しておく必要があるが、大筋はかなり正確なもののように思われる。

即ちこの系図にみえる一族中、官途を有するものはそれ程多くはない。一族の始祖ともいうべき公義、公員の名乗りも十郎、与一（余一）である。ただ系図では公業の長子公益について「右衛門尉」と記す。公益自身の古文書への登場はないが、その子公助は右衛門次郎、孫公村は右衛門二郎三郎を名乗っていることが文書で確認できる。同じく系図は公義の子らのうち、公村にのみ「左衛門尉」と記しているが、その子公遠が左衛門次郎を称したこともまた、文書によって確認できる。

渋江系図の全体の史料批判は今できないが、かなり正確な情報を含んでいるといえそうである。さて公業は長嶋庄経営の史料を残していないので、その子余一公員、十郎公義からみていくこととする。

1　公員流

上村収公　公員は余一、公義は十郎を称していたから、公義が兄で十男、公員が弟で十一男ということになろうか。

この両名は『吾妻鏡』にも散見されるが、末子相続として公員が嫡子に定められており[2]、嘉禎四年（一二三八）十月廿八日、上村と惣検非違所（惣地頭職に付属すると考えたい）が公員に譲られている。上村とは河上村、大崎村、大渡村をさした（但し後述するように上村はもう一つ別の概念がある）。下村は志保江（渋江）、中村、牛嶋等今日の橘町一帯であり、最初後家に譲られるが、後公義が知行する[3]（地図Ⅴ―1参照）。

嘉禎二年（一二三六）の長嶋庄入部後四年を経た仁治元年（一二四〇）頃公業は死去するが[4]、程無く公員知行の上村が収公されるという事態がおきる。しかし上村全体三か村が収公されたのではなく、大渡村には仁治元年閏十月十三日公員宛の安堵下文[5]が出されていたし、大崎村をめぐる正安三年（一三〇一）の相論では公員とその子公綱の大崎村知行が承認されている。系図によっても公員の家系が大崎内の地名である宮裾や大渡を苗字としているように、上村の一部は収公されたが、大崎・大渡では公員流が領主制を展開する。

その上村収公の混乱の中で、既に仁治元年には下村経営を展開して

系図Ⅴ-1　橘薩摩氏系図

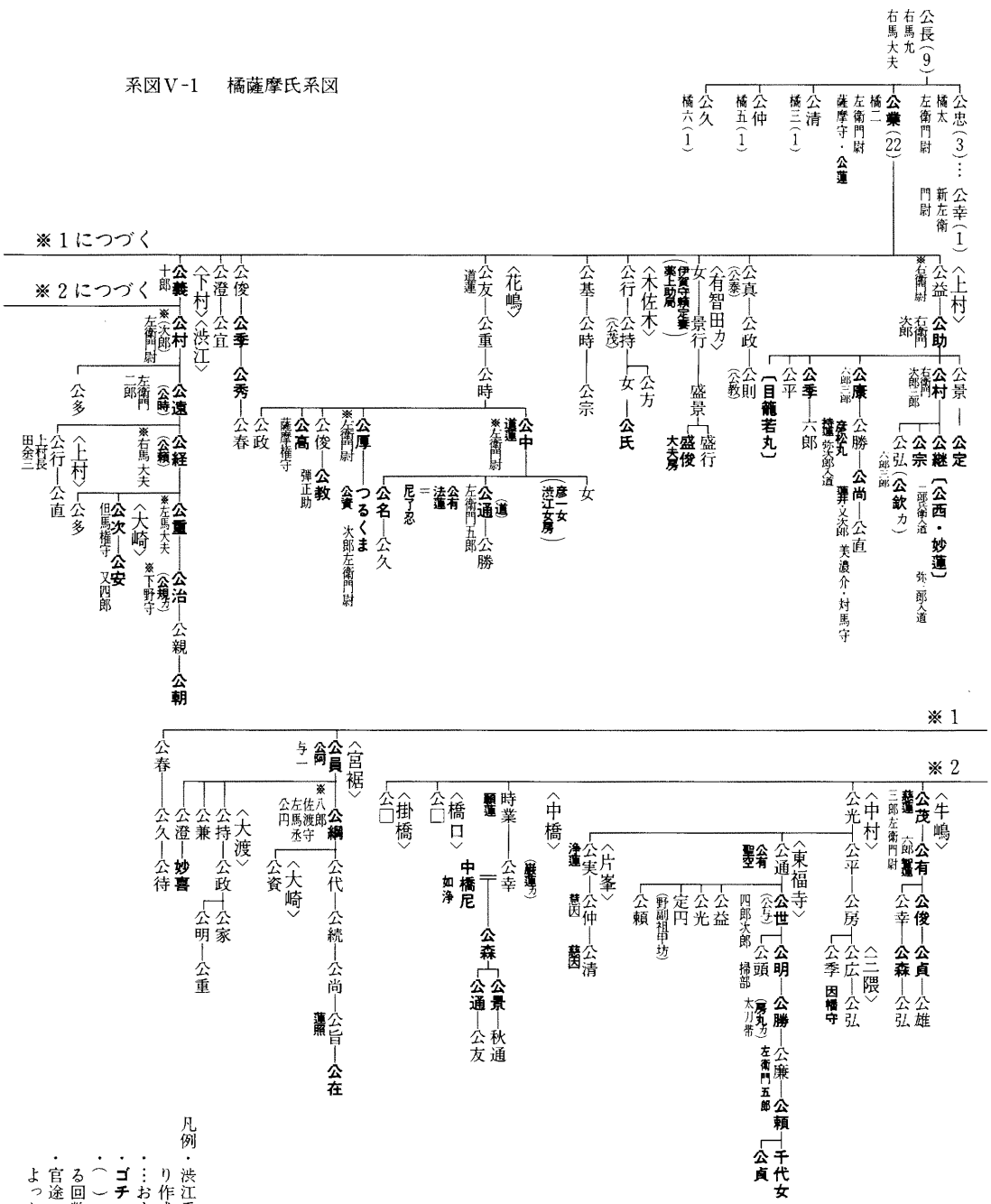

凡例・渋江系系図、中村系系図及び文書より作成。
・…および〔　〕は推定。
・**ゴチック**は文書に名のみえるもの。
・（　）内の数字は『吾妻鏡』に登場する回数。
・官途・呼び名は文書や『吾妻鏡』によったが、※は系図のみにみるもの。

いた公義が嫡流であることを主張し、嫡家相論が生じる。三年後の寛元元年（一二四三）には、幕府が公義を長嶋庄における事実上の惣領として把握し、公事をかけたことがわかるが[6]、先の大崎村をめぐる相論も、公義流の優位の中で嫡家相論に混じて行なわれたのであった。

肥後球磨郡の公員流　公員は正応元年（一二八八）肥後国球磨郡内久米郷半分地頭職を得ている[7]。一方永仁七年（一二九九）の「相良文書」中の、肥後球磨郡人吉庄に関する鎮西探題召文の宛先に「橘薩摩左馬大夫」が登場する。公員の子公綱が、左馬允であったことは正安三年（一三〇一）の史料によって確認できる[8]。したがって球磨郡の左馬大夫こそは公綱であろう。つまり公綱は永仁頃には左馬允のまま五位となり、左馬大夫を名乗ったと思われる。左右の馬允が橘氏の世襲の職であったことも想起されよう（本章四八二頁）。一族内にあっては依然嫡流相当の位置にあったように思われる。

以上から公員流のうち公綱流については、肥後球磨郡久米郷に根拠を置きながらも京都でも活動していたことが考えられる。系図によれば公綱は「八郎、左馬丞、佐渡守」とあり、佐渡守の受領を得たと思われるが、この一族にあって受領であったものは、ほとんどいない。卓越した存在だったといえよう。そしてその後裔として長嶋庄にも球磨郡にも「橘佐渡」を名乗るものが多くでる（後述）。

2　公助流

上村はどこか　さて正安の相論は公義流公遠と公員流公綱が争ったもので、公綱の勝訴となったが、その文書によると、収公された上村は仁治元年に薩摩右衛門次郎公助が給わったという。公助は公益の子であるが、公益は系図によれば公義・公員らの兄で、長子であり、多くの兄弟の中で唯一「右衛門尉」の官途を有していた人物である。嫡流ではないとはいえ、公助流はそれなりに有力な一族であったはずである。しかしこの公助の知行した「上村」は先の三か村、長嶋庄半分の惣名としての上村とは異なるようである。その「上村」はいずれの地に求められるだろうか。

前述のように上村の内大崎、大渡は公員流の知行する所であったから、残る河上村がまず考えられる。しかし弘安四年（一二八一）頃、橘薩摩河上又次郎なる人物の存在が知られるが[9]、彼は上村を称してはおらず別系と思われる。また後述する村立の史料によっても、上村と河上村が別の村落であることは明瞭である。

上村は上野と楢崎　それでは「上村」とはどの村か。「小鹿島文書」中の上村流（公助流）関係文書の多くが楢崎に関するものであり、「当村内楢崎」（上村）といわれてもいること、及び楢崎に隣接して上野（かみの）（村）という地名があることから、上村を「かみのむら」と読み、上野・楢崎の一帯に比定したい。肥前国検注帳案裏書[10]に、

なか嶋ハ上村よりはじめ（始）て山里しおさめて、千五百丁をおうわた（大渡）りにてあかり申候

とあることも、山里（武雄盆地であろう）の南端にある楢崎、上野の位置から考えて傍証としたい。また水系からいっても上村は六角川（潮

見川）の上流側に位置している。即ち初期に長嶋庄半分の惣名として用いられた上村は、鎌倉中末期には全く異なる一村の名として楢崎、上野の一帯をさすようになったのである。

楢崎の耕地は二、三の谷田を中心とする。嘉永期村絵図[11]によっても畠の占める割合が多く、水田は谷内の溜池に依存するわずかな部分ではあるが、今日楢崎の人々が所有する土地は、六角川（潮見川）右岸の河べりまで、つまり、みやこ、市場の一帯にまで及んでおり、かつての上村の拡がりを示唆しよう。また上野は虚空蔵山北面の谷田を中心としている。

公助流は上村が大崎ほか三か村に及ぶ領域であるという主張を全くしていないが、おそらく当初より上野一帯（下村や、あるいは惣名としての上村の、おそらく三分の一にも満たないであろう、庶子分としての狭少な村）を基盤とすることを承知していたのであろう。[12]

上村関係文書は大半が相論文書である。相論の相手は(1)下村地頭（六通）、(2)上村一族庶子（五通、目録にみえるものを併せれば十通）、(3)長嶋庄、武雄社雑掌（二通）に分類される。[13] (1)では楢崎の帰属が争われる。下村側は仁治元年（一二四〇）以降公業譲漏の地として文永年中（一二六四～七三）迄公義が知行したといい、一方上村側は仁治元年以降上村の内として楢崎を知行したと主張している。上村氏の基盤が安定していたとは決していえまい。(2)の惣庶間の相論において、一段、四丈といった狭少な田地を争っていることは、[14]一つは訴訟戦術であろうが、上村氏の制約された領主支配の帰結としても理解したい。

3　公義流

三家の分立　公義は嫡家相論の中で、実質的に惣領である長嶋庄惣地頭の地位を獲得したようにみえる。公義の所領は下村であり、その子たちは渋江、牛嶋、中村という三つの家の祖となっていった。下村全体の田積は三百五十丁あったが、公義は渋江家の祖となる公村に百二十丁、牛嶋家の祖となる公茂（慈蓮）にも百二十丁、中村家の祖となる公光には百十丁（百丁）を譲った。下村に関しては三家にほぼ均等に配分がなされたらしい。ほかに渋江流には高橋・有知田（内）、久津久（且）などの一部が、牛嶋流には川（皮）古山半分の地頭職が譲られていた。[15]したがって公村、公茂（慈蓮）、公光の三者は御家人としてはそれぞれ対等であったはずで、事実肥前国両使としての「橘薩摩三郎左衛門入道慈蓮」即ち牛嶋公茂の活動が、「尊経閣文庫文書」永仁七年（一二九九）六月二十六日鎮西裁許状によって確認できる。[16]公村、公茂、公光の互いに対等な三者の間では、惣領制的な支配関係は生まれにくかったはずである。[17]

さて今日の長嶋庄故地には下村の名も、渋江以下の三つの村の名前も村名としては残っていない。しかし渋江、牛嶋、中村は、潮見川に沿った森の名前として残り、かつてはそこに小さな社祠があった。

潮見川河道の変遷　中世の潮見川はこの地域において乱流していたようである。そのことは『武雄市史』（関係部分執筆者原口静雄氏）に詳しいが、以下に要約して紹介したい。即ち現在の潮見川は人工河川であり本来の本流は東川である。その根拠はまず第一に地形的理由、即ち潮見川大日井手と東川を結ぶ生見川（洪水調節装置）の両端では一メ

ートル強の落差があり潮見川の方が高いこと、第二に東川は「古江湖」と呼ばれ古図にも「古川」と記されていること、さらに旧河道推定地には砂地が含まれていること等である。次に一般に潮見川開鑿の時期は寛永二年（一六二五）の佐賀藩士成富兵庫茂安による大日井手（潮見川灌漑施設）の建設と同時期と考えられており、『市史』（原口氏）もそれを一応支持するが、二俣区保存書類の中に「大日井手御再興」などとあるから、実際にはそれ以前に開鑿されていた可能性がある。以上のように指摘されている。一、二付け加えるならば地形的な理由については大洪水がおこると大日集落の東西が浸水するにもかかわらず、潮見川流路である大日自体は島のように浮かびあがるといわれていることからもうなずけよう。また旧河道推定地と現潮見川の分岐点にある郷の木の小字市場は現在も地割が他と異なっているが、かつての集落（潮見城々下町）の痕跡であろう。この市場集落は江戸時代に水難のため楢崎に移住したと伝えている。近世になって移動せざるを得ない状況が生じたのならば、潮見川本流付替工事が近世に行なわれたことを語るもう一つの素材となるだろう。

潮見川開鑿はいつか　以上を総合すれば大日集落一帯、潮見川流域の耕地の歴史は、**第一**に自然に河川が流れていた時代（古川の時代）、**第二**に大日井手が分水路として開鑿された時期、即ち潮見川と江湖（干満の影響を受ける河川）の一支流とが結ばれた時期、**第三**に一旦の荒廃ののち寛永二年以降東川（古川）が廃され現潮見川が本流になり、現大日井手によって灌漑が行なわれるようになった時代、以上に**三区分**できよう。まず大日井手と新潮見川の開鑿時期（第二期）がいつ頃かを決定することが最初の課題となる。潮見川開鑿については潮見城防禦説、即ち潮見城外堀説もあるから戦国期潮見城主渋江氏（橘薩摩氏本宗家）によるものとも考えられようが、[18]『市史』にも紹介された元禄十年（一六九七）三方潟村絵図[19]を素材とすれば、実はさらに以前に遡って大日井手への潮見川水路の存在を考えることが可能である（写真Ⅴ―10）。この絵図は勿論成富兵庫の寛永開鑿後に画かれたものであるが、注目すべきは大日井手に近接して潮見川に沿った位置に渋江、中村、牛嶋と記されていることである（但し大日在住の吉野千代次氏によれば中村と渋江の位置は現地の伝承と異なっており、位置が逆であるという）。絵図に画かれたこれらの地はかつては「渋江の森」「中村の森」「牛嶋の森」の如く称され、領主館の森であったと伝えている。[20]近年は次第に畠に開墾され、渋江、牛嶋の森は河川改修工事によって大きく削り取られ原型を留めていない。中村館は近年一部開田した際に栗石を敷きつめた遺構がみつかったといわれており、考古学による調査が期待される所である。地籍図をみると中村館一帯は方格地割をともなっていることがわかる。また牛嶋館近傍には「刀鍛冶」「鍛冶屋の前」という地名が残っており、鉄加工業者の掌握を語っている。[21]

このように灌漑施設近辺に領主館が配置されていることを全くの偶然とみることはできず、花嶋国平屋敷と同様、用水管理権の行使と密接な関連をもつと考えるべきであろう。即ち井手の近辺に館を置き、用水操作を掌握することによって領主権を確保したものであり、したがって領主館設置の時期には今日よりは小流であったが、郷の木市場辺で分水する、旧潮見川本流よりの引水路と、その引水を分配する下

流の井手（今日の大日井手の原型）が存在したと考えたい。

分割相続　その設置の時期はいつ頃に求められるだろうか。三家の所領は下村三百五十町内橘家惣領職（渋江）百二十町、牛嶋百二十町、中村百町と広大であった。分割相続が開発を目的とし、開発適正規模に応じてなされた[22]とすれば、この下村三百五十町（当然多くの荒野を含む数値である[23]）の開発こそ三子の課題であったはずである。してみるならば（原）大日井手は文永分割譲与頃に設置された、ないしその頃には存在したと考えたい。また古図に古川の名がみえることを紹介したが、実は既に建治注文（α）にもこの古川の地名は登場している。大日井手を通る水路は「新川」と認識される程度の規模をもっていた。

三方潟の開発―干潟干拓　下村の開発対象地は三方潟と呼ばれてい

写真Ⅴ-11　改修以前の大日井樋　成富兵庫がおつぼ山神籠石の巨石を利用して作ったと伝承されている

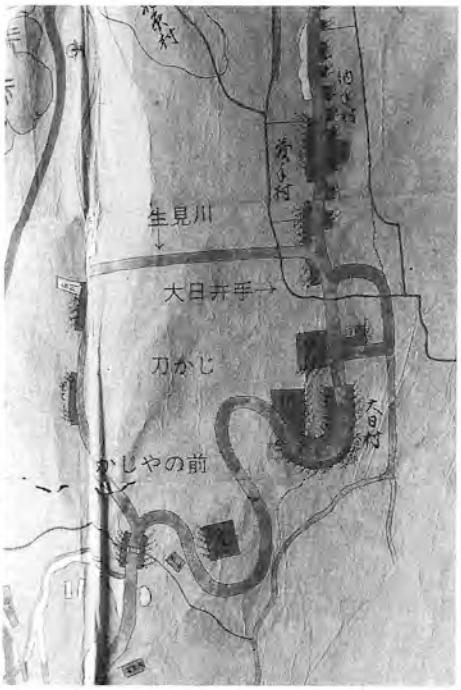

写真Ⅴ-10　三方潟村絵図より、中村・渋江・牛島（正しくは中村と渋江の位置が入れかわる）

写真Ⅴ-12　中村館跡（上流側から）　奥が潮見川の堤防、手前が旧河道の自然堤防、その間に残沼地となった旧河道が少し光ってみえる。館は自然堤防上にあった

写真V-13　大日橋からみた中村

た。「潟」とあるが、潮見川の潮汐上昇限界は大日から茂手のあたりという。三方潟は元来は有明海の潮汐の影響を受ける淡水潟湖である。その開発の様相は『佐賀県干拓史』（一九四一年刊、「白石地区及び三法潟の干拓」）に詳しいが、高燥地を順次締切りながら、潮見川堤防を強化することによって、干拓が進められた。

神となった三家の祖　さて産土神であり、武雄社とも並ぶ存在であった潮見（塩）社[24]には中宮・下宮が併設され、中宮に橘公業が、下宮に公村、公茂、公光の三家祖が祭神としてまつられている[25]。また渋江の森にあった小祠（祭神渋江公村）は河川改修でその位置こそ移動したものの現在も祭祀が引きつがれている[26]。産土神の橘氏々神化は勿論橘氏の強権を背景に考えねばなるまいが、それをともかく住民の側が受容したこと、及び近世には没落していたにもかかわらず渋江氏等を顕彰する行為が現在まで残ることは、下村開発先駆者、用水建設者としての顕彰をぬきにしては考えられないのではないか。近世の開鑿者成富兵庫、あるいは前田伸右衛門を顕彰する兵庫祭、前田祭の存在と比較してみたいのである[27]。ここでは文永前後、当時としては相当大規模な開発が行なわれたと推定しておきたい。

公業館　橘薩摩公業が長嶋庄入部後居館を構えたのは今日の潮見社中宮（祭神橘公業）の地、泉台あるいは館（たち）と呼ばれる一帯と伝えている[28]。この一帯は潮見山麓の豊富な自然湧水地帯であり、今日も潮見川左岸の水田の水がかりはすべてこの湧水によっている[29]。潮見社が武雄社と同等の社格をもっていたこと、及び立地条件からして橘薩摩氏入部以前にも在来領主層がこの地域を基盤としていたことは推測できる。伝説的要素が強いとはいえ菊池経直の墓なるものも近傍にある。高木氏を始め肥前一円には菊池一族が繁栄していたことを考えれば[30]、伝説であるからといって看過できない要素もある。旧来の開発領主（彼は没落していた可能性もある）の拠点ではあったが、在来領主層の結集点である郡衙からは隔ったこの地に、橘薩摩氏は居館を構えたのであろう。そして安定耕地における余剰生産力を背景に、下村三百五十町の開発が計画されたと考えたい。

館と舟運　なお三子館の立地条件を考える上で見落とせないのは潮見川の舟運である。潮見川の潮汐限界点が大日～茂手とされることは先述したが、『佐賀県干拓史』は（潮見川下流の）「六角川蛇行流八丁を切断し、直流にしたおり（天和年中から貞享元年へ一六八一～八四）、橘村深く遡っていた潮が一里許も行かなくなった」と記している。三法

潟内の江湖をのぼる潮を利用すれば、大量の物資の輸送が可能だった。三子館が領主機能の一つ、交通の把握に重要な役割を果たしたことはまちがいない。とすればこの三子館は花嶋村における国平屋敷・小薬屋敷がもつ両機能、即ち水の管理と、交通・流通の掌握という二つの機能を備えたものだった。

庄衙勢力への進出—中橋家の掌握　なお中橋・庄衙の立地に関連して公義の第四子とされる時業に注目したい。彼について文書の語るところはないが、系図によればその家系は中橋を苗字としていく。[31] 中橋を姓とする庄官系の家に女婿に入ったか、あるいは女子が中橋家に入ったもので、以後、事実上橘氏の勢力下にとりこんだものであろう。このことは地頭側の文永開発成功及び潮見川水運掌握の成功の上にたった庄衙の把握を語っていよう。今公業の泉台居館址と郡衙址を直線で結ぶとほぼその線上に渋江、中村、牛嶋そして中橋が並び、ややはずれて東福寺が位置する。橘氏各家の登場する史料上の初見もこの順序に並ぶ。即ち渋江・牛嶋・中村は正安三年（一三〇一）、中橋は康永二年（一三四三）、東福寺（中村惣領）は貞和六年[32]（一三五〇）となっている。東福寺谷は建長年間、在来領主らとの間で相論が行なわれた谷である。その東福寺北方片白には、京都より勧請されたという梅宮も設置された。[33] 京都・梅宮は橘氏の氏神として著名である。梅宮は潮見社と並び、地頭の守護神となったのである。まさしく庄衙方在来勢力を排除し、橘薩摩氏が地頭支配を進めて行く様相を語るといえよう。

写真 V-14　梅宮（1973 年）

建治注文の公事田　さて条里復原に用いた建治注文（α）は、領家及び地頭の公事田を配分したものである。条里復原の結果によりそれらの公事田の分布をみよう。地頭分は永崎里、林里より南方、西方に分布の密度が濃い。一方領家分（庄分）は林里一帯にも多いが、むしろ北方医王寺、勇猛寺方面にも集中している。建治段階における地頭・領家の力関係がある程度反映されているように思われる。

川子山・高瀬山開発　一方下村流の所領には川子山（皮）が含まれていた。今日の武雄市若木町川古である。正和二年（一三一三）の史料[34]によれば、川古山には「たうほした」があった。また文明十四年（一四八二）坪付中の慈恩寺免中にも「たうほした」がみえるが、不作となっている。慈恩寺とは高瀬山（現在の武雄市西川登）に廃寺が残る。[35] これらの史料にみえる「たうほした」とは、勿論「大唐法師米」、いわゆる唐法師を作付けした田をいう。唐法師は中国から輸入された湿地に強い赤米の一種であるが、山間の水田においては、唐法師の作付けによる強

湿田の開発も試みられていたことを物語っていよう。[36]

惣地頭職　以上下村三家における所領支配と、耕地の様相をみた。下村家督が保持していた惣地頭職は、渋江家（公遠→公頼[経]）から一旦中村家（公有[ミチ]）に移り[37]、さらに渋江公重に戻され、以後は渋江家が継承する。[38] そしてその後中村氏が惣地頭を自称することはない。

（1）系図は二系統ある。即ち（Ⅰ）渋江系系図（小鹿島文書系列に対応する）―渋江系譜、渋江系図（東京大学史料編纂所架蔵写本）等、（Ⅱ）中村系系図（橘中村文書系列に対応する）―橘薩摩党中村系図（佐賀県立図書館架蔵写本、『南文書』にも収録）、中村系図（『姓氏家系大辞典』四二八四頁）等がある。一部人名に違いがあるほか、前者のみに上村、有智田、花嶋系の記載があり、後者に宮裾、大崎、大渡、木佐木系庶子の註記がある等の差異がある。表示したものは文書及び両系統系図を参照して作成した。

（2）前註二―（12）（四八三頁）。

（3）小・（正安三年七月十二日）関東裁許状案（長43、佐㈢―三三）、以下の相論文書はこれをさす。

（4）公義の楢崎知行が仁治元年からであることより推定（小・正安元年九月四日橘薩摩公義所領注文〈長39、佐㈡―三三〉）。公業生存の史料的下限は前年延応元年（一二三九）である（前註二―（12））。上限が治承四年であるからその間六十年と長命である。

（5）前註二―（2）―②。

（6）中・寛元三年九月六日関東御教書案（長16、佐㈥―一）。なお没収された惣検非違所は公義知行となったらしい。

（7）小・正応元年十一月廿一日関東下知状案・佐㈡―三二。

（8）前註（3）。

（9）松浦山代文書（弘安五年九月廿五日、弘安四年八月十日）肥前国守護北条時定書下（佐㈣―一八、一六）。

（10）竜造寺文書（文永三年六月　日、佐㈢―二一七）。

（11）江口真一郎氏所蔵。

（12）正安相論で下村が、「上村は全庄の半分でそれを公助が給わった」と主張したのは訴訟戦術上の方便（虚偽）であって公助流の全く関知しないところだったはずである。

（13）(1)…佐㈡―四四、四五、四三、一九、一五、五二（長28、29、30、41、44、51）。

(2)…佐㈡―二五、二三、二一、二〇、七二（長32、35、40、106、一点は長にない）。

(3)…佐㈡―二四、佐㈢―九一（長31、54）。

（14）小・正安三年九月廿八日せんゑ文書請取状（長40、佐㈡―二一）中に「当庄本村中分状一反」あるいは「一反中分事」とあるのを田積に解釈してみた。また「玉屋里四丈押領」ともある（小、正応三年十月日上村目籠若丸代公明重申状、佐㈡―二五）。

（15）室町期についての典拠は、渋江は小・応仁二年二月十五日九州探題渋川教直所領安堵状（佐㈡―五八）、牛嶋は小・応永十三年十二月廿一日足利義満御判御教書案（佐㈡―二九）、中村については文書は残らないが後掲のものより推定。

鎌倉期についての典拠は牛嶋は小・文永九年十一月卅日橘薩摩公義譲状案（佐㈡―二六）、中村は『渋江氏由来』『橘薩摩党系図』による。中村に関しては後世の史料であるが、牛嶋に同じく文永九年十一月卅日のことと註記しており、信憑性はあるだろう。渋江については記述はないが総計より引いた。

(16) ほぼ同年の正安二年（一三〇〇）、同じく肥前国両使となった「橘薩摩彦次郎」という人物もいる（「実相院文書」正安二年八月二日鎮西御教書、佐㈡—九）。実名不明だが、惣領が次郎を称する家には渋江、上村、河上村などがあった。

(17) 慈蓮は文永九年（一二七二）譲りを受け、嘉暦二年（一三二七）の直前に所領を譲っている（佐㈡—二六～二八）。相当に長生きをしたはずであるが、一方正安元年（一二九九）には渋江の当主は既に公村の子の公遠（佐㈡—一九）であった。中村の当主は史料に出てこず不明だが、慈蓮は公遠の叔父であり、一族の長老として公遠に優越する存在であった。

(18) 外堀説は『旧藩時代の耕地拡張改良事業ニ関スル調査』（農林省農務局、一九二七年）一一三五頁。これは潮見神社鳥居下までの開鑿としており、それを鎌倉期の橘公業によるとする。但し潮見城が潮見山頂遺構に示される城郭となったのは「（応安四年）十二月五日於潮見山初構二城郭」（中・応安五年三月　日橘薩摩公与軍忠状、佐㈢—四四）とあるから応安以降のことである。それより次第に整備されて戦国城郭に到ったのであろう。

(19) 武雄鍋島家所蔵。三法潟は今日の橘町の大日一帯に相当する。

(20) 渋江とは志布江里のそれであろう。

(21) 中世城館より鍛冶遺構が検出される例については第Ⅳ部参照（五五九頁）。

(22) 五味文彦「領主支配と開発の展開」（『史学雑誌』七七—八）。

(23) 石井良一『武雄史』所収「天正年中旧記」によると渋江分八十丁、牛嶋分九十丁、中村分六十丁とある。この史料は武雄領の村々田積を記したものだが出典は不明。

(24) 武・安元二年二月　日覚俊解状（佐㈡—二九）。潮見社は佐賀郡大和町の淀姫神社（河上神社）と嘉瀬川、武雄市朝日町川上淀姫神社と高橋川の関係に同じく、河川が平野に、つまり六角川が武雄盆地部に出る地にあり、治水神としての性格も併せもつものではなかろうか。

(25) 『市史』㈠三九六頁（執筆者故石井良一氏）。中・潮見社棟札銘写（佐㈢—一二五）。

(26) 中・文明十四年十一月七日中村本領内田地屋敷注文（佐㈢—七二）に「しふへてん神（天）」がみえる（刊本はしふつとする）。渋江の森にあった小祠をさす可能性がある。

(27) 『市史』㈠一四一頁以下（執筆者真名子磯夫氏）。なお同㈠四九頁、六二〇頁参照。

(28) 毛利竜一編『潮見神社由緒記』によれば公業は「泉大夫と称し、館せられてあった所を泉台と称し」たとある。泉台が中宮。館（たち）はそれより若干山に入った三段程の平場である。館はむしろ戦国期潮見山城に対する麓居館で、泉台こそ公業館址としたい。

(29) 最大のものが泉台脇より流れ出る。泉台館の用水統制機能を語っていよう。

(30) 太田亮『姓氏家系大辞典』（高木氏の項）。

(31) 時業自身は「公」の通字を名乗らない。また中橘家は三家のように顕彰されることはない。佐㈢—八四。

(32) 佐㈡—三三、但しこれは地名で苗字としては元徳三年（一三三一）（佐㈡—一六）まで下る。佐㈡—六、佐㈢—三五。

(33) 中・康正二年二月十七日牛嶋公治契諾状（佐㈢—六六）が初見。

(34) 中・佐㈢—一二。

(35) 弘化四年（一八四七）「武雄私領村々廃壊寺院調帳」（武雄市史編纂室所蔵）。現地に墓石等が残る。

(36) 唐法師については『日本国語大辞典』、柳田国男『地名の研究』（大

唐田、または唐干田という地名)、宝月圭吾「本邦占城米考」(『日本農業経済史研究』(上)、古島敏雄『日本農業技術史』、佐賀地方における唐法師の普及については、山田竜雄「佐賀米と肥後米」(「肥前の白大唐」、『日本産業史大系』八、九州地方編所収)、『北方町史』一六一頁、嵐嘉一『日本赤米考』(一九七四年)。

なお服部「二豊のユウジャク」(大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館『紀要』五、一九八八年三月)六二頁ほか。

(37) 系図には公有とするものと公通とするものがある。有はミチと訓ずるのであろう。花嶋村の公有と公通が同一人物であることについては後註(六—(23))。

(38) 前註(五—(3))、小・正和元年十一月　日橘薩摩公頼申状(案)(長51、佐㈦—五二、刊本が文中の上村弥次郎を公有に比定するのは誤りで、持蓮〈公勝〉に比定するのが正しい。公頼は中村系図にみえ、渋江系図では公経となっている。ともに「キミノリ」と訓むのであろう)、中・正中二年八月廿九日鎮西裁許状案(長58、佐㈥—一四)。

弥次郎公有について検討しておく。この時期公有は牛嶋家にもいるが(長61、佐㈦—二八)、彼は六郎であって弥次郎ではない。系図により中村弥次郎公有(聖空)に比定する。爰蓮和与状(後註六—(25))。

六　村立事—長嶋庄における南北朝の動乱—

村立事—一族の評議　以上、長嶋庄の各村々における一族の地頭支配のあり方を、花嶋村、上村、下村等を素材に検討してみた。次にこの鎌倉期における長嶋庄各村落における一族展開の帰着を示す史料として、建武四年(一三三七)頃の村立記録(橘薩摩一族所領支配注文)を紹介したい。この文書は後欠である可能性があり、(1)起請の詞の有無は確認できないが、一揆契諾の一種であることは間違いなく、異筆の一条を含め五か条の一つ書から構成されている。

㋑「橘(異筆)薩摩一族恩賞地大隅国種嶋配分事」

㋺ 一　可レ勤二行肥前国長嶋庄并塚崎両庄仏神事以下一事

㋩ 一　可三軍忠以下弥致二忠勤一事

㋥ 一　依二軍忠浅深一一族中加二評議一合支配事

㋭ 一　村立事(孔子次第)

一　西山村分(名字記録沙汰次第)

弥次郎入道蓮妙　中上課不足之由申間、追可レ有二沙汰一之由、被レ成レ書、中ヒ課　本課中下覆勘之時中ヒ課定、

次郎三郎入道義栄

三郎兵衛入道栄真　上中課　本課上下、再往有沙汰後上中課定、

七郎右衛門入道蓮西　中下課　本ヒ、

弥六　公兄　中ヒ課　本ヒ、

弥八公末跡　十品　本ヒ、

次郎九郎公継　中下課　再往有沙汰、中下課定、

三郎入道光蓮　下上課　本課下中、後下上課定、

浦上次郎　公保　十品課(ママ)　本ヒ、

彼岸王丸　下中課　本下ヒ、後下中課定、

余一　公藤　中上課　除此内半分、後日可申、

郷房　公範　下上課、下方半分、内加増分者、依為用人、下上課定、

小中原女子　下ヒ課　本、

房丸　　十品　上滝源六子息、
次郎公隆　　十品
一、大崎村
橘佐渡四郎公高　上中課　本上下、覆勘之時、上中課定、
弥八跡夜叉童丸　上下課　本ヒ、
（以下略）

以下総員八十名に及ぶ各人について上下課（10）、上中課（9）、上下課（8）、中上課（7）という具合に下下課（2）まで九種、最後に十品（1）と十段階の評価がなされている。この数値に示された評価は何を示していようか。

異筆部分㋑は措く。㋺よりこの文書が長嶋庄と塚崎庄に関するものであること、即ち両庄における橘薩摩一族の規定であることが知られる。㋩に軍忠の浅深によって一族が評議を加え合支配（全体的配分）をするとある。配分の対象は恩賞地であろう。一族は建武三年（一三三六）四月に大隅国種嶋地頭職を得ている。[2] ㋩の具体的作業として㋭村立事が行なわれる。孔子次第（鬮によって決めた順序、各村の平等を示す）に従い、長嶋庄ついで塚崎庄の各村が、[3] そしてその各村毎に一族八十名の名が沙汰次第（孔子次第ではない）により記される。十五か村、八十名という拡がりは、おそらく一族中戦闘能力のあるものが全て網羅されていたのであろう。[4] 各人について軍忠の浅深によって決定されたのが、この上々以下十種の数値である。それは恩賞配分を決定する数値としての意味をもっていた。そして冒頭㋺に仏神事勤行を掲げるように、同時にこの数値によって仏神事負担額も決定されたと考えたい。以下この評価決定行為を「村立」と仮称する。

覆勘　この村立は一度きりのものではなく「覆勘」、「再往有二沙汰一」を行なってもいる。例えば義栄（前掲）は覆勘により中下から中々に上昇している。即ち一度目の評価に不満をもつものは、救済措置である覆勘により、さらに高い評価を得ることもあった。この注文の成立は建武四年（一三三七）四月以降でかつそれより左程遠くない時期と推定できる。地頭職拝領以降一年余の間に村立が二度に亙り行なわれたのである。以上は一族が主体となって恩賞配分を「共和的」に行なったこと、村立、覆勘の主体が一族一揆であることを語っている。時には低い評価に不満をもつものに対して、「覆勘棄損了」と強権を発動することもあった。一族一揆は自立した意志決定機関であった。

評価された数値の意味　それでは最初に、各員が評価された数値の意味するものを考えてみよう。軍忠の浅深を反映したこの数値は、戦闘行為という偶然的要素によって決定されている。しかし本来軍忠とはその人のもつ郎党、所従に（即ち家格に）、そしてその背景となる所有する生産力に規定されるはずである。即ちこの数値は家格、そして所有する生産力と相関々係にあることが予測される。まず下村から検討を始めたい（表V—3参照）。

惣領格は上々課　下村の内、他の文書にみえる人物は公重、浄蓮、聖空、厳蓮、慈因である。下村惣領であり長嶋庄惣地頭でもある渋江惣領公重は当初より上々（10）、中橋家惣領と考えられる厳蓮、[5] 中村家惣領（東福寺家）聖空（公有）[6] はともに当初上中課（9）で、覆勘により上々課

表 V-3　村立事にみる課品数

下　村	上上、上中、上下、中上、中中、中下、下上、下中、下下、十品	備　考
孫次郎公重	10	
七郎次郎公広	6	
三郎入道浄蓮跡	5 (←4)	
弥三郎入道厳蓮	10 (←9)	
聖空房	10 (←9)	
三郎入道慈因	7 (←6)	
孫四郎公兼	3 (←2)	
五郎太郎公明	7 (←6)	
孫五郎公時	1	
三郎次郎公豊	2	
女子代孫三郎公明	2	
女子代	(3→) 2	辞退
女子代公森	2	
女子代松寿	1	
弥十郎公胤	7 (←4)	加増之時沙汰
弥次郎久治布留	1	
上　村		
弥二郎入道持蓮	10 (←9)	御下文持参
新三郎公拾	7 (←6)	
弥五郎公家	2	
五郎次郎公春	2	
姫鶴丸	(4←3) 2*	(下々は下上の誤りか)
花嶋村		
次郎左衛門入道幸蓮	10 (←9)	
薩摩権守公高	10 (←8)	
弥次郎公頼	7	
弾正助公教	7	
次郎左衛門尉公資	10	
彦四郎左衛門尉公守	3	
左衛門三郎跡孫鶴丸	4	
弥四郎公豊	3	
左衛門次郎公名	2	
有智田村		
大夫房盛俊	10	
大進房俊治	7	
六郎入道	2	
大弐房	2	
又四郎入道明蓮	2	
四郎次郎	2	
大崎村		
橘佐渡四郎公高	9 (←8)	
弥八跡夜叉童丸	8	
大渡村		
新次郎公政	10	
余七公藤	10 (←9)	
妙喜跡	2	

表 V-4　村立事にみる各村々

		上上(10)	上中(9)	上下(8)	中上(7)	中中(6)	中下(5)	下上(4)	下中(3)	下下(2)	十品(1)	延課品数	延人数	女子
長嶋庄	下村	3			3	1	1		1	4	3	76	16(7)	4
	西山村		1		2	2	2	2	1	1	4	62	15(5)	1
	花嶋村	3			2			1	2	1		56	9(2)	
	河上村	1			1		1		1	2		29	6(2)	
	有智田村	1			1					4		25	6(0)	
	大渡村	2								1		22	3(1)	
	上村	1			1			1		2		17	5(3)	
	袴野村			1				1		1		15	3(1)	
	永野村	1						1				14	2(1)	
	大崎村		1	1								14	2(1)	
	木佐木村						1	1				11	4(0)	3
塚崎庄	広瀬村								1	2		7	3	
	長松村					1						6	※	
	桃河村									2	1	5	3	1
	波佐木村							1				4	1	

（課品別分布表）単位：人　（延課品・人数表）

〔注〕延人数中〇内は女子代の人数、（　）内は覆勘により上昇した人数。
但し、塚崎庄については注記がないため割愛。※長松村は２名として記載されているが、実際は１名として扱われている。

女子　延人数　延課品数

(10) に上昇している。即ち上々を占めていたのは下村の内各惣領三名だったことがわかる。次に中上課（7）が三名いる。中村家の庶子で片峯氏を称した慈因[7]はこの内の一人である。有力庶子クラスが中課層といえよう。中以下の層は他の文書に現われないが、渋江、中村等の家において、新たに片峯氏のような独立した家を創出し得なかった庶子層であろう。女子代は下々課（2）か十品（1）に集中しており低い位置づけである。

上村では惣領弥二郎入道持蓮[8]が上中より上々に、有力庶子公拾が中々より中上に上昇している。後に持蓮の孫公直と、この公拾跡人々が相論、和与した史料が残っている[9]。

花嶋村の場合、前節にみた道蓮譲状及び系図を参照して考えたい（史料は後掲五二二頁）。道蓮孫、嫡子であった幸蓮（公中）は上中より上々、その弟と思われ、薩摩権守を名のる公高は上下から上々と二段階の特進である。当初より上々であった公資は、おそらく譲状中で公中に匹敵する田積を与えられたつるくま（公厚子）であろう。暦応四年（一三四一）に惣領幸蓮（公中）と公厚跡人々（公資らであろう）が敵対していること[10]、康永二年（一三四三）公資が幸蓮嫡子公通に対し上村持蓮、中橋厳蓮、片峯慈因らとともに「こうしう」（＝口入）申している[11]ことが注目される。当初は惣領職をもち得なかった公資の方が強大となったのであろう。中上課の公教は系図では公中弟公俊の子という。

有智田（内田）村では惣領と考えられ、観応擾乱時に軍勢催促状[12]、感状[13]の宛先となっている内田大夫房盛俊が上々課、大崎村の場合も軍勢催促状[14]の宛先となる橘佐渡四郎公高が上中課である。

以上史料を残す五村の様相をみ、惣領制内での位置づけと村立にみる課品が対応すること、即ち惣領は上上か上中、有力庶子家が中課、それ以下の弱小庶子及び女子（代）が下々課か十品であることをみた。

村立にみる各村の位置づけ　次に村立事にみる庄内の各村落の位置づけを検討したい。表Ⅴ―4は村落毎に課品別の人数分布と、延課品数、延人数を示したものである。延人数中にそれに含まれる女子（代）、及び覆勘により上昇した人数も示した。表中延課品数の多いもの程、その村落を根拠とする一族全体の家格が高いこと、そしてその背景としての、その村落の生産力の高さが示されていると考えることは大筋において誤ってはいまい。

下村　例えば惣地頭渋江氏の経営地である下村は延課品数、人数において群を抜いている。このことは長嶋庄千五百十七丁中四分の一に近い三百五十丁という田積からしても当然といえよう。また女子（代）四名という数字は他の村落ではみられぬ所である。このことは女子相続のあり方を考える一つの素材であるが、課品は低いながらも、前節で述べた惣領制、分割相続の順調な展開が、女子相続（女子が軍役を負担し得る所領を得ること）を認めたと評価できよう。

西山村　次に延課品数・人数ともに第二位である西山村についてみてみよう。実は西山村分としてみえる十五名のうち、各系図類にその名のみえる人物はいない。これは西山村分のうち、高い課品を得た四名がみな法名（蓮妙・義栄・栄真・蓮西）であることとも関連しようが、西山村の一族が、下村や花嶋村の一族とは別個の行動をとったが故とも考えられる。

いく分のちの史料となるが、応安八年（一三七五）二月　日の「姉川文書」式見兼綱軍忠状（『南北朝遺文』九州編五―五一七〇）には「橘家一族」として「西山将監入道蓮照」の名がみえている。肥前国彼杵庄の式見兼綱と兄弟であったという蓮照は、今川了俊方の中心人物として西山城を中心に行動し、武雄山凶徒とも対立している。蓮照は永和四年（一三七八）二月七日の「武雄神社文書」（武一八四）にも橘公在とともに社領を寄進した人物として名がみえている。彼が寄進したのは「長嶋庄花嶋村内蓮照知行分」であったから、西山蓮照の所領が花嶋村にもあったことがわかる。なお中村系図は、蓮照（公旨）――公在親子を、公員の末裔で、宮裾氏の一流として位置づけている（後述）。

このように西山氏一族に関する史料は断片的であるが、応安―永和の頃には「橘家一族」の中心人物として活躍したことが知れる。村立記録における第二位の位置づけは、そうした実力を示していよう。

花嶋村　次に第三位の花嶋村をみる。先にもみたように、系図中の人物で官途を有する人物は非常に少ないが、花嶋村の公仲（幸蓮）、公厚、公範はそれぞれ系図中に右（左）衛門尉、左衛門尉、弾正忠、と官途が記されている。村立記録をみても、

一花嶋村

次郎左衛門入道幸蓮　上ニ課本上中

薩摩権守公高　上ヒ課本上下、爰対于一族御感之間、依恩顧、被昇上課了

弥次郎公頼　中上課

弾正助公教　中上課

次郎左衛門尉公資　上ニ課
彦四郎左衛門尉公守　下中課
左衛門三郎跡孫鶴丸　下上課
弥四郎公豊　下中課
左衛門次郎公名　下ニ課

とあって、自身官途を有するものや、官途に関連する呼称をもつものが九名中七名と多いが、実はこれは花嶋村のみにみえる現象であって、他の村には官途をもつものはおろか、官途にかかわる呼称をもつものさえおらず、わずかに西山村の二人（三郎兵衛入道栄真、七郎右衛門入道蓮西）を除けば、みな孫三郎とか五郎太郎という名ばかりである（ほかに有智田村の場合、大夫房、大弐房など「房」がつく人物の中には、官途にかかわる呼称のものもいる）。

花嶋村の場合、とりわけ公高が「薩摩権守」を名のっていることが注目される。橘薩摩一族において「薩摩守」になることは、まさしく一族の統轄者になることを象徴している。公高覆勘の理由が「一族御感」「恩顧」であることもこれに関連しよう。

これらのことは延課品や延人数では三位であるが、花嶋村の家格が、下村や西山村よりも上位であったことを示していようし、その活動の場が長嶋庄のみではなく、むしろ京都にあった可能性を示唆している。このうち後者の点が、のち花嶋村の一族が長嶋庄における領主支配を順調に行ない得なくなることの伏線になる。

参加者の少ない村　次に反対に村立にみえる人数の少ない村をみてみよう。参加者が三名であった村は長嶋庄では大渡村、袴野村、二名にすぎなかったのは大崎村、永野村である。また塚崎庄の各村も一～三名と少ない。

長嶋庄の四か村の場合、人数こそ少ないが必ず上課のものが含まれている。特に大崎村は二名ともに上課、大渡村は三名のうち二名が上課、それも上々課である。このうち大崎村については若干関連史料があるのでみてみよう。

大崎村　まず橘佐渡四郎公高であるが、南北朝内乱初期の「小鹿島」・「橘中村」両文書中には軍勢催促状がきわめて少なく、前者に建武・暦応期のものが三通あるにすぎない。そして実はその宛先は三通ともに「橘薩摩佐渡四郎」なのである。このことは南北朝動乱初期には、足利政権が佐渡四郎公高が嫡流であると認識していたことを示していよう。

次に弥八跡夜叉童丸についてであるが「橘佐渡弥八公好」という人物がいる。先に述べたように、橘佐渡守公綱（左馬大夫）は肥後球磨郡での行動が確認できたが、橘佐渡弥八公好の基盤も球磨郡である。

彼が最初に登場するのは、実は京都であった。建武元年（一三三四）九月、足利尊氏が後醍醐政権の内部にとどまっていた時期に、賀茂社行幸に供奉した尊氏の隊列の中に公好の名を見出すことができる（「小早川文書」「朽木文書」、『南北朝遺文』中国四国一―六七、六八）。つづいて建武三年（一三三六）、京都での合戦に敗れて足利尊氏が九州に下向した際には、公好は四月二十日に球磨郡を出発し、尊氏の上洛に供奉した。四月二十二日の八代庄における合戦では、他族である相良氏

の親類・若党らの討死や疵までを公好が注進しているから、公好が大将格であったことはまちがいない。但し建武四年（延元二年〈一三三七〉）四月の合戦で橘薩摩弥八、即ち公好は菊池武重や阿蘇惟澄らとの合戦に敗れて討死している（以上『大日本古文書』「相良家文書」八二、一二〇、「阿蘇文書」一二二）。

なお同じ橘佐渡氏の中でも公好と敵対した人物として橘佐渡八郎の名がみえる。また観応擾乱時に直冬党として活躍した人物に橘遠江入道々公がいるが、彼は八郎の系譜を引く人物であろう（「相良家文書」一四二、一五六、一六一、一一六）。また「祢寝文書」には正平廿四年（一三六九）頃、佐渡守公頼、永和三年（一三七七）に橘公冬がいるが[15]、佐渡守を称したのは公綱流における嫡流意識のあらわれといえる。

以上球磨郡における橘佐渡氏の行動をみたが、公員―公綱流、即ち大崎一族の主要な拠点が実は、肥前長嶋庄からは遠く隔った球磨郡にあったことが確認できた。また弥八公好が建武四年に戦死していることから、弥八跡と記すこの年欠文書・村立事の作成上限をこの年に置くことができた。

村立に参加した人数は少ないが、課品が高く位置づけられている村は大崎村、大渡村等であった。この両村は仁治から正安にかけて公員―公綱流に譲られた村々だった。公員は公業が嫡子に認定した人物である。したがって公員流には出羽男鹿嶋（おがしま）の地もかなりの部分が譲られていたはずである。長嶋庄・塚崎庄に関する村立に大崎・大渡の村の参加者が少なかった理由は、おそらく彼らが肥後や出羽に拠点を有していたためであろう。彼らにとっての村立は、嫡子該当人物、ないしその代官が少数参加し、高い課品を得ればよかったのである。この点西山村、河上村、下村、有智田村等、下々課、十品クラスの庶子までもが多数参加した村々とは異なっていた。

宮裾氏　但し大崎村に関連して留意しておきたいのは、大崎村内に宮裾という地名があるが、この宮裾を姓とした橘薩摩一族がいるにもかかわらず、村立にその名がみえないことである。即ち元亨二年（一三二二）の二通の武雄大宮司代申状[16]に、黒髪村内林口田地ほか勲功地を押領した人物として、

橘薩摩兵衛三郎入道（今者死去）　（五月　日）
宮裾兵衛三郎入道　（閏五月　日）

の名がみえるが、同一人であろう。また建武二年（一三三五）六月　日の東妙寺文書（『南北朝遺文』九州一―二六九）に、

宮裾三郎公明子息道勝

の名がみえるが、公明は宮裾兵衛三郎と同一か、その子と考えられる。渋江系図では公員の孫、公綱の甥に公明の名を記している。また先述した西山蓮照も系図では宮裾氏の一族であった。

したがって公員流には肥後球磨郡や出羽男鹿嶋を本拠とするものもいたが、一方では長嶋庄の西山村や宮裾を拠点として行動するものもいたことになる。

宮裾氏は長嶋庄の西方に隣接する黒髪村で行動し、「姉川文書」や系図によれば西山村にも入部していたわけだが、村立の西山村には「上滝源六子息等」もいた。上滝は大崎の西方、宮裾の隣接地の地名である。[17] この上滝氏の縁戚者が西山村にもいたことになる。

村立に宮裾村の名はなかった。公員の系譜をひくが庶流であった宮裾氏は、嫡流大崎系への遠慮ないし対抗関係上、西山村分に登場していた可能性がある。その推察の根拠となるものは系図の記述と、両者の地縁関係の二点にすぎないが、確かに宮裾兵衛三郎の縁戚らしき人物、つまり兵衛を名のる人物は、西山村の三郎兵衛入道（栄真）以外にみあたらないのである。

西山村は南北朝期以前の史料には殆ど登場しておらず、橘薩摩氏以外の他氏の所領であった可能性も多分にあるが、公員流のうち大崎村では領主支配を展開し得なかった一流が、この地に拠点を置いたことも十分考えられよう。

大渡氏　同じく公員所領であった大渡村のその後をみる。先年惜しくも多数の文化財とともに焼失してしまった肥前小城郡岩蔵寺過去帳に「大渡ノ公助」をはじめ大渡を苗字とする人物が七名登場している。[18] 永享六年（一四三四）武雄神社文書にみえる大渡豊前守公元の一族であろう。大渡にも独自に領主支配を行なった一族がいたのである。

村立―一族一揆の成立過程　以上村立事にみえる各村々の状況を検討した。以上を踏まえ、この一族一揆の成立を次のように考えたい。建武三年（一三三六）三月の足利尊氏九州上陸以降、橘薩摩氏は一族として戦闘に参加する。それ以前の着到状は性空（聖）のそれの如く個人で申請されており、一族の戦闘参加が惣地頭公重の強力な軍事指揮下にあったのかは不明である。一族宛に恩賞地種嶋が与えられたのは建武三年四月七日、多々良浜勝利のわずか一か月後であり、この数日前に尊氏は既に九州を離れ東上している。この慌しさの中で上級権力（尊氏）は橘薩摩一族個々の軍事行動を評価する余裕はなく一族宛という形で恩賞を与えた。

実際に橘薩摩氏の一族結合においては、下村、西山村、花嶋村などに有力者がおり、庄外には橘佐渡氏がいるといった状況にあって、誰が本当の惣領であるのかは誰にもわからず、また誰かを惣領として把握したとしても、惣領による一族支配が有効に行なわれることは全く期待できなかった。

尊氏の一族宛の下文がどのように下されたものか詳細はわからないが、暦応三年（一三四〇）五月には一族として言上し、下文に恩賞として記されていた大隅国種嶋（種子島）地頭職を請求するに到っている。[19] その中心となったのは下村惣地頭公重であろう。村立はこの前後における数次の一族合議を反映している。今この村立における覆勘のあり方に注目してみると、下村が十六名中七名と過半数に近い上昇者を得ていることに気づく。これは他と比較してきわめて多い。「孔子次第」と一見平等性を謳うものの、下村の主導性をそこにみることができる。勿論八十名に及ぶ拡がりと覆勘及び覆勘棄捐という集団的意志決定は、一族への恩賞という上級権力から与えられた契機と所領拡大の欲求によって初めて成立したのである。

この一揆はこの後、恒常的に機能することはなく短命に終わったと

思われる。一揆を成立せしめた種嶋地頭職は一族の度重なる請求にもかかわらず結局は不知行のままであったし、[20] また一揆を指導した下村内部には渋江―中村間の対立が顕著になっていくからである。観応擾乱は一色党（尊氏方）についた渋江氏と、少弐党（直冬方）についた中村、有智田氏という分裂を生んでいる。[21]

しかしこのことによって一揆を過小評価することはできない。延文六年（一三六一）三月九日武雄社に奉納された橘薩摩一族十六名の孔子次第による連署契状[22]は、冒頭の（渋江）公規[23]の署名に象徴されるように、[24] 渋江氏の主導により再編された一揆であろう。[25] 再編された一揆は、一族の相続に際し、

（案文）あんもんニ一そくの御はんを申てたふ、
於道蓮手継者、分失（紛）之間、以当家御一族連判之状、当名知行于今
無相違、

とあるように、[26] 案文に正文と同じ効力を保証し、かつ相続を公認するなど、「一族」として恒常的に機能していた。

橘薩摩氏の一族としての結合は他家も「一族」「人々」として認識するところであった。応安四年（一三七一）十二月、今川了俊は九州に上陸するが、「詫磨文書」には、了俊に同心した人々の着到として、

勝一揆　大村、白石、蒲池、平井、多久　頓野
橘家人々

と記している。[27] また応安八年（一三七五）、西山蓮照らが「橘家一族」と呼ばれていたことは先にみた。卓越した惣領をもたなかった橘薩摩氏は、南北朝期を「橘家」「一族」としてまとまりをみせながら、乗り切っていったのである。

（1）長76、佐(七)―四七年欠、原本は六枚の全紙に書かれた後、最後の一行が七枚目の料紙に書かれ、そこで切断されている。さて長嶋庄、塚崎庄という記載順序からすると欠損部分はあったとしても少ないはずである。私はこの文書は案文であると考えており（下村、浄蓮の「後下訖」は「後中下訖」、上村姫鶴丸「下ヒ課」は「下上課」とあるのが正しく、いずれも写し誤りと考えたい。正文は神社に奉納されたのであろう）、後欠部は神への誓文の部分があったと考えている。いずれにせよ長嶋庄について検討する場合は全貌が明らかにされていると考えてさしつかえない。なお他の文書から知られる村で、村立に記載のない村としては南北朝期以降、志田村の名がみえる（周防照円寺文書・建武元年五月五日〈『南北朝遺文』九州一―四六〉、ほか永正三年〈一五〇六〉、同四年〈一五〇七〉の史料〈佐(三)―七四～七六〉）。但しこの長嶋庄志田村は杵嶋郡ではなく、藤津郡に比定されている（角川『日本地名大辞典』佐賀県）。また志久村も村立にないが、この村は渋江氏の所領であった（佐(七)―六〇、六二～六五）。

（2）中・（建武三年四月七日）某勲功賞宛行状案（足利尊氏カ）（長75、佐(三)―二二）、中・（暦応三年五月　日）橘薩摩一族軍忠状案（長79、佐(三)―二〇）、中・（貞和二年九月廿六日）高師直施行状案（長88、佐(三)―三二）、中・（貞和三年三月廿八日）引付頭人上杉朝定奉書（長89、佐(三)―三三）。

（3）長嶋庄内の各村については地図Ⅴ―1参照。塚崎庄内の村について

は、桃河は伊万里市桃ノ川（松浦川水運を利用した石坂―桃川―川古―高橋という交通路〈『市史』（上）一二二頁〉に注目したい）、広瀬は東松浦郡有田町広瀬、長松は武雄市富岡町永松に比定する。

塚崎庄について文献より知る所は少ないが、塚崎（武雄市柄崎）から伊万里に迄及ぶ領域の拡がりは、かつて治承の頃伊万里浦を知行していた墓崎（塚崎）地頭（後藤）宗明のそれを連想させる（「伊万里文書」建保六年八月日源披譲状案・『鎌倉遺文』四―二三九五）。立庄の中心人物に後藤氏を考えたい。

(4) 下村の牛嶋家がみえないことについては後考に待ちたい。

(5) 小・康永二年四月十日橘薩摩公道押書状（長83、佐㈦―六）。中橋家は下村の一家であるが、その動向は明らかではなく、のち三家（渋江、牛嶋、中村）のように潮見社祭神として神格化、顕彰されることはない。なお勇猛寺には「文亀三年八月吉日大願成就橘中橋公□□道元忠敬白」なる石塔銘がある。

(6) 前節に述べた如くかつて惣地頭。他に「武雄鍋島家文書」・建武元年八月四日肥前国目代源処英召文（長69、佐㈥―二）、中・建武二年正月　日橘薩摩性空着到状（長72、佐㈥―一九）、同言上状（後註七―（二〇））。

(7) 前註（5）（押書状）、但し両刊本が「しねん」とするのは「しゐん」の誤り。他に小・建武元年八月五日肥前国目代源処英召文（長70、佐㈦―一〇）、武・建武三年七月七日沙弥慈因請文、同起請文（佐㈡―一二一、一二二）、武・延文六年三月九日橘公規等連署状（佐㈡―一六三、但し花押は異なっているので別人〈浄蓮孫カ〉の慈因の可能性もある）。なお系図の一本が本文の慈因を同時に存在した浄蓮（前掲・小・源処英召文）の孫とするのは疑問がある。浄蓮跡は中下課。

(8) 上村弥次郎入道持蓮は小・正和元年十一月日橘薩摩公頼申状（長51、佐㈦―五二）にみえるが、上村惣領であった彼は年代からいって嘉元四年（一三〇六）彦松丸と呼ばれた公康息であろう（小・同年九月日橘薩摩公時申状、長44、佐㈦―一五、系図によれば公勝）。

(9) 小・（応安五年六月六日）橘薩摩公道申状（長116、佐㈦―七二）。

(10) 中・（暦応四年九月六日）橘薩摩幸蓮譲状（長82、佐㈥―二六）、後註（七―（11））。

(11) 前註（5）押書状。

(12) 渋江芳称氏所蔵文書・貞和六年正月廿九日足利直冬軍勢催促状（『大日本史料』六―一三―四二〇頁）。

(13) 小・貞和六年三月廿二日今川直貞感状（佐㈦―一七）。

(14) 小・建武四年七月廿六日及び暦応二年八月十八日一色道猷軍勢催促状、建武五年八月四日少弐頼尚軍勢催促状（佐㈦―一一、一二、七）。

(15) 服部「相良氏と南九州国人一揆」（『歴史学研究』五一四、一九八三―三）、なお「小鹿島文書」（佐㈦―三）によれば、正平廿一年（一三六六）橘公多が左衛門に「球磨郡久米郷東方下分宮原（みやのはら）」を譲っている。公多は公頼の父であろうか。

(16) 武・年欠中原（上滝）重弘請文案（長12、武㈡―四四）。

(17) 武・元亨二年五月　日武雄大宮司藤原頼門代康門申状、同年閏五月日頼門重申状（佐㈡―八九、九〇）。

(18) 小城町文化財調査報告書第三集『岩蔵寺資料集』（一九八六年）。

(19) 中・佐㈥―二〇。

(20) 前註（2）。この時、種嶋を「押領」していた肥後氏はのち島主化し、種嶋氏を称した。五味克夫「名越氏と肥後氏」（中世史研究会『会報』30）。

(21) 中・貞和六年六月廿日橘薩摩公世軍忠状（長93、佐㈥―三五、証判は今川直貞）、前註（12）（13）、『渋江氏由来』『後藤家戦功記』（当主

を公経（キミノリ）とするのは公規をさすか〈公頼（キミノリ）では誤り〉。『市史』（上）四一三頁。

(22) 武・佐㈠—一六三。

(23) 公規については中・正平十六年八月廿七日橘薩摩公有譲状（長100、佐㈦—四一）、この公有は公蓮（花嶋幸蓮）子であるから、刊本が智蓮に比定するのは誤り、幸蓮嫡子公通と同一人物である。有をミチと読み、通の字も用いたことは前註（五—(37)）。中・正平廿三年六月八日越前守基藤請文（長103、佐㈦—四二）。

(24) 孔子次第となってはいるが、冒頭の位署はからかさ連判の下部中央位署者の地位（『中世政治社会思想』〈上〉一九七二年刊、五三九頁）と同じ意味をもっていよう。

(25) 十六名中他の文書に名を残すのは公尚—上村持蓮子、慈因—片峯氏（前註(7)）、公森—中橋氏（中・かうゑい三年二月十七日中橋尼如浄譲状〈長84、佐㈦—二七〉、中・貞和二年正月廿二日沙弥爰蓮沽却状〈長86、佐㈦—二九〉、小・嘉暦四年二月廿七日沙弥爰蓮和与状〈長62、佐㈥—一四〉、「後藤家事蹟」所収永徳三年十二月　日　今川貞臣書下写）。公尚については今川了俊の九州上陸のあった応安五年（一三七二）頃、上村公尚—高橋真阿—渋江公規という結びつき、及びそれに対する上村公直の対抗勢力があったこと、そして前者の敗退が知られる（小・応安五年十二月日橘薩摩公直申状、長108、佐㈦—七三）。

(26) 公円譲状（後註七—(七)）、公有譲状（前註(23)）。

(27) 『南北朝遺文』九州編五—四九三三。

七　文書の伝来—むすびに代えて—

土与丸名・久治布留にかかわる文書　渋江家に集積された小鹿島文書、中村家に集積された橘中村文書には庶子系村落の関係文書が多く含まれている（表Ⅴ—5参照）。これらは彼らが集積した所領群に対応するものであろう。例えば橘中村文書中の藤津志保（塩）田方土与丸名（大草野北方であろう）[1]関係文書群は、所領に「代々下知状手次取そゑ候て」、応永三年（一三九六）道秀（＝白石大草野通秀）より中村房丸に譲られている[2]。

またこの中村房丸は久治布留一帯に所領を得ているが[3]、久治布留及び隣接する津山一帯[4]では藤原長命丸（橘津山新左衛門尉公通の童名）が三人の異なる養父（れん与、ちもん、中橋公森）より養子関係を名目に所領を集積していた[5]。久治布留関係文書の伝来も長命丸を経て中村房丸に所領が集積されることに対応していよう。

花嶋村の文書　花嶋幸蓮子惣領彦一女が渋江女房と呼ばれ[6]、また恒清名をしふえ又二郎さへもんきんときが得ているように[7]、花嶋関係文書の一部が「小鹿島文書」に伝来したことも同様に所領集積にともなうものと考えたい。

花嶋村出自の家は地頭による在地支配を展開できずに下村に吸収されていった。花嶋村総田数は六十丁弱であり、下村三百五十丁の約六分の一にすぎない[8]。この田積において下村の四分の三に相当する延課品数を獲得しているが、その中には上々課が三名おり、下村と同様の

表 V-5　文書伝来

(1) 小鹿島文書の伝来

	鎌倉 正	鎌倉 案	鎌倉 計	南北朝 正	南北朝 案	南北朝 計	室町 正	室町 案	室町 計
渋江本宗	1	1	2				16	①	17
花嶋系	1	1	2	3+①		4			
上村系				3	2	5			
上村相論関係※1	4	5+①	10	1		1			
大崎系		①	1	6		6			
牛嶋系		①	1	1		1	4	(①)※2	4
内田系				1		1			
一族全体					1	1			
不明				1		1	2		2

※1 上村相論関係文書の内訳

	上申文書※6 正	上申文書※6 案	下達文書 正	下達文書 案
上村系	2	3	1	
下村系	1	2		①

(2) 橘中村文書の伝来

	鎌倉 正	鎌倉 案	鎌倉 計	南北朝 正	南北朝 案	南北朝 計	室町 正	室町 案	室町 計
中村本宗※3	3	3+①	7	5		5	52 (43)	3 (2)	55 (45)※4
土与丸名主系	2		2	2	①	3	1		1
大草野北方※4							8	1	9
花嶋系	2		2	4 (3)	※5	4			
中橋系				2 (3)	1	3			
久治布留系（津山）				2	2	4	2	1+①	4
志久系	1		1						
古川系				1		1	1		1
木佐木系							1		1
渋江系	2		2	1		1			
一族全体				2	2	4			
家臣団坪付							13		13
不明	1		1	4		4	2		2

〔注〕小鹿島文書は全点、橘中村文書は佐 18-1～122 迄を分類した。○内は連券、連券は全て 1 通と数える。※1、上村相論関係文書は別掲のように上村に下達される文書の正文を含んでいるから、おそらくは上村伝来文書であろう。※2、この連券は鎌倉期のそれに同じ。※3、高瀬山関係も含める。※4、土与丸名は応永 3 年の中村氏への譲与後、大草野北方と称したと考えられる。大草野北方関係は全て中村本宗関係である。上段本宗分の（　）内はそれを除いた数。※5、中橋→花嶋への譲を含む。（　）内はそれを中橋系とした数。※6、上申文書の正文は残らないはずであるが、花押、裏花押のあるものを正文として扱った。

三家鼎立状況があった。花嶋村のみを基盤とした領主支配の展開ではこうしたことはあり得まい。彼らの基盤は花嶋村のみならず、他にあったことを予測したが、結局花嶋村には卓越した領主は出現せず、花嶋村系による地頭支配は分解していった。(9)

但し下村に隣接する花嶋村の文書は、渋江、中村両家に複雑に伝来している。例えば幸蓮譲状五通の内、彦一女へのそれは先判（正文）が小鹿島、後判（案文）が橘中村、(10) また法蓮（公通）(有) に譲った同日一筆の譲状正文三通は継目裏花押を共有する二通が小鹿島、それのない一通が橘中村、(11) と分割されて伝来した。

系図では南北朝期以降、大崎、上村が新たに渋江家より、同様に花嶋系のはずの三隈氏が中村家より派出したことになっている。このような新たな所領集積の動きに対応するものと考えたい。一族系図のうち渋江系の系図にのみ上村、内田、花嶋系の記載があることもそれと関連があろう。(12)

したがって両文書について、一つの文書群が（その本来の文書の生命を失った）「ある時期に二分されたもの」(13) とすることは適切ではあるまい。これらは効力をもった文書群としてその効力に即して両家に吸収、集積されたのである。

三家鼎立と渋江流への収斂　南北朝内乱が終息する頃には各家の庄外での活動もみられた。松浦郡鏡宮の応永二十六年（一四一九）に社殿を造営した人物の名を記す棟木銘には、

惣公文橘朝臣公治

とある。[14] 公治と名のった人物は系図では渋江公重の子、文書では牛嶋公治（後述）がいるが、前者か。

年欠閏十月廿八日の大村家徳書状は家徳の活動期間と閏十月の記述から宝徳元年（一四四九）のものと推定されるが、[15] この時牛嶋知行分九十一町をめぐって、渋江―牛嶋間には深刻な対立があったようで、牛嶋方の「勢遣」さえ行なわれている。しかし享徳四年（一四五五）三月には渋江公代が中村播磨守にあて、所領知行を確認する書状を出し、その中で、

大少事、我等一所御坐あるへく候

と盟約関係を結んでいる。つづいて同年十二月には渋江公代が中村殿に対し契状を出すが、その中で、

一　牛嶋方と雖和与候、夫様と我等事者、一味同心申承……

と記しているから、従前、牛嶋と中村は対立関係にあったことがわかる。翌康正二年（一四五六）には、今度は牛嶋公治が中村殿に契状を出し、こうして三家の間に一揆が成立した。[16]

永正四年（一五〇七）になると渋江下野守公直は、中村三河守に対して、志田村分所領を「堅可有知行状如件」とする書下を発給しているが、契状段階に較べれば、渋江家は書下を与えるというはるかに優位な地位にたったことになる。そして四年後、橘右馬頭公勢（渋江氏）は中村細童殿に対し、「公集」の名を与える名字状を出し、はっきりと両家が主従制的関係となったことを確認できるのである。[17]

中世橘氏の終焉　しかし『渋江氏由来』『渋江系図』等によれば、永禄三年（一五六〇）有馬仙岩の攻撃による潮見落城以降渋江氏は衰退したという。長嶋庄を征覇したのは後藤貴明であり、彼らは一旦その臣となるが、近世には渋江氏は大村藩士、中村氏は武雄鍋島藩士となったと伝えており、『大村郷村記』中の大村城下、波佐見村の項などには、「公」を通字とする渋江氏（橘氏）に関する記述をみることができる。

小鹿島文書は永く九州大学に寄託されていたが近年高木嘉寿子氏（東京）の所蔵に帰し、橘中村文書は昭和十三年（一九三八）中尾義彦氏より東京大学史料編纂所に委譲され今日に至っている。[18] ほかに渋江芳称氏所蔵文書、[19] 南文書[20]の一部に一族関係文書が伝来したことも書き加えておきたい。

聞取調査

片白…尾崎清（故人）・馬渡辰見・江頭進、花島…井上菊雄・木藤重良・中尾磯男・中尾政俊・三ヶ島寅康、大日…吉野千代次、郷ノ木…中村経雄、納手…山口新作、高橋…坂本寿一、小楠…松本喜与司、川良…松尾小太郎、黒尾…古賀京二、繁昌…福田東吾、川上…山口泉、南上滝…荒川睦馬の各氏より

(1)　土与丸名主道秀が大草野を称していること（中・貞和六年四月廿一日足利直冬下文、佐㈦—三四）、土与丸名の名称が中村氏に伝領される応永三年を境に消え、同時に代わって大草野の呼称が現われることによる（大草野北方は藤津郡であるが、近世には武雄藩領となる）。

(2)　中・応永三年十月廿日道秀譲状（佐㈦—四六）。

(3)　中・応永五年閏四月十六日肥前守護代散位氏康書下案（長121、佐㈦—四八）、刊本が、文書名を「吉見弾正少弼書下案」とするのは疑問がある（服部「九州探題（鎮西管領）の肥前守護職兼補について—南北朝期以降—」〈『遥かなる中世』・二〉参照）。

(4)　地図Ⅴ—Ⅰに示したように芦原（蘆）南方の三つの溜池を西より久治浦池、津山池、永池と呼んでいる。

(5)　中・正平十二年十月廿五日れん与譲状（長97、佐㈦—三八）、同案（長98）、中・延文五年八月廿二日僧ちもん譲状（長99、佐㈦—三九）、「後藤家事蹟」所収永徳三年十二月　日治部少輔今川貞臣(ヵ)書下写。養父三名の花押は全て異なっている。

(6)　小・暦応四年九月六日橘薩摩幸蓮譲状（長80、佐㈡—八）。

(7)　小・貞和六年五月十八日沙弥公円譲状（長92、佐㈡—一）。

(8)　但し下村の場合多く荒野を含む数値と考えられるのに対し、花嶋のそれはおそらく大半が可耕地と思われる。したがって単純な比較はできないが、およその傾向を示すものとしたい。『武雄史』所収天正年中旧記は郡内の各村の地積を列挙したもので、太閤検地との関連を考えると、度量衡の差異、村切の問題等比較にあたっては考慮すべき点が多くあるが、下村相当は渋江分八十丁、牛嶋分九十丁、中村分六十丁、小野原村二十九丁、計二百五十九丁あるのに対し、花嶋村は五十丁となっており、五・四対一となっている。

(9)　岡田章雄「中世武家社会における女性の経済的地位」（『歴史地理』六〇—三、一九一八年、二四一頁）は所領保全のための近親通婚の一例として、小・暦応四年九月六日幸蓮譲状をあげている。

(10)　佐㈡—一三、㈦—二四（長63、78）。

(11)　暦応四年九月六日付の以下の三通、①長80、佐㈡—八（前註（6））②長81、佐㈡—九（前註四—(1)）（文書左端は切断されており継目裏花押の存在は確認できない）、③長82、佐㈦—二六、この文書は全紙であるが、右端継目裏花押はない。

(12)　前註（五—(1)）。

(13)　長・解題。

(14)　妙音寺文書（佐㈦—六）。

(15)　佐㈦—七九、一三六。

(16)　以上、佐㈦—六四～六六。

(17)　以上、佐㈦—七六、八〇。なお公勢は細童に対し、再度大永六年（一五二六）公継の字を与えているが（佐㈦—八六）、この細童は別人か。

(18)　『市史』（下）四二五頁（執筆者故石井良一氏）、相田二郎氏書簡（石井良一氏宛、佐賀県立図書館蔵）。

(19)　鍋島文庫（1—11—114）、前註（六—(12)）の一点のほか天正十七年十月廿七日豊臣秀吉朱印状の二通がある（大園隆二郎氏の御教示による）。

(20)　南秀敏氏（武雄市東川登町袴野）所蔵。橘中村文書の写と考えられる文書が数点ある。その内元弘三年七月日橘薩摩聖（性）空言上状写は橘中村文書中に原本の所在がない（中村家系図所載判物証文書付〈佐㈦—一三七〉にもみえない）。本文書については瀬野精一郎氏の御教示を得た。

残された課題

以上、各地域における景観復原、中世の村落と耕地の復原を、実地に即しつつ述べてきた。くり返しての一々の要約は省略したい。

但し以上のような景観復原作業については次のような批判的意見が出されるかもしれない。いわく、「景観復原には歴史叙述がない。絶対年代がない。史的変遷の観点がない」等々。

こうした批判点のうち、ある部分については、確かに本書の記述においても甘受しなければならないところがあるだろう。しかし景観復原を行なうという本書の観点は、述べてきたように、景観を形成してきた過去の人々の営為を探るところにある。

過去の人々は自然に対し働きかける中で、より豊かな人間らしい生活を目ざした。そうした努力が細々と、しかしやむことなく続けられてきた。そして豊かになった生活を守る努力もなされる。時にはそれを奪おうとするものに対する闘いも必要であった。

歴史的景観にはこうした営為の痕跡が刻まれていると思う。その痕跡を読みとる作業こそが景観復原なのである。

琉球列島の西端に近い西表（いりおもて）島に行ったことがある。そこには巨大な干潟があった。干潮時には見渡す限りの陸地が拡がっていた。広い広い平地であり、その中には川も流れていた。川の両側や陸地に近いわずかな高まりにはヒルギが高く根を張っていた。そして次の日、同じ場所を訪ねたが、一面の海に変じていた。ヒルギは海中に点々と、わずかな緑の葉が顔を出しているにすぎなかった。この景観は完全に自然の景観である。海・陸に対する人々の営為の痕跡をそこにみつけることはできない。

一方、かつては日本本土にもこれと同じ景観が普遍的に存在していた。中世以前の瀬戸内海や伊勢湾、有明海にはこれと同じ風景が拡がっていたはずなのである。一見手をつけがたいが、しかし多くの豊かさをもたらす可能性を秘めている、この大自然に対する働きかけが開始される。陸地に近いわずかな高まりを少しずつ、締切っていくとこ

ろから、歴史的景観の形成がはじまる。土地に対する人々の営為がそこからはじまるのである。

干潟に対するのと同じように、雨季には自然が猛威をふるい、手をつけることができなくなる河川に対しても、少しずつ人間の管理がはじまり、あるいは作物を作付することなどは考えにくかった低湿地に対しても、人々の努力がはじまる。景観には自然に対する人間の営為が刻まれている。景観自身が人間の記録である。

対自然のみではない。もてるものと、もたざるものの闘諍は、みそざく・ようじゃくのあり方一つをとっても、景観にあらわれていた。

それでは人々のくらしの歴史的変遷を、本書ではどのようにとらえ得たのか。この点は明確な答えを欠くが、本書で扱った変化は、ドラステックな変化ではなく、少しずつの変化の蓄積によるものが多かった。そうした事例の一つに「散村から集村へ」という現象をあげ得よう。本書では集村化の事例は比較的多く紹介することができた。もっともこの点の指摘は既に先学によってなされている。水田直下で検出される多くの中世の住居跡群はそのことを直接示すものである。また歴史地理学の分野における金田章裕『条里と村落の歴史地理学的研究』(一九八五年)はその検討を行なった最新の成果であるが、かつて私はこの著書への書評(『日本史研究』二九四、一九八七年二月)で次のように発言した。

散村→集村、という主題に関して我々が知りたいのは、まさしくその集村化現象の契機とは何かという点である。この点著者が多くの紙幅を割きながらも、集村化の原因の説明を回避されていることには不満が残る。

と。今やこのことばは皮肉にも私自身に対して向けられる。

散村の集村化はいかなる要因によるのか。確かにこの問いに答えることは容易ではない。ただ本書で扱った範囲でいえば、かつての屋敷地は、みな一様に水田となっていた。このことからすれば、宅地を高燥地にある塊村部分(水田化不可能な土地)に移動すると同時に、宅地の跡地を水田化したことが考えられるから、土地の集約利用、特に水田の集約利用への志向が一つの大きな要因であったと推測できる。またそうしたある時期までの宅地に適した高燥地を、土木技術の進展によって開田し得たことも、その背景に考えることができる。さらに関東地方のいくつかの事例(小山市卒島など)が示すように、寺院の移転まで行なわれていることは、この志向が村落の人間のみならず、上級権力自体のものでもあったことを示唆していよう。これが集村化への一つの重要な契機であることはまちがいない。

一方本書では名(みょう)の分布状態についても種々言及した。名の基本的な構成要素は最小の耕作(経営)単位であり、名自体はそれらの単位のくみあわせであったと著者は考えている。本書では名の横断的性格を指摘したが、一つの谷の中で完結する名もあれば、隣接する谷との横断的な分布をみせる名もあった。さらに荘園内を広く横断的に分布する名は、大規模な名には普通の形態であったし(福井庄、久我庄、地毗庄、国延保など)、さらに荘園の枠を越えて分布する、鵤庄吉永名のよ

うな名も、いくつかの荘園にみられた（三入庄、金田庄など）。

ほかにも本書では言及できなかったが、備後国太田庄のいくつかの名では近世的な村の範囲を越えて、横断的に分布する名の形態も指摘できる（服部「芦田川流域の村々」『国立歴史民俗博物館研究報告』二八〈共同研究「中世荘園遺構の調査ならびに記録保存法―備後国太田荘―」〉、一九九〇年）。また豊後国田染庄の場合、近世に大曲村と呼ばれる村があり、元禄の絵図によれば大曲谷のみを領域とする村であった。しかし中世の大曲取帳、即ち永享三年、嘉吉二年（一四三一、四二）の「永正名之内大まかりの見田取帳」には三人の作人の名がみえているが、彼らの耕地は大曲谷である「さこ」以外に、「ふくてん」「口の丸」「まとの原」にあった。後者の三筆は大曲以外の地、つまり近世には他村となる区域にあった耕地である（海老澤衷「中世における荘園景観と名体制」『歴史学研究』六二六、一九九一年一一月、服部「荘園調査はなぜ行なわれないのか」『日本史研究』三一〇、一九八八年六月）。近世の村に比較すれば、中世の名は村落横断的、分散的な形態であったことをよく示してくれる史料である。

名は名主を把握する制度である。一々、領主から把握はされないが、名の中にはいくつかの経営体があったのであり、その経営体のいくつかは、名主の住む村とは別地域にあることもあっただろう。

散村的景観とはこうした名の横断的分散的な性格にも対応しよう。換言すれば散村の分散的な形態に対応する収取制度が名であった。

名においては、ある段階での検注で確定されたならば、名主のもとにあった作人（実際の耕作者、ないしはその中間にあった職の所有者など）を逐一把握することまではしなかった、あるいはできなかったであろう。名の内部の個別経営には不安定な要素もあっただろうし、職の売買にみるような流動性もあった。名において名の田積と名主、つまり年貢納入額と納入者を把握する名田制度はこうした側面には対応しやすい制度であった。

しかしやがて集村化が進めば、当然に村は自己完結的な性格をもつ。集村においては実際の土地と耕作者を、村単位で一元的に把握する方が領主にとってはより有効な収取体制が期待できる。

近世初頭の村切は、もちろん集村化現象に対応するもので、集村化の進捗があってはじめて可能となったものである。また村切によって、さらに集村化が促進されるわけだが、村切と同時に行なわれた近世検地によって、土地と実際の耕作者が一元的に把握された。かくして名は機能を失い、年貢収取は中世の名主（みょうしゅ）の機能を統合して継承した、名主（なぬし）・庄屋ら村方三役が責任をもち、一方個々の百姓が納入者となる形に二分化した。

このように考えれば、景観の変遷は制度の変遷を準備し、実現したものということができる。景観は歴史的な制度にも対応していたのである。

本書において残された課題は当然のことながらあまりに多い。しかし今後も歴史的な各段階における景観のもつ意味と、それが変遷していく過程、そしてその変遷の背景と要因を追求し、あわせて制度的な変遷との関連を明らかにする作業が必要と考えている。